

# 第3次八潮市環境基本計画

八潮市地球温暖化対策実行計画  
(区域施策編・事務事業編)  
八潮市気候変動適応計画



令和8年3月  
八潮市



## はじめに

本市では、八潮市環境基本条例に掲げる基本理念を踏まえ、平成21年4月に「八潮市環境基本計画」を策定し、その後、平成28年4月に改正した「第2次八潮市環境基本計画」に基づき、環境保全等に関する各施策を推進してきました。

しかしながら、近年、世界各地では気候変動に起因する猛暑や激甚化する台風、集中豪雨などの災害が頻発しており、人間社会や自然界にとって深刻な状況となっています。

さらに、生物多様性の損失や廃棄物問題など、環境を取り巻く課題は多様化・複雑化しており、持続可能な社会の実現に向けた取組が強く求められています。これらの課題は、持続可能な開発目標（SDGs）の達成とも深く関わるものであり、地域における総合的かつ計画的な取組が一層重要となります。

国は2050年カーボンニュートラルの実現を長期目標に掲げ、中期目標として2030年度において温室効果ガスを2013年度比46%以上削減することを目指すとともに50%の高みに向け挑戦を続けると表明しました。

こうした国内外の動向を踏まえ、本市では、様々な環境問題に対応するとともに、脱炭素社会の実現を目指すため、「八潮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「八潮市気候変動適応計画」の策定、さらには、「八潮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の見直しを行い、これらを内包した新たな「第3次八潮市環境基本計画」を策定しました。

本計画では、本市が目指す将来の環境像「水と緑にふれあえる、環境にやさしいまち八潮」の実現に向け、私たち一人ひとりが地球全体の環境に深く関わっていることを認識し、自らの課題として捉え、日常生活や事業活動において良好な環境の保全と創出に取り組むことが必要です。

また、本計画を着実に推進し、将来の望ましい環境像を実現するためには、市民、事業者、行政が協働して各種施策を推進していくことが必要となりますことから、皆様の一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なるご尽力をいただきました環境審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見等をいただきました多くの皆様に、心より厚く感謝申し上げます。

令和8年3月

八潮市長 大山 忍



# 目 次

<b>第1章 計画の基本的事項</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景と目的 .....	1
2 計画の位置付け .....	2
3 計画の対象とする環境の範囲 .....	3
4 計画の期間 .....	3
<b>第2章 環境行政を取り巻く社会動向</b> .....	<b>4</b>
1 国際的な動向 .....	4
2 国の動向 .....	7
3 埼玉県の動向 .....	13
4 本市の動向 .....	15
<b>第3章 環境の現状と課題</b> .....	<b>16</b>
1 本市の概況 .....	16
2 環境の現状と課題 .....	18
3 前計画の評価 .....	25
4 環境意識調査 .....	28
<b>第4章 目指す環境像と環境目標</b> .....	<b>33</b>
1 長期的な目標の設定の考え方 .....	33
2 目指す環境像 .....	34
3 環境目標 .....	35
4 施策体系 .....	38
<b>第5章 目標達成のための取組</b> .....	<b>40</b>
1 自然環境分野 .....	40
2 生活環境分野 .....	48
3 地球環境分野 .....	55
4 資源循環分野 .....	64
5 環境活動分野 .....	69

**第6章 八潮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）…………… 75**

- 1 八潮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）…………… 75
- 2 八潮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）…………… 102

**第7章 八潮市気候変動適応計画…………… 113**

- 1 適応に関する基本的な考え方…………… 113
- 2 気候変動による影響とその適応策…………… 116

**第8章 計画の推進…………… 125**

- 1 各主体の役割と協働…………… 125
- 2 推進体制…………… 126
- 3 進行管理…………… 127

**資料編**



# 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画策定の背景と目的

本市は、平成19年12月に「八潮市環境基本条例」を制定しました。また、条例で定めた基本理念に基づき平成28年4月に令和7年度を目標年度とした「第2次八潮市環境基本計画」を策定し、「第5次八潮市総合計画」との整合を図り、基本構想に掲げられた将来都市像の実現に向けて、環境の保全等に関する各施策を推進してきました。

この間、国では、令和6年に「第六次環境基本計画」が閣議決定され、環境基本法第1条の趣旨を踏まえ、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」を最上位の目的とし、市場価値と非市場価値の双方において「新たな成長」の実現を図っていくことが示されました。また、近年の気候変動による影響を受けて、平成30年には「気候変動適応法」を施行し、温室効果ガス排出の削減を最大限に実施しても避けられない気候変動の影響に対して、その被害を回避・軽減していく適応策の法的位置づけが明確化しています。なお、令和2年に、「2050年カーボンニュートラル宣言」を表明し、令和7年に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す。」ことを目標として掲げています。

埼玉県では、令和4年に「埼玉県環境基本計画（第5次）」を策定し、健全で恵み豊かな環境を維持しながら、環境への負荷の少ない持続的な社会実現を目指す施策を示しています。

このように、環境を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。本市においては、令和8年3月に「第6次八潮市総合計画」を策定し、「第3期八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を内包する計画と位置づけ、将来都市像の実現に向けて、各種計画との整合を図りながら施策を推進していく必要があります。

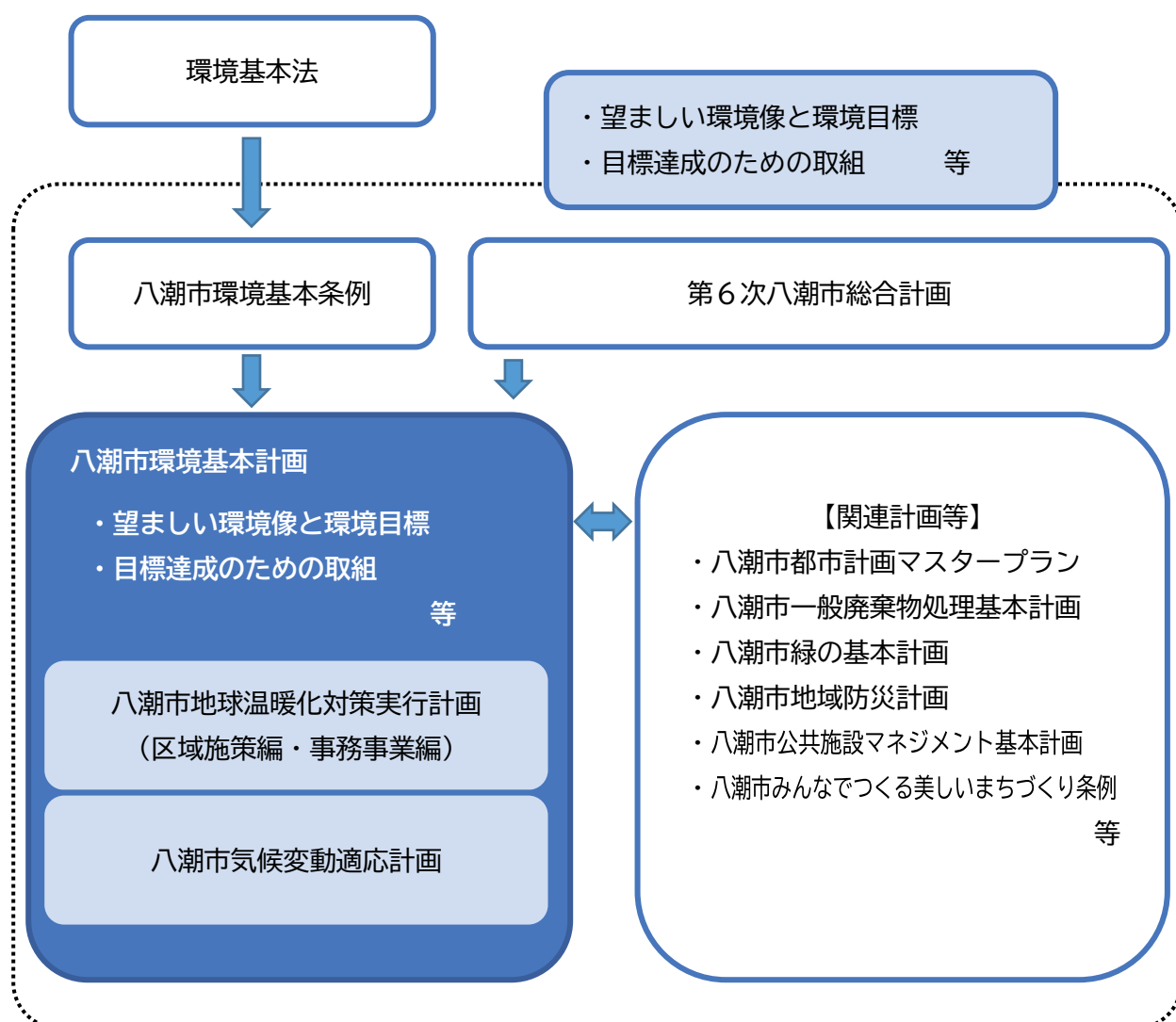
そのため、本市では、「第2次八潮市環境基本計画」の目標年度を迎えたことから、環境行政を取り巻く状況の変化や、市民・事業者の環境への意識の変化に対応し、環境施策をより総合的かつ計画的に推進するため、新たに「第3次八潮市環境基本計画」を策定しました。

## 2 計画の位置付け

本計画は、「八潮市環境基本条例」第8条に基づく計画であり、環境の保全の基本的な方向を示すものです。また、「第6次八潮市総合計画」における将来都市像「住みやすさナンバー1のまち八潮」を実現するための環境施策を推進していく計画であり、本市が策定した都市計画マスタープラン、一般廃棄物処理基本計画、緑の基本計画、地域防災計画、公共施設マネジメント基本計画及びみんなで作る美しいまちづくり条例に関する各種計画とも調和し、連携を図ります。

なお、本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）」第21条第4項の規定に基づく「八潮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「気候変動適応法」第12条の規定に基づく「八潮市気候変動適応計画」を内包しており、地域特性を踏まえた温室効果ガス排出量の削減に向けた緩和策及び気候変動の影響による被害の回避・軽減するための適応策を示します。

また、温対法第21条第1項の規定に基づき、市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減措置に関する計画として、平成29年3月に策定した「八潮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を見直し、本計画に内包します。



### 3 計画の対象とする環境の範囲

本計画は、「自然環境分野」、「生活環境分野」、「地球環境分野」、「資源循環分野」、「環境活動分野」の5分野を対象の範囲とします。

なお、「環境活動分野」については、各分野に共通する基本的な取組に係る項目です。

#### ◆計画の対象とする環境の範囲

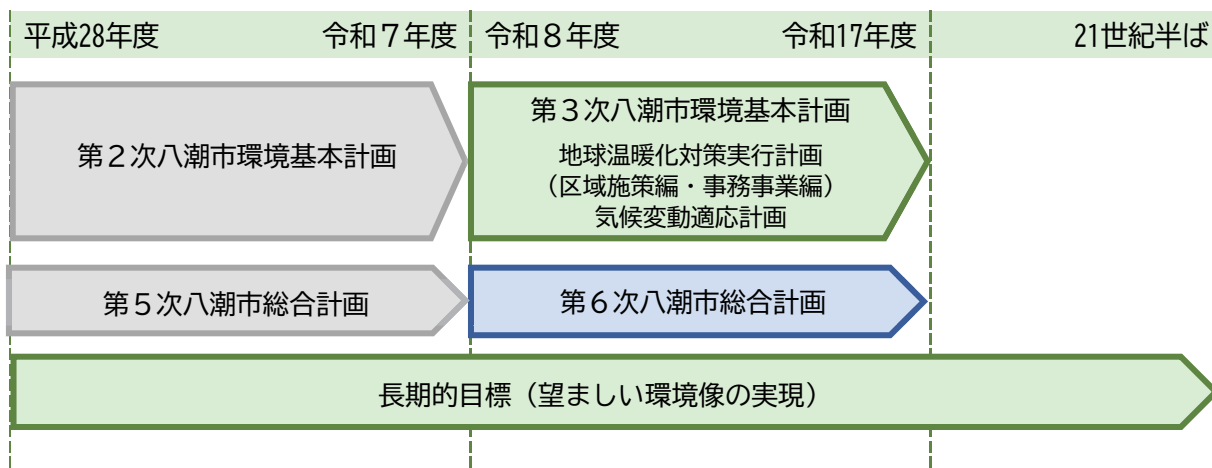
自然環境	生活環境	地球環境	資源循環
○生物多様性 ○緑化・緑地保全 ○水辺環境 等	○公害問題 ○まちづくり ○歴史・文化 等	○地球温暖化 ○エネルギー ○気候変動 等	○ごみの減量化 ○リサイクル ○資源 等
環境活動			
○地域の環境活動 ○環境教育・学習 ○市民・事業者・市の協働による取組 等			

### 4 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和17年度までの10年間を計画の期間とし、新たに策定された「第6次八潮市総合計画」の計画期間と整合を図るものとしています。

ただし、環境の保全等は、短期間に達成しうるものではありません。持続可能な社会の実現に向けて、21世紀半ばを見据え、長期的な視野で取り組んでいきます。

また、本市を取り巻く環境や社会の状況の変化に的確に対応するため、概ね5年ごとに計画を見直し、必要に応じて計画を改定します。



#### ◆計画の期間

## 第2章 環境行政を取り巻く社会動向

### 1 国際的な動向

#### (1) 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

平成 27 年に開催された国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals)」(以下「SDGs」という。)が掲げられました。

SDGs は、平成 28 年から令和 12 年 (2030 年) までの国際目標であり、17 のゴール・169 のターゲットから構成され、経済、社会及び環境の 3 つの側面を統合的に解決する考え方が示されています。国際社会全体が将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。



◆持続可能な開発目標 (SDGs) の 17 のゴール  
出典:「2030 アジェンダ」(国際連合広報センターホームページ)

#### (2) パリ協定

平成 27 年 12 月の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) において、令和 2 年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」では、気候変動によるリスクを抑制するために、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を世界共通の長期目標としています。令和 3 年にイギリス・グラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議 (COP26) では、パリ協定の 1.5℃目標の達成に向けて、今世紀半ばのカーボンニュートラルと、その重要な経過点となる令和 12 年 (2030 年) に向けて、野心的な対策を各国に求めることが盛り込まれた、グラスゴー気候合意が採択されました。

また、令和 6 年 11 月にアゼルバイジャン・バクーで開催された国連気候変動枠組条約第 29 回締約国会議 (COP29) では、パリ協定第 6 条 (市場メカニズム) の合意のほか、緩和、適応、ロス & ダメージ、GST、ジェンダーと気候変動等の各議題について議論が行われ、気候資金に関する目標額である「新規合同数値目標 (NCQG)」が決定し、2035 年までに世界全体で官民あわせて途上国への支援額を少なくとも年間 1.3 兆ドルを増やすよう呼びかけることも盛り込まれました。

## ◆持続可能な開発目標（SDGs）のゴールと意味

アイコン	ゴール	意味
1 	貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
2 	飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3 	すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4 	質の高い教育をみんなに	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
5 	ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う
6 	安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7 	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
8 	働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
9 	産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
10 	人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
11 	住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12 	つくる責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
13 	気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14 	海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15 	陸の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
16 	平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17 	パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

### (3) 海洋プラスチック問題

現在、世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが海洋に流出していると推計されています。このため、海洋プラスチックごみによる地球規模の環境汚染が生態系、生活環境、漁業、観光等への悪影響が懸念されています。これに対して、国連をはじめとする様々な国際会議において、重要かつ喫緊の課題として議論が行われており、SDGsにおいても、目標 14 として「海の豊かさを守ろう」が掲げられています。

こうした問題の解決のために、プラスチックが社会と持続可能性に対して果たす重要な役割を認識しつつ、海洋プラスチックごみの流出防止に世界全体で連携して取り組む必要であり、プラスチックごみの海への流出をいかに抑えるかが重要となっています。

令和元年 6 月に開催された、G20 持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合において、「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が合意されました。

同枠組は、具体的には、1) 環境上適正な廃棄物管理、海洋プラスチックごみの回収、革新的な解決方策の展開、各国の能力強化のための国際協力等による包括的なライフサイクルアプローチの推進、2) G20 資源効率性対話等の機会を活用し、G20 海洋ごみ行動計画に沿った関連政策、計画、対策に関する情報の継続的な共有及び更新の実施、3) 海洋ごみ、特に海洋プラスチックとマイクロプラスチックの現状と影響の測定とモニタリング等のための科学的基盤の強化等を内容としています。

### (4) 昆明・モンリオール生物多様性枠組み

「昆明・モンリオール生物多様性枠組み」は、平成 22 年の愛知目標を引き継ぐ新たな目標として、令和 4 年にカナダ・モンリオールで開催された国連生物多様性条約第 15 回締約国会議 (COP15) で採択されました。この枠組みでは、愛知目標で掲げられた「自然と共生する世界」が引き続き 2050 年ビジョンとして掲げられると共に、このビジョンに関連する「保全」や「持続可能な利用」など、4 つの 2050 年グローバルゴールが設定されました。

2050年 ビジョン	2050年 グローバルゴール		
自然と共生する世界の実現	ゴール A 生物多様性の保全	ゴール B 生物多様性の持続可能な利用	
	ゴール C 遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS)	ゴール D 実施手段の確保	
2030年 ミッション	2030年 グローバルターゲット		
自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる	生物多様性への脅威を減らす ターゲット 1~8	人々のニーズを満たす ターゲット 9~13	実施と主流化のためのツールと解決策 ターゲット 14~23

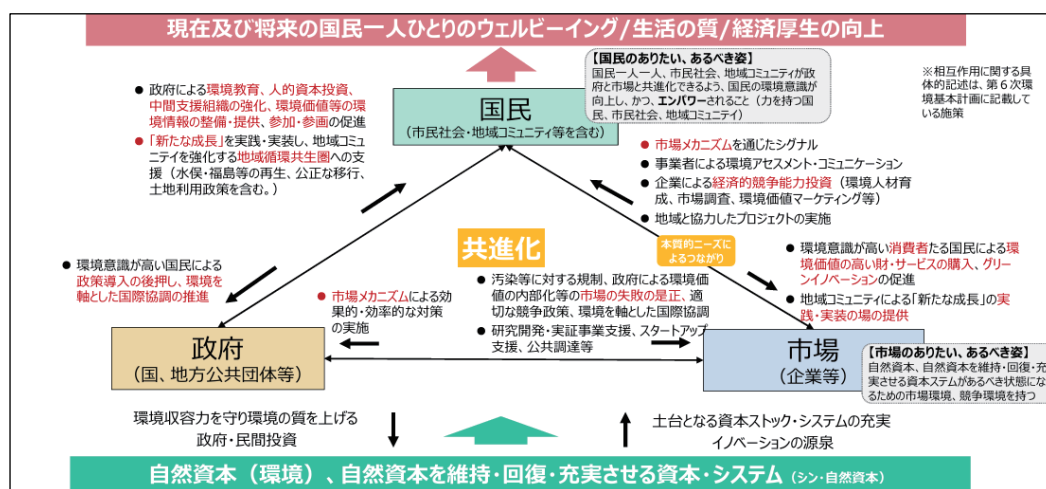
#### ◆昆明・モンリオール生物多様性枠組における 2050 年ビジョン

出典：「昆明・モンリオール生物多様性枠組—ネイチャーポジティブの未来に向けた 2030 年世界目標—」（環境省）

## 2 国の動向

### (1) 第六次環境基本計画

国は、令和6年5月に「第六次環境基本計画」を閣議決定しており、環境保全を通じた、現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」を最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）の構築を目指すこととしています。目指すべき社会の姿、循環共生型社会を実現するため、環境・経済・社会の統合的向上の高度化に向け、ネットゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等といった個別分野の環境政策を統合的に実施し、相乗効果（シナジー）を発揮させ、経済社会の構造的な課題の解決にも結びつけます。そのため、分野横断的な6つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際）について設定をしています。



◆政府・市場・国民の共進化による「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現のイメージ  
出典：「第六次環境基本計画の概要」（環境省）

### (2) 2050年カーボンニュートラル宣言

国は、「パリ協定」に定める目標「世界全体の気温上昇を2℃より十分下回るよう、更に1.5℃までに制限する努力を継続」等を踏まえ、令和2年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言しています。これにより、「2050年カーボンニュートラル」を目指す「ゼロカーボンシティ」を表明する自治体が増加しています。

### (3) 地球温暖化対策の推進に関する法律

「パリ協定」の目標や「2050年カーボンニュートラル宣言」を基本理念として法に位置付けているもので、令和6年3月に改正されました。また、2050年までの脱炭素社会の実現、環境・経済・社会の統合的向上、国民を始めとした関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として規定しています。

## (4) 地球温暖化対策計画

IPCC が公表した「1.5℃特別報告書」を受けて、世界の平均気温の上昇を工業化以前の水準よりも 1.5℃に抑えるための努力を追求することが世界的に急務であることから、日本においても令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「2050 年カーボンニュートラル」の実現を目指しています。

令和 7 年 2 月には前計画の改定が行われ、閣議決定がされました。これにより 2050 年ネットゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、令和 17 年度と令和 22 年度において、温室効果ガスを平成 25 年度（2013 年度）比それぞれ 60%、73%削減することを目指しています。

### ◆地球温暖化対策計画におけるガス別その他の区分ごとの目標・目安

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位:百万 t-CO <sub>2</sub> )	平成 25 年度 (2013 年度) 排出実績	令和 12 年度 (2030 年度) 排出量	削減率
		1,407	760
エネルギー起源二酸化炭素	1,235	677	▲45%
産業部門	463	289	▲38%
業務その他部門	235	115	▲51%
家庭部門	209	71	▲66%
運輸部門	224	146	▲35%
エネルギー転換部門	106	56	▲47%
非エネルギー起源二酸化炭素	82.2	70.0	▲15%
メタン	32.7	29.1	▲11%
一酸化二窒素	19.9	16.5	▲17%
代替フロン等4ガス	37.2	20.9	▲44%
温室効果ガス吸収量	—	47.7	—

出典：「地球温暖化対策計画 概要版」(環境省)より作成

## (5) 気候変動適応法

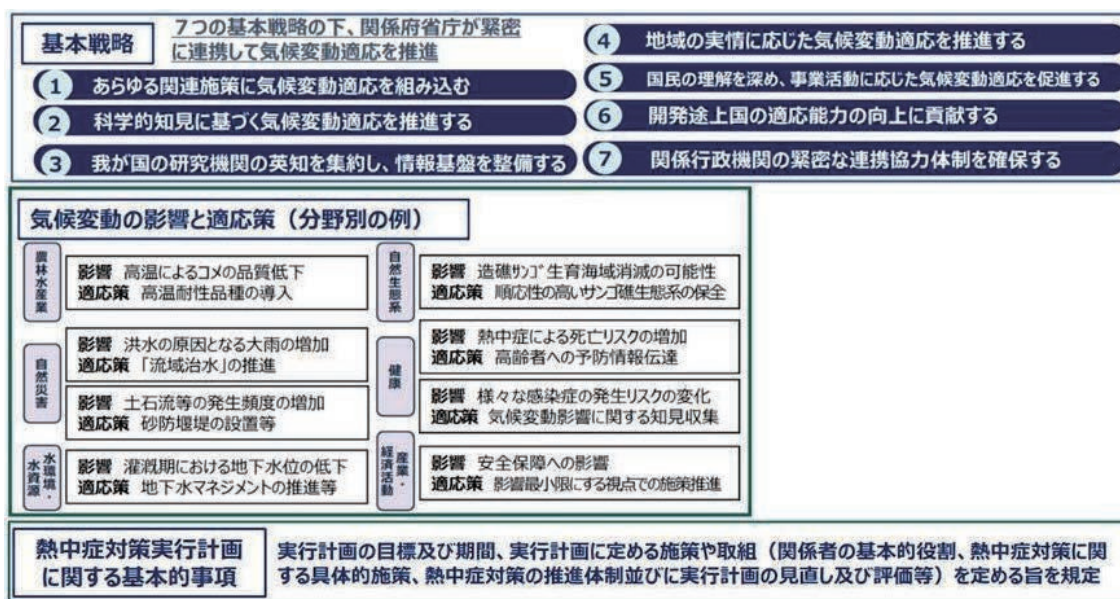
地球温暖化その他の気候変動による影響に対応し、被害の防止・軽減を図るため、気候変動適応を推進することを目的として、国、地方公共団体、事業者及び国民が気候変動への適応の推進のために担うべき役割を明確化し、適応策の法的仕組みを定めた法律であり、平成 30 年 12 月に施行されました。

適応の総合的推進、情報基盤の整備、地域での適応の強化、適応の国際的展開等が定められ、国は「気候変動適応計画」を策定し、都道府県及び市町村は「気候変動適応計画」の策定及び「気候変動適応センター」の設置が努力義務とされています。

## (6) 気候変動適応計画

気候変動適応計画は、気候変動適応法（平成30年度12月施行）第8条に基づき、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供などの気候変動影響の総合的な評価等を勘案して、令和3年10月に改定されました。「気候変動影響による被害の防止・軽減、さらには、国民の生活の安定、社会・経済の健全な発展、自然環境の保全及び国土の強靱化を図り、安全・安心で持続可能な社会を構築すること」を目標とし、7つの基本戦略のもと、各分野の適応策が示されています。

また、令和5年5月には、熱中症対策実行計画の基本的事項を定める等の一部変更が行われました。



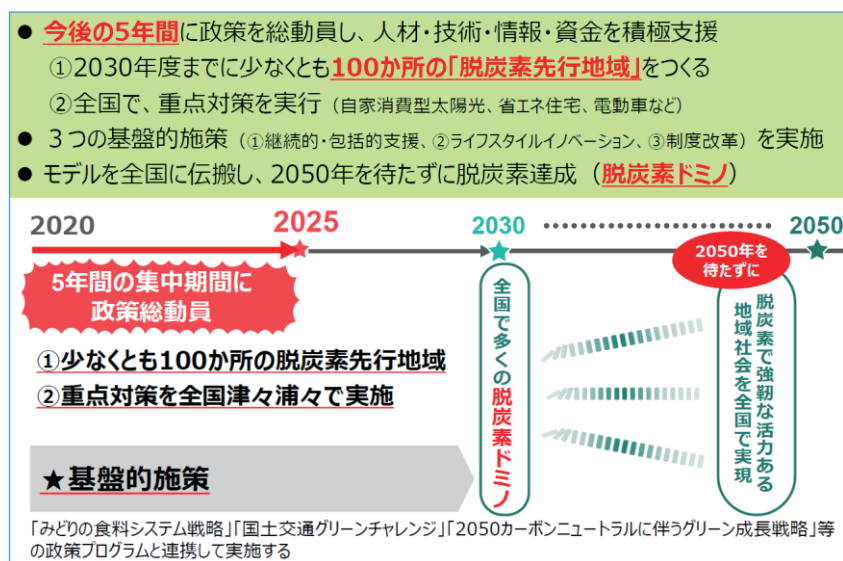
### ◆気候変動適応計画の概要

出典：「気候変動適応計画の概要」（環境省）

## (7) 脱炭素ロードマップ

国は、令和3年に地域脱炭素ロードマップを策定し、令和12年度（2030年度）までに集中して行う取組、施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示しています。

地域脱炭素が意欲と実現可能性の高いところからその他の地域に広がっていく「実行の脱炭素ドミノ」を起こすべく、令和2年度から7年度までの5年間を集中期間として政策を総動員し、令和12年度（2030年度）までに少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」をつくとともに、全国で重点対策を実行していくこととしています。



### ◆地域脱炭素ロードマップ対策・施策の全体像

出典：「地域脱炭素ロードマップ 概要版」（環境省）

## (8) 第7次エネルギー基本計画

エネルギー政策を進める上では、安全性（Safety）を前提とした上で、エネルギーの安定供給（Energy Security）を第一とし、経済効率性の向上（Economic Efficiency）による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合（Environment）を図る、S+3Eの視点が重要であると示されています。

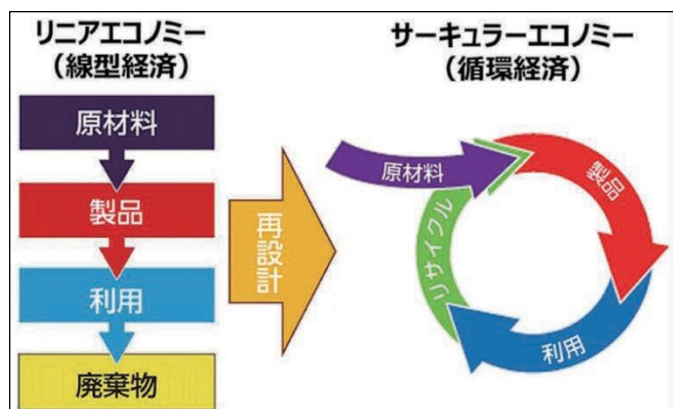
その上で、「2050年カーボンニュートラル」や新たな温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示し、気候変動対策を進めながら、日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服するための安全性確保を大前提として、安定供給の確保やエネルギーコストの低減に向けた取組を示すことが重要なテーマとしています。

令和7年2月には、本計画が改定され、エネルギー安定供給の確保に向けた投資を促進する観点から、令和22年（2040年）やその先のカーボンニュートラル実現に向けたエネルギー需給構造を視野に入れつつ、S+3Eの原則の下、今後取り組むべき政策課題や対応の方向性をまとめています。

## (9) 第五次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが必要不可欠となっています。

循環型社会の形成を目指し、「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環が達成された姿」、「多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現が達成された姿」、「資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行が達成された姿」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進が達成された姿」を将来像として示しています。



◆サーキュラーエコノミー

出典：「令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」（環境省）

## (10) 食品ロスの削減の推進に関する法律

世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、食品ロスの削減に真摯に取り組むべき課題であることを明示しています。食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことと明記しています。

食品ロスの削減に関して、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めることによって、総合的に推進することを目的として、令和2年には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。

## (11) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

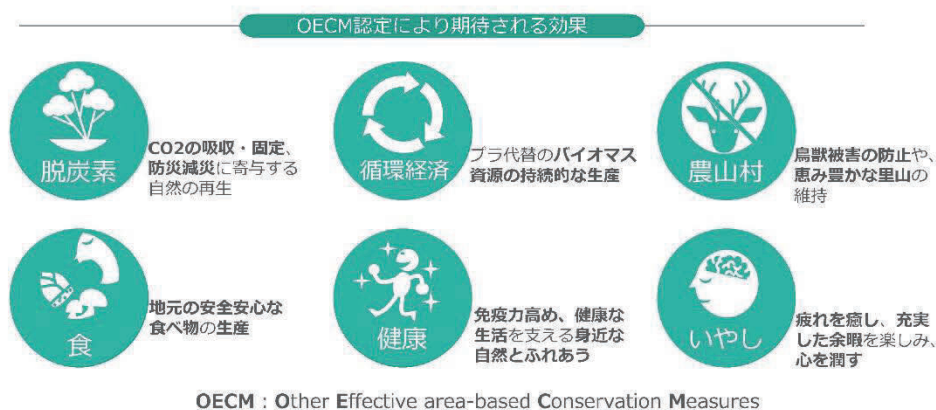
海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を一層促進する重要性が高まっていることを踏まえ、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置事項が示されています。

## (12) 生物多様性国家戦略 2023-2030

令和4年12月にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)では、平成22年に採択された愛知目標の後継となる、令和12年(2030年)までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されています。日本ではこれに先立ち、生物多様性国家戦略の見直しの検討を進め、令和5年3月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定しました。同戦略は、生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応を記載するとともに、目指すべき目標として、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「2030年ネイチャーポジティブ」を掲げています。このネイチャーポジティブ実現のため、令和12年(2030年)までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30(サーティーバイサーティー)目標」を含め、自然資本を守り活用するための行動計画を具体的に示しています。

### — 30 by 30 —

- 保護地域(国立公園等)の更なる拡充・管理
- 保護地域以外の場所で生物多様性保全に貢献する場所(OECM)の認定(社寺林、企業有林、企業緑地、里地里山等)



#### ◆30by30による効果

出典：「次期生物多様性国家戦略の策定に向けた基本的な考え方」(環境省)

## (13) 環境教育・環境情報

持続可能な社会の実現を目指して行う学習・教育活動を「持続可能な開発のための教育(ESD: Education for Sustainable Development)」(以下「ESD」という。)といいます。令和元年12月に採択された国際的な実施枠組み「持続可能な開発のための教育:SDGs実現に向けて(ESD for 2030)」は、ESDの強化とSDGsの17の全ての目標実現への貢献を通じて、より公正で持続可能な世界の構築を目指すものとしています。

「ESD for 2030」等を踏まえ、国は、令和3年5月に「我が国におけるESDに関する実施計画(第2期ESD国内実施計画)」が策定されました。

## 3 埼玉県動向

### (1) 埼玉県環境基本計画（第5次）

埼玉県環境基本条例の基本的理念である「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築」を図るとともに、人口減少・少子高齢化、大雨や台風の増加、海洋プラスチックごみ問題の顕在化、カーボンニュートラルに向けた動き、SDGsの達成に向けた取組の広がりなど、環境の状況変化や国内外の動向を踏まえ、環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進するために計画を策定しています。長期目標として「温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり」、「安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり」、「あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり」を掲げ、施策を展開しています。

### (2) 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）（区域施策編）改正版

埼玉県では、今世紀末に平均気温が今世紀のはじめより最大4.3℃上昇するという予測結果（地球温暖化が最も進行するシナリオ；RCP8.5）が示されており、地球温暖化対策は「待ったなし」の課題となっているため、「カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉」を目指すべき将来像として掲げ、取組を進めています。

パリ協定に基づく国際的な目標や国の計画を考慮し、令和12年度（2030年度）を目標年度とし、埼玉県の温室効果ガス排出量を平成25年度（2013年度）比46%削減することを目標としています。

温対法に基づく、地方公共団体実行計画（区域施策編）として、緩和策に取組むだけでなく、気候変動適応法に基づく、気候変動適応計画として、適応策についても取組を定めています。

### (3) 第3期埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改正版

温室効果ガス排出量の削減目標を令和12年度（2030年度）までに、平成25年度（2013年度）比で46%削減とし、さらに50%削減の高みに向けて挑戦するとしています。

この目標達成に向けて、「自分ごと化による対策推進」、「財やサービスの購入等に当たっての取組」、「建築物の建築、管理等に当たっての取組」、「大規模事業所による削減取組」、「フロン類の排出抑制」、「吸収源対策の実施」の6つの取組を推進するとしています。

### (4) 地球温暖化対策（適応策）の方向性

埼玉県では、夏の異常高温による農作物への著しい被害の発生、時間雨量50mmを超えるような集中豪雨の増加や多数の県民が熱中症で搬送されるなど、温暖化の影響と考えられる現象が既に現れています。国の気候変動影響評価を踏まえ、地球温暖化対策推進委員会に設置された適応策専門部会で検討した県における影響評価結果及び既存施策等の点検結果を整理し、今後の取組の方向性を示しています。また、適応策を実施し、適応策専門部会において気候変動に関する情報や施策の実施状況について情報共有を行うこととしています。

## (5) 第9次埼玉県廃棄物処理基本計画

埼玉県の廃棄物の排出量は全国的にも高い水準であり、廃棄物の削減や資源化の推進が必要であるとともに、災害廃棄物の適正処理や少子高齢化・人口減少における持続可能な廃棄物処理に向けた取組が求められていることを踏まえ、「3Rの推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「災害発生時等のレジリエンス強化」、「持続可能な廃棄物処理の推進」の4つの施策を中心に取組を展開しています。

特に重点的に取組む課題として「食品ロスの削減」、「プラスチック資源の循環的利用の推進」、「廃棄物処理の持つエネルギーの有効活用」をはじめ、「持続可能で環境にやさしい循環型社会」を実現するための様々な施策に取り組んでいくことや、一般廃棄物の再生利用率と食品ロス量を新たな目標として掲げています。

## (6) 埼玉県生物多様性保全戦略

「生物多様性基本法」や「生物多様性国家戦略」といった国の方針等を参考に、埼玉県の生物多様性の保全及び生物多様性への影響を回避又は最小にしつつ、持続可能な利用を実現させるための取組として、「多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる」、「里地里山の多様な生態系ネットワークを形成する」、「都市環境における緑を創出し、人と自然が共生する社会をつくる」の3つの基本戦略を定めています。

この基本戦略では、生物多様性と関わりの深い自然環境分野に限らず、農林業、河川整備、都市地域の緑の創出等の各分野において、自然環境への配慮や生態系の再生・保全、これらを維持していくための担い手の育成等、生物多様性の保全に資するとされる取組内容を示しています。

## (7) 第3次埼玉県広域緑地計画

「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、緑の保全などに関する目標や施策の方向性を示すものであり、社会情勢の変化やより一層緑の保全・創出・活用の取組を推進していくとともに、効果的な緑の施策を展開していくことができるよう、令和4年に「第3次埼玉県広域緑地計画」として策定されました。

緑を守り育て活かすことを通じて、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉」の実現を目指し、緑の将来像を「多様で豊かな緑と共生する『埼玉』」としています。この緑の将来像を共通の羅針盤として、長期的な視点で着実に緑を守り育てていくこととしています。

## 4 本市の動向

### (1) 第6次八潮市総合計画

「第6次八潮市総合計画」は、まちづくりの基本理念を「共生・協働」「安全・安心」と定めています。まちづくりの推進にあたっては、多様な価値観や考え方を積極的に導入していく「彩り」と社会の様々な変化に迅速かつ柔軟に対応していく「しなやかさ」の新たな視点を取り入れて、まちづくりを進めていきます。

また、基本理念に基づき、将来都市像として「住みやすさナンバー1のまち 八潮」を掲げ、基本目標を「産業の振興による持続可能で活気のあるまちづくり」、「人や情報の交流による「住みやすさナンバー1のまち 八潮」の推進」、「保育や教育の充実による親子が安心できる子育て環境づくり」、「誰もが暮らしやすい、安全・安心なまちづくり」の4つとしてデジタルの力を活用しつつ、取組を進めています。

### (2) 八潮市都市計画マスタープラン

将来の都市のあり方を思い描き、新しい時代を切り拓く都市計画の指針として、今後のまちづくりの方向性を示すための計画です。令和5年3月に計画の改定を行い、目指すべき将来都市像として、「次代へつづく、暮らしやすさが実感できる都市 やしお」を掲げ、7つの基本方針と分野ごとに方針を示した「全体構想」と、市民の主体的なまちづくりへの参加や協力を促すために、身近なまちづくりの課題や方針について示した「地域別構想」に基づきまちづくりを進めています。



◆将来都市構造図

### (3) 八潮市一般廃棄物処理基本計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の規定に基づき、ごみの減量化や適正処理に向けて、総合的かつ計画的に施策の推進を図るための計画です。基本理念として、ごみ処理編では「市民、事業者、市の共生・協働による持続可能な循環型社会の実現」を掲げ、生活排水処理編では「生活排水処理施設の着実な整備による安心・安全な水環境の実現」を掲げており、ごみの減量化や資源化、適正な処理に向けたごみ処理行政と生活排水処理行政に取り組んでいます。

### (4) 八潮市緑の基本計画

「八潮市緑の基本計画」は、都市緑地法第4条の規定に基づく、緑地の保全や緑化の推進を総合的かつ計画的に進める指針となる計画です。緑の将来像を「共生・協働による水と緑ゆたかで健康なまち 八潮」とし、市民、民間事業者、行政等の様々な主体が緑について関心を持ち、協働して取り組むことにより、貴重な緑の保全と新たな緑の創出を進め、将来にわたって持続的に人と多様な生物が共生し、心身とも健康的に暮らせる質の高い緑のまちづくりを進めています。

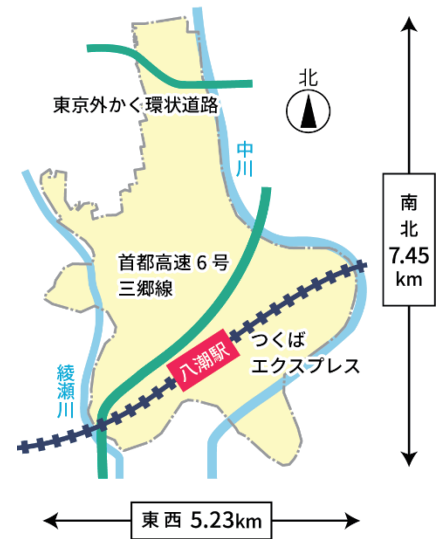
# 第3章 環境の現状と課題

## 1 本市の概況

### (1) 地勢

本市は埼玉県の東南に位置し、都心から約15km、東は中川を隔てて三郷市、西と北は草加市、南は東京都足立区と葛飾区に接し、東西約5km、南北約7km、市域の大部分は海拔2m前後の地形であり、中川低地の南端に位置し、中川と綾瀬川にはさまれた自然堤防と後背湿地からなる平坦な地域となっています。

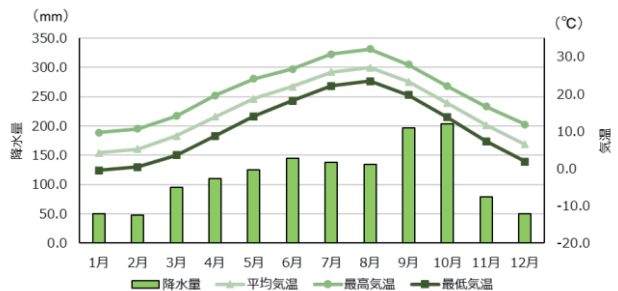
本市を取り巻く交通網として、東京外かく環状道路や首都高速6号三郷線等の広域幹線道路が整備され、中心市街地に位置する八潮駅にはつくばエクスプレスが通っており、東京都や千葉県、茨城県への広域的なアクセスが可能となっています。



◆八潮市の位置と交通

### (2) 気候

気候は、年間を通じて太平洋型の気候であり、本市周辺の観測地点（越谷観測所）の過去30年間の平均値をみると、年平均気温は15.4℃、年間降水量は1,366.9mmと、降水量は6月から10月の梅雨・台風時期にかけて多くなっています。



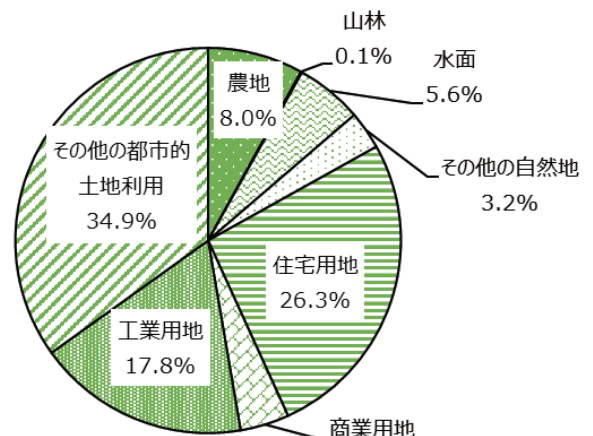
◆八潮市周辺の気候 (1991~2020年の平均値)

出典：気象庁（越谷観測所）

### (3) 土地利用

本市の土地利用をみると、自然的土地利用では、農地（8.0%）、山林（0.1%）、水面（5.6%）、その他の自然地（3.2%）となり、農地や水面の割合が多い反面、山林の割合は極めて少なくなっています。

都市的土地利用では、住宅用地（26.3%）、商業用地（4.1%）、工業用地（17.8%）、その他の都市的土地利用（34.9%）となっています。



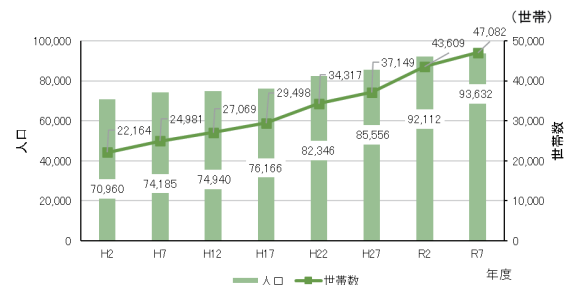
◆地目別面積構成比

出典：R2年都市計画基礎調査

## (4) 人口・世帯数

本市の人口は、平成2年度の70,960人から増加しており、令和7年度の人口は93,632人となっています。また、世帯数についても、47,082世帯となっており、増加しています。

今後、本市の将来人口は増加後、減少傾向になることが予想されています。

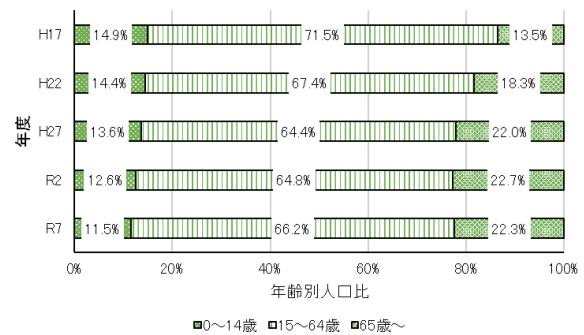


◆人口・世帯数の推移

出典：埼玉県町（丁）字別人口調査

## (5) 人口構成

本市の年齢別人口比をみると、平成17年度から令和7年度にかけて15歳未満の年少人口比の減少と65歳以上の高齢者人口比の増加が進んでいます。

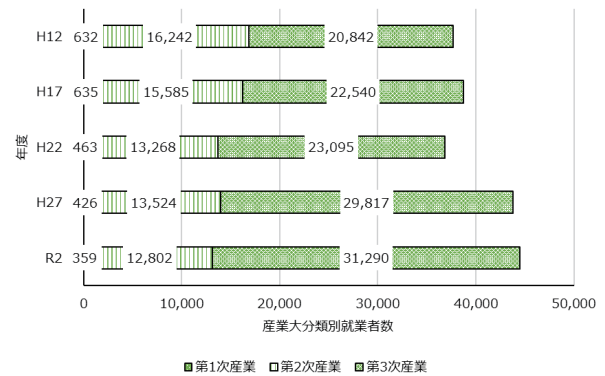


◆年齢別人口比の推移

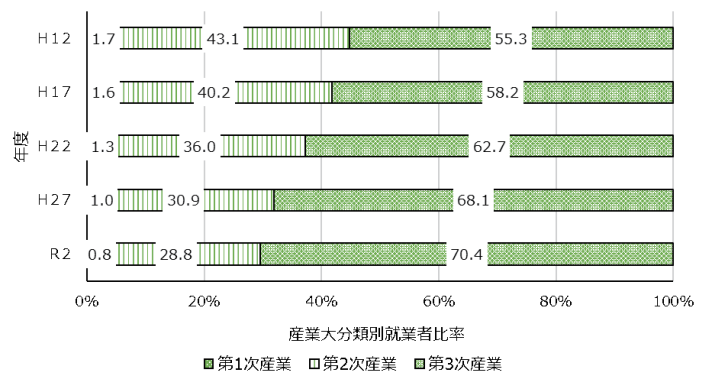
出典：埼玉県町（丁）字別人口調査

## (6) 産業構造

本市においては、つくばエクスプレスの開業や宅地化の進行が就業人口にも影響を与えていると推測され、本市の就業人口は40,000人前後の状態が続いていましたが、令和2年度に50,000人を超過しました。また、就業人口に占める割合は第3次産業において増加、それ以外の産業において減少しています。



◆産業大分類別就業人口の推移



◆産業別就業者構成比率の推移

出典：国勢調査

## 2 環境の現状と課題

### (1) 自然環境分野

#### ① 本市の自然

中川の河川敷は、人の手が入らない自然環境であり、生き物がたくさん集まっている場所で、ノウルシ、ノカラムツ、シロバナサクラタデなどの希少な植物も生育しています。しかし、このような場所は外来生物が生息しやすい環境でもあるため、駆除する必要があります。

和井田家では、歴史的な重要文化財として敷地内の樹木が保存されています。

松之木公園では、人工的な環境にも関わらず、多くの鳥が飛んできて木々の果実をついばみ、小さな草花には、ミツバチや小さな昆虫が訪れるのが見られ、大曽根ビオトープでは、常に湿地が維持されなければ生息できないタコノアシ、カワヂシャ、ゴキヅルなどの希少植物が生育しています。



◆大曽根ビオトープ

#### ② 水環境

本市には、中川、綾瀬川、大場川、垢川、伝右川の河川や、葛西用水、八条用水などの水路があるなど、水辺の環境に囲まれており、自然の河川は洪水のときに上流からたくさんの土砂を運び、「自然堤防」という地形を作ります。

自然堤防は標高が周りよりも少し高くなっているため、水はけがよく、昔から家や畑がつくられ、自然堤防の背後には「後背湿地」ができています。後背湿地は水がたまりやすく、水はけが悪いため古くから水田に利用されており、この水田に水を運ぶために葛西用水や八条用水に代表される水路網がめぐらされました。かつてはこのような土地利用が行われており、現在は市街化が進みつつあるものの、河川、水路、屋敷林、田園、公園と人が自然とふれあうことのできる空間が残されています。



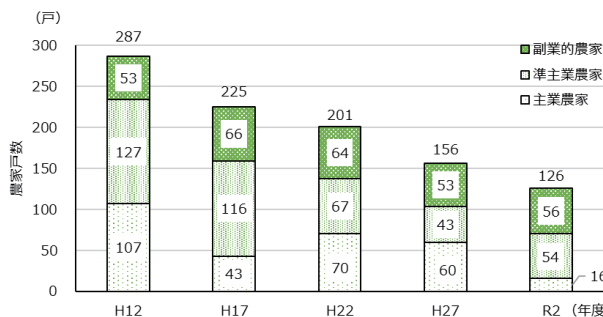
◆葛西用水遊歩道

### ③ 農地・農業

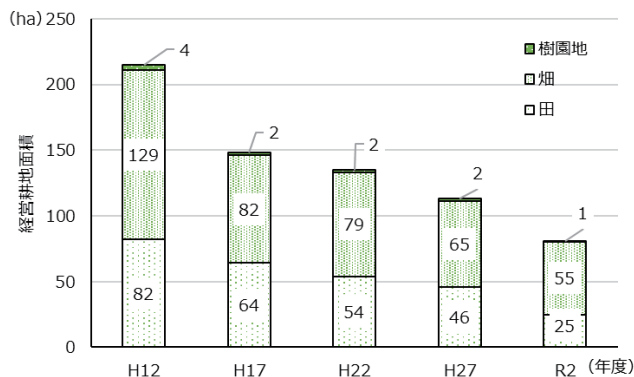
本市には主に市北部に水田地帯、東部の中川周辺に畑地帯といった農地が分布しています。都市化の進展に伴い農家数、耕作面積ともに大きく減少し、平成12年度の農業経営体数は287戸、令和2年度には126戸と減少しています。

また、経営耕地面積についても、平成12年度は215haあったものの、令和2年度には81haとなり、半分以下に減少しています。

本市では、都市型農業として市場での競争力を高めるため、環境保全型農業を推進するとともに、優良農地や生産緑地の保全を支援しています。また、本市は、農地の耕作、管理等を市民と協働で行う取組を通して、農業や農地保全への理解を促進するとともに、各種イベントを通じて地産地消の推進や農業に親しめる環境づくりに努めています。



◆主副業別農業経営体数（個人経営体）の推移



◆経営耕地面積の推移

### ④ 公園・緑地

本市では、土地区画整理事業の進捗に伴い、都市公園の整備を進めています。令和2年度以降、主に街区公園において令和6年度に面積が増加し、公園総面積及び1人当たりの公園面積も増加しています。

◆都市公園面積の推移（各年度4月1日時点）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
近隣公園	数	7	7	7	8	8
	面積(ha)	11.23	11.23	11.23	12.23	12.23
街区公園	数	72	72	72	71	72
	面積(ha)	8.22	8.22	8.22	8.19	8.62
総数	数	79	79	79	79	80
	面積(ha)	19.44	19.44	19.44	20.42	20.85
1人当たり公園面積(m <sup>2</sup> )		2.11	2.10	2.11	2.21	2.24

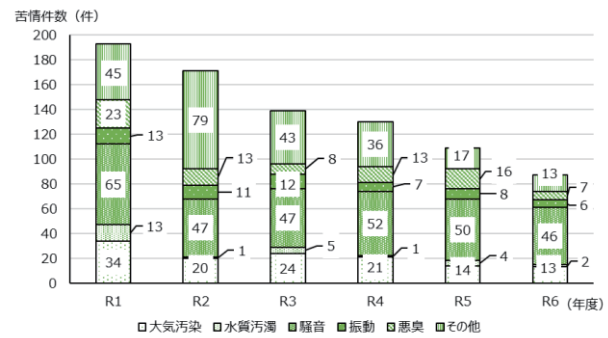
#### 課題

- 市街化が進みつつあるなかで、本市の自然を特徴付ける水と緑を守るため、それぞれの地域に合わせた保全を行うとともに、適正な管理等を実施することが求められ、引き続き整備や活用の充実を図ることが必要です。
- 農業経営体数及び耕地面積は減少傾向にあるため、農業担い手の育成や農業に親しみを持てるような機会を創出し、農業を振興することが必要です。
- 「30by30」（2030年までに陸と海のそれぞれ30%以上を自然環境エリアとして保全）等に向け、引き続き、生物多様性の保全、野生鳥獣の管理、侵略的外来生物の防除などの取組が必要です。

## (2) 生活環境分野

### ① 公害苦情

公害に関わる苦情件数は、令和元年度以降減少しています。令和6年度は87件の苦情があり、このうち騒音(46件)に対する苦情が最も多く、次いで大気汚染(13件)、その他(13件)の順となっています。

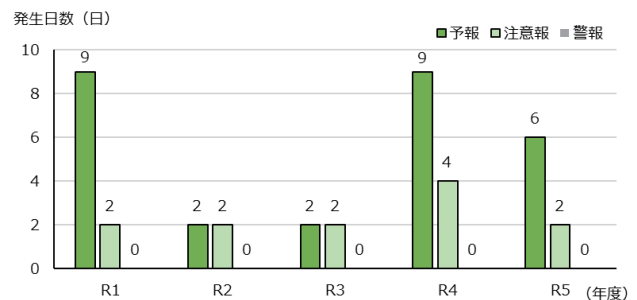


◆公害苦情の推移

### ② 大気

八潮測定局において大気中の二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)、浮遊粒子状物質(SPM)、微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)、ダイオキシン類は、令和元年度以降全ての年度で環境基準を達成しています。

光化学オキシダントの濃度は、環境基準を超過している状況が続いており、八潮測定局に限らず埼玉県内全ての測定局で環境基準が未達成となっています。また、光化学スモッグ注意報等は令和元年度以降全ての年度で発令されており、令和5年度は予報と注意報を合わせて8件となりました。なお、光化学スモッグ警報は発令されていません。



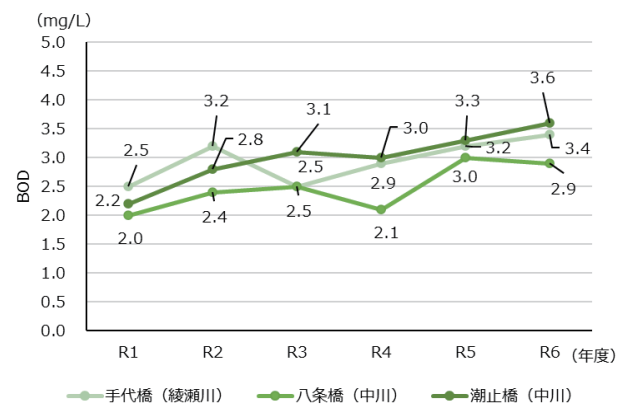
◆光化学スモッグ注意報等発令日数(県南東部)の推移

出典：大気汚染常時監視測定結果報告書(埼玉県)

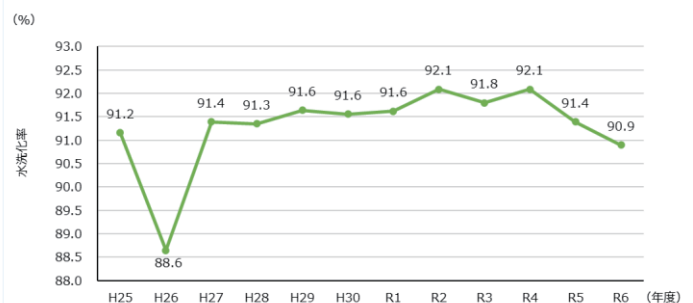
### ③ 公共用水域・下水道

本市を流れる一級河川の中川と綾瀬川において、令和元年度以降の生物化学的酸素要求量(以下BODという。)75%値は、全ての地点で2.0 mg/L~3.6 mg/Lの間で推移しており、環境基準値(河川C類型)の5 mg/L以下を達成しています。

本市の公共下水道に係る水洗化率については、令和6年度に90.9%となり、平成25年度(2013年度)と比較して0.3%減少しています。



◆河川水質測定結果(BOD)の推移



◆水洗化率の推移

#### ④ まちづくり

本市では、地域の歴史や文化、自然環境など、本市の特性を生かした個性あふれるまちづくりを協働で推進するため、「参加と協働」、「美しい街並み」、「環境と緑」、「秩序あるまちづくり」の4つの大きな施策を柱とした「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例」を制定し、平成23年10月1日に施行しました。この条例は、公共の福祉を高め、誰もがこのまちに生涯住み続けたいと思える安心して暮らせる快適都市の実現に寄与することを目的としており、施行から約7年後の令和元年には「八潮市まちづくり白書」も作成されています。

また、「日本一暮らしやすい埼玉県」の実現に資することを目的として、埼玉県で取り組まれている、「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」に関して、本市においても「住みやすさナンバー1のまち 八潮」を実現させるため、埼玉版スーパー・シティプロジェクトへエントリーしています。

今後、都市核・地域核の形成、ICT技術・再生可能エネルギーの活用等により、本市に住むこと、住み続けることが誇りに思えるようなまちづくりを推進していきます。

#### ⑤ 歴史・文化

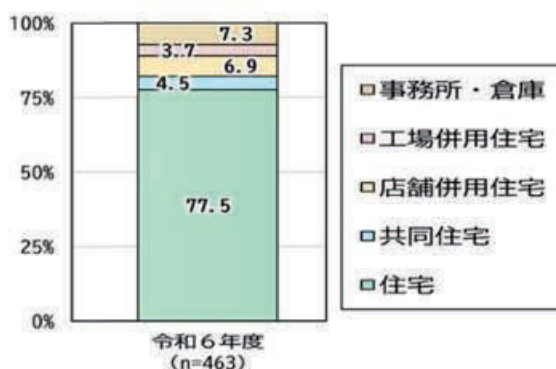
本市には国指定重要文化財(和井田家住宅)が1件、国登録文化財(八條八幡神社本殿等)が3件、埼玉県指定文化財が4件、埼玉県選択無形民俗文化財が1件、八潮市指定文化財が28件、八潮市登録文化財が4件あります。



◆和井田家住宅

#### ⑥ 空家

令和6年度空家等実態調査では、463件の空家等と思われる建築物等が確認されました。なお、建築物等の用途は、住宅が8割を占めています。



◆空家等実態調査結果（令和6年度）

出典：八潮市空家等実態調査

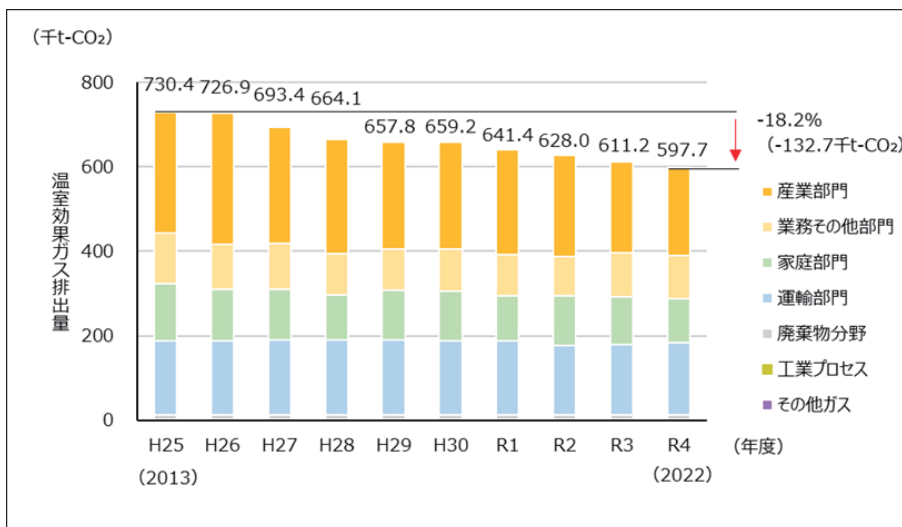
#### 課題

- ・綾瀬川水系で環境基準値を達成できていない箇所があり、今後も公共下水道の整備及び水洗化、排水施設を設置している事業場の監視・指導を行っていくことが必要です。
- ・人の出入りがなく管理が不十分な空き地や建築物等は、動物や害虫、外来生物等の格好の棲み処となる可能性があることから、所有者等への適切な管理についての意識啓発が必要です。
- ・規制対象とならない騒音など、多様な発生源への対応の検討が必要です。

### (3) 地球環境分野

#### ① 温室効果ガス排出量

本市の令和4年度の温室効果ガス排出量は597.7千t-CO<sub>2</sub>であり、平成25年度(2013年度)比で18.2%(132.7千t-CO<sub>2</sub>)減少しています。

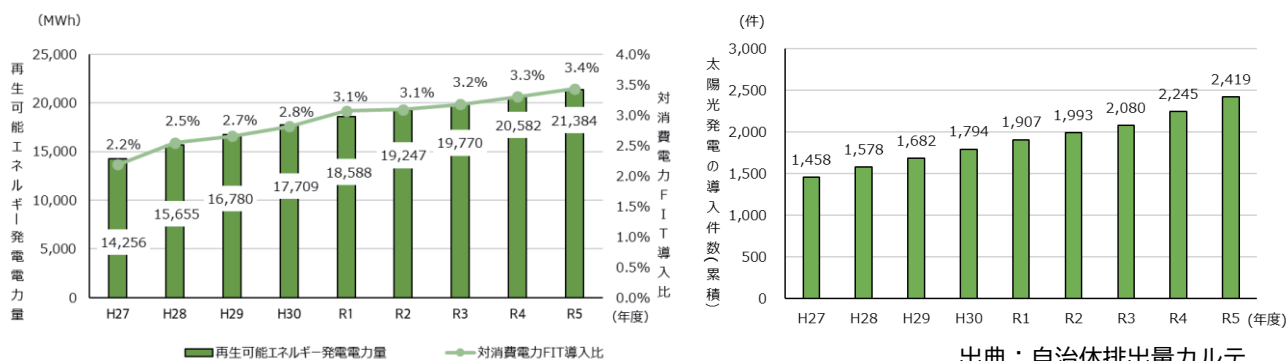


◆温室効果ガス排出量の推移

#### ② 再生可能エネルギー導入量

本市の再生可能エネルギー発電電力量及び市域の消費電力に対するFIT導入率は増加傾向にあり、令和5年度における再生可能エネルギーの発電電力量は21,384MWhとなっています。

また、太陽光発電(10kW未満、FIT制度による現状把握)設備の導入件数累積の経年変化について、導入件数は、令和5年度は2,419件であり、平成27年度と比較すると約1.6倍となっています。



◆再生可能エネルギーの年間発電電力量と対消費電力FIT導入比の推移

◆太陽光発電(10kW未満)設備の導入件数累積の経年変化

#### 課題

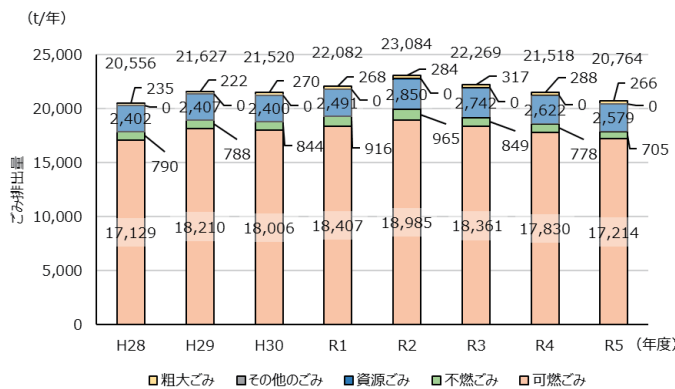
- 「ゼロカーボンシティ宣言」を踏まえた目標値と施策の設定を行い、実現に向けた取組を促進していくことが必要です。
- 本市の再生可能エネルギーの導入は進んでおり、今後も市域における太陽光発電システムをはじめとする導入促進に向けて働きかけていくことが必要です。

## (4) 資源循環分野

### ① 廃棄物

本市のごみ排出量は平成 28 年度以降、ほぼ横ばいで推移し、令和 5 年度は 20,764t/年となっており、その内可燃ごみが約 8 割を占めています。

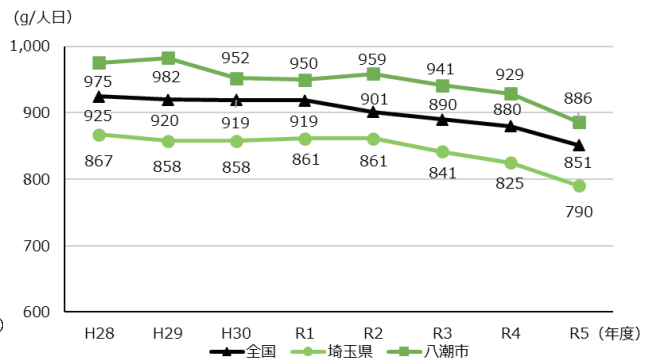
また、一人 1 日当たりのごみ排出量でみると、全ての年度で全国及び埼玉県の排出量を上回っています。平成 28 年度以降、増減を繰り返し、令和 5 年度には平成 28 年度よりも低い 886g/人日となりました。



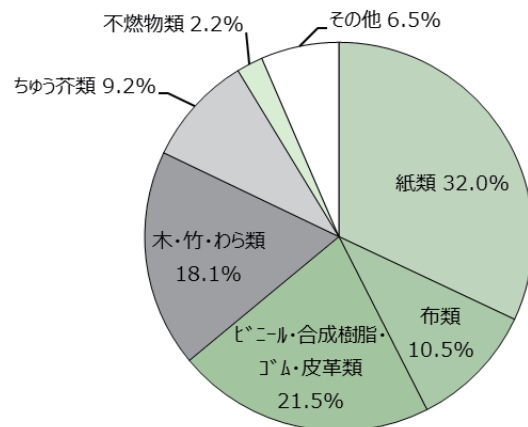
◆ごみ排出量の推移

出典：環境省 一般廃棄物処理実態調査

ごみの組成別では、令和 2 年において紙類が 32.0%で最も多くなっており、次いでビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類で 21.5%、木・竹・わら類で 18.1%となっています。



◆一人 1 日当たりごみ排出量の推移



◆ごみの組成

### 課題

- 本市のごみ排出量は横ばいとなっており、一人 1 日当たりでみると減少傾向にありますが、全国平均及び埼玉県平均を上回っているため、ごみの発生抑制と分別の徹底によるリサイクルの推進していくことが必要です。
- 食品ロスやプラスチック資源循環といった新たな法令に対して、市民・事業者と協力するとともに、5 市 1 町で協働して取り組むことが必要です。

## (5) 環境活動分野

### ① 環境活動

本市では市民一人ひとりに、地球環境や周りの人々に対する思いやりの心と意識を持ち、環境に配慮した生活や事業活動を送るための行動を実践できるように、幼いころから幅広い世代に環境教育や環境学習を浸透させています。

ホームページでは、環境保全の活動を行う市民団体の情報について掲示し、「ゴミゼロ運動」、「大曽根の湿地ビオトープを守る会」の取組の紹介がされており、個人や一事業者としての取組にとどまらず、協働による環境活動を拡大し、地域での人と人のつながりや絆を深め、コミュニティの形成へと発展させていくことが望まれています。

人々のネットワークづくり、活動の場や機会の提供、活動を促進させるための仕組みづくりなどを通じて、地域での自主的、積極的な環境活動を促進しています。



◆ゴミゼロ運動の実施



◆ビオトープでの環境学習

### ② デコ活宣言

本市は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しする「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」に、埼玉県東南部地域の4市1町（草加市、越谷市、三郷市、吉川市、松伏町）とともに賛同し、令和5年12月1日に「デコ活宣言」を行っています。

#### 課題

- 情報の入手手段も多様化していることから、幅広い世代に向けて環境情報を提供するため、情報提供の場や手法を再検討する必要があります。特に、電子媒体・SNSを活用し情報を発信するなど、環境活動団体の認知度向上及び若者世代を取り込む方策の検討が必要です。
- 国の第2期ESD国内実施計画を踏まえた施策の検討、国や埼玉県の戦略を踏まえた目標・施策の検討が必要です。
- 市民が本市の豊かさや暮らしに誇りがもてるように、自発的な環境保全活動の定着を図るとともに、より多くの市民が参加できる実施方法を検討していくことが必要です。

### 3 前計画の評価

#### (1) 自然環境分野

認定農業者数については、市補助金の優遇により認定農業者の取得を促進し、令和7年度の目標値を達成しています。

市民一人当たりの都市公園面積については、目標値の達成には至らなかったため、引き続き区画整理地内や民有地の借地等において、計画的に公園の整備を行っていきます。

緑道・遊歩道（親水化）整備延長については、葛西用水親水化整備を平成21年度から順次行い、令和2年度に実施した整備工事をもって計画区間の親水化整備が完了し、目標値に限りなく近い状況となっています。

関連指標	平成26年度 (策定時実績※1)	令和6年度 (直近実績)	令和7年度 (目標値※2)
市民花壇の設置数	6か所	13か所	20か所
生垣設置の奨励	0m	0m	200m
市民団体によるビオトープの管理運用件数	1件	1件	2件
エコファーマー数	26人	0人※3	30人
認定農業者数	27人	50人	30人
市民一人当たりの都市公園面積	1.96m <sup>2</sup> /人	2.23m <sup>2</sup> /人	2.6m <sup>2</sup> /人
町会自治会等公園管理委託	34箇所 (平成25年度)	36箇所	42箇所
緑道・遊歩道（親水化）整備延長（累積）	6,700m (平成25年度)	7,795m	7,800m
市民参加による自然環境調査等回数	0回/年	1回/年	3回/年

※1 策定時実績とは、第2次八潮市環境基本計画策定時の実績

※2 目標値とは、第2次八潮市環境基本計画策定時の目標値

※3 令和4年7月1日に制度廃止となったため0人

## (2) 生活環境分野

市内の河川の水質基準達成率については、平成 25 年度と比較して増加しており、令和 7 年度の目標値を達成しています。また、生活排水が河川水質に影響を与える大きな要因となっていることから、単独浄化槽から合併浄化槽への転換や、下水道への接続が重要な対策であり、関係各課と協力して取組を行っていきます。

関連指標	平成 26 年度 (策定時実績※1)	令和 6 年度 (直近実績)	令和 7 年度 (目標値※2)
下水道の普及率	74.7%	87.4%※3	87%
水洗化率	88.6%	90.9%	96%
市内の河川の水質基準達成率	50% (平成 25 年度)	72%	65%
有害化学物質に係る情報提供回数	1回/年	1回/年	1回/年
有害化学物質(シックハウス症候群)の情報提供	随時	随時	1回/年
アスベスト対策に関する情報提供回数	随時	随時	1回/年
優良建築物誘導件数	1件	32 件	30 件
景観計画届出における景観配慮の誘導件数	262 件 (平成 25 年度)	721件	850 件

※1 策定時実績とは、第 2 次八潮市環境基本計画策定時の実績

※2 目標値とは、第 2 次八潮市環境基本計画策定時の目標値

※3 外国人を含まない

## (3) 地球環境分野

市内における太陽光発電設備の発電容量については、目標値の達成には至りませんでした。なお、令和 4 年度からは住宅への太陽光発電システムの補助金に加え、住宅用エネファーム、エコキュート、蓄電池システム、V2H、事業者用の太陽光発電システム、蓄電池システムについても補助金を開始しています。

また、公共施設等における屋上緑化についても目標値の達成には至っていない状況となり、引き続き取組を推進することが求められています。

関連指標	平成 26 年度 (策定時実績※1)	令和 6 年度 (直近実績)	令和 7 年度 (目標値※2)
公共施設における省エネ機器の導入か所	5 か所	3 か所	10 か所
市内における太陽光発電設備の発電容量(累計)	6,732kW (平成 25 年度)	18,415kW	20,457kW
公共施設等における屋上緑化	1 か所	0 か所	5 か所
市の事務・事業に伴い排出する温室効果ガス排出量	4,637t-CO <sub>2</sub>	3,174t-CO <sub>2</sub>	4,426t-CO <sub>2</sub>
広報紙等による打ち水等の普及	1回/年	1 回/年	1回/年
環境に配慮した建築物となるよう指導件数	44 件/年	110 件/年	50 件/年

※1 策定時実績とは、第 2 次八潮市環境基本計画策定時の実績

※2 目標値とは、第 2 次八潮市環境基本計画策定時の目標値

## (4) 資源循環分野

資源回収団体の登録数については、令和7年度の目標値を達成し、登録団体のうち74団体に對し奨励金の交付を行っています。

リサイクルプラザにおける資源化率については、リサイクル品売払い事業を実施し、目標値に近い資源化率を達成することができていますが、可燃ごみを含む資源化については目標値に達していない状況にあります。

また、一人1日のごみ排出量（家庭系可燃ごみ）については目標値を達成し、平成26年度と比較して減少している状況です。

関連指標	平成26年度 (策定時実績※1)	令和6年度 (直近実績)	令和7年度 (目標値※2)
リサイクルフェアの参加人数	1,500人 (平成25年度)	1,424人	2,000人
資源回収団体の登録数	80団体	115団体	90団体
一人1日のごみ排出量(家庭系可燃ごみ)	570g	496g	520g
資源化率(リサイクルプラザ)	75.6%	85.2%	85%
資源化率(可燃ごみ含む)	12%	15.4%	20%
広報紙等による啓発回数	2回/年	1回/年	2回/年

※1 策定時実績とは、第2次八潮市環境基本計画策定時の実績

※2 目標値とは、第2次八潮市環境基本計画策定時の目標値

## (5) 環境活動分野

環境に関する講座等については、学校などへ向けた出前講座は行いませんでしたが、資料館にて昔の暮らしの疑似体験など各種講座を開催いたしました。

また、環境に関連するイベントへの参加人数についても、市民参加型のイベントが中止となったため、目標値の達成には至っていない状況にあります。

食中毒に係る情報提供については、目標値を達成し、引き続き、広報やしおや料理教室の開催等に合わせて食中毒への注意喚起を啓発していきます。

関連指標	平成26年度 (策定時実績※1)	令和6年度 (直近実績)	令和7年度 (目標値※2)
環境に関する講座等の実施回数	1回/年	1回/年	12回/年
各種講座の開催	23回/年	23回/年	23回/年
野外活動事業等回数	6回/年	4回/年	7回/年
環境に関連するイベントへの参加人数	18,514人/年	7,747人/年	21,500人/年
イベント等での簡易水質調査回数	1回/年	1回/年	2回/年
食中毒に関する広報紙等への情報提供回数	1回/年(広報紙) 3回/年(料理教室で啓発)	1回/年(広報紙) 3回/年(料理教室で啓発)	1回/年 (広報紙)
食の安全に係る情報提供回数	消費生活展などで参加団体が啓発活動を実施	随時	随時

※1 策定時実績とは、第2次八潮市環境基本計画策定時の実績

※2 目標値とは、第2次八潮市環境基本計画策定時の目標値

## 4 環境意識調査

環境意識調査は、市民（18歳以上）1,000人と1,500事業所を無作為に抽出し、市の環境の現状や環境に関する市民の方々のご意見、ご要望等の把握と、日ごろの事業活動における環境保全への取組状況や意向等について把握を行い、計画策定の参考とすることを目的に実施しています。

### (1) 環境に関する満足度と重要度

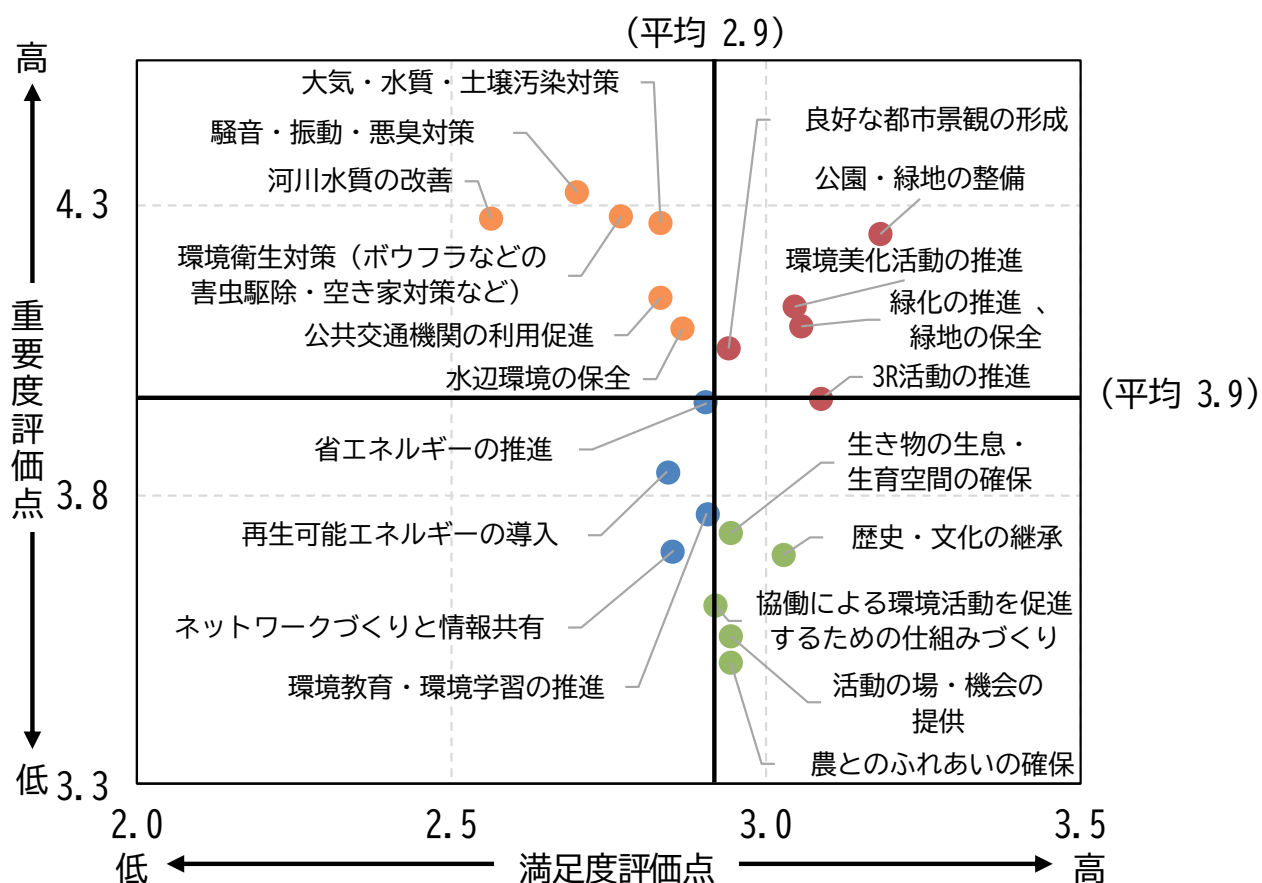
「環境に関する満足度と重要度」について、満足度は「満足」5点、「やや満足」4点、「どちらともいえない」3点、「やや不満」2点、「不満」を1点とし、重要度は「重要」5点、「やや重要」4点、「どちらともいえない」3点、「あまり重要ではない」2点、「重要ではない」を1点とし、それぞれ合計点を各設問のサンプル数で割ることにより点数化し、評価を行いました。

#### ① 市民

「公園・緑地の整備」や「環境美化活動の推進」、「緑化の推進、緑地の保全」は、満足度及び重要度が高いことから、今後も環境施策を継続していくことが必要と考えられます。

「騒音・振動・悪臭対策」や「河川水質の改善」、「環境衛生対策」は、重要度が高いものの満足度が低くなっているため、環境施策の強化・拡充が必要と考えられます。

◆市民の環境に関する満足度と重要度

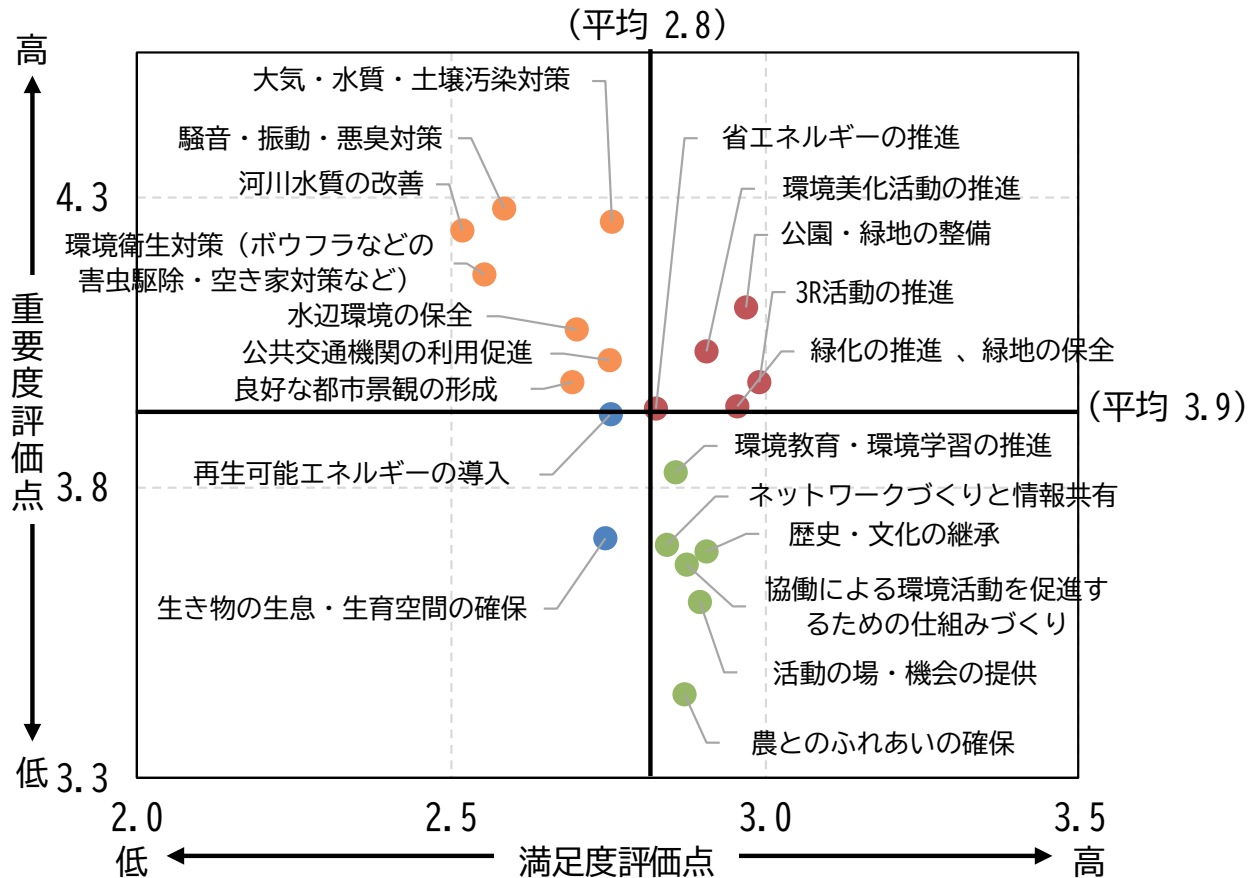


## ② 事業者

「公園・緑地の整備」や「環境美化活動の推進」、「3R活動の推進」は、満足度及び重要度が高いことから、今後も環境施策を継続していくことが必要と考えられます。

「騒音・振動・悪臭対策」や「河川水質の改善」、「環境衛生対策」は、重要度が高いものの満足度が低くなっているため、環境施策の強化・拡充が必要と考えられます。

◆事業者の環境に関する満足度と重要度

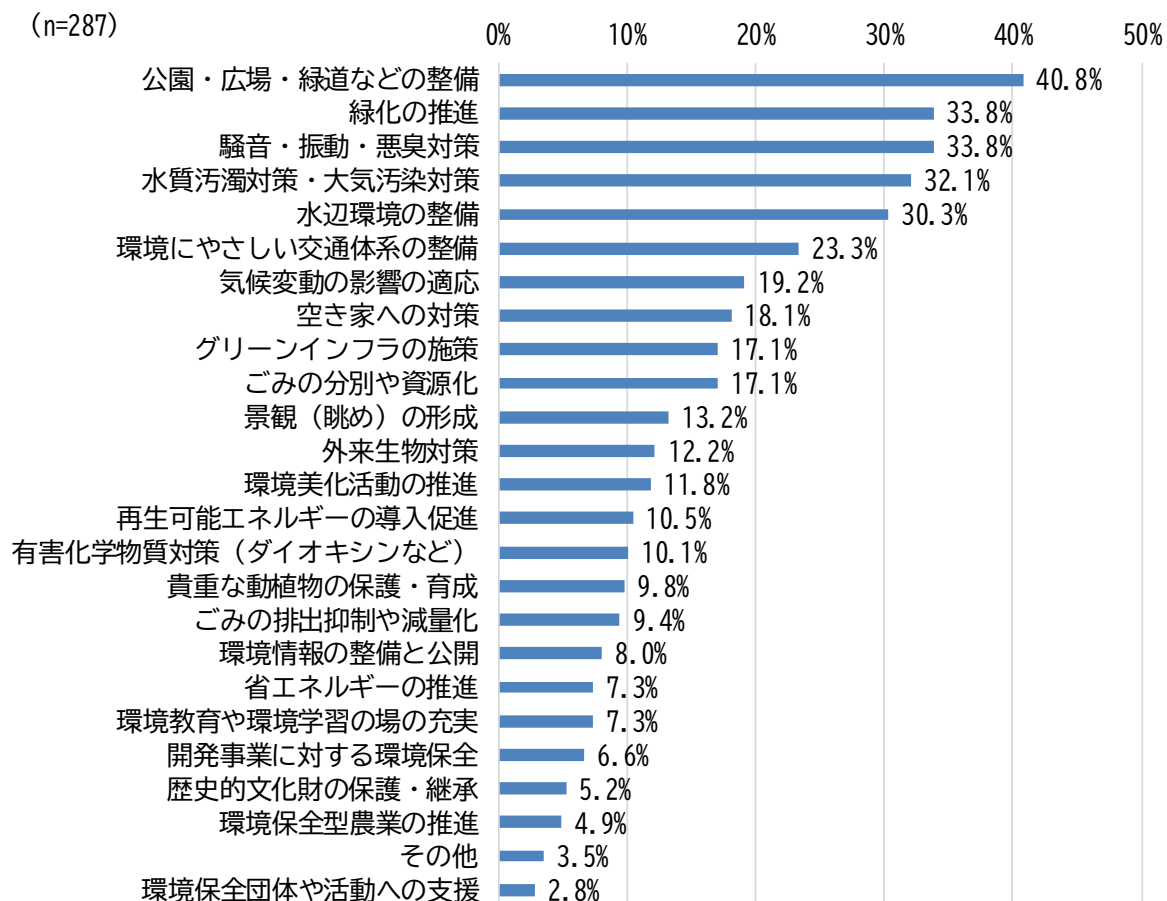


## (2) 八潮市で特に重点的に進めて欲しい環境施策

### ① 市民

「公園・広場・緑道などの整備」や「緑化の推進」、「騒音・振動・悪臭対策」、「水質汚濁対策・大気汚染対策」、「水辺環境の整備」については、30%以上の回答割合となっているため、本計画において、重点的に取組を進めていくことが求められています。

「環境保全団体や活動への支援」や「環境保全型農業の推進」、「歴史的文化財の保護・継承」、「開発事業に対する環境保全」については、回答割合が低くなっています。

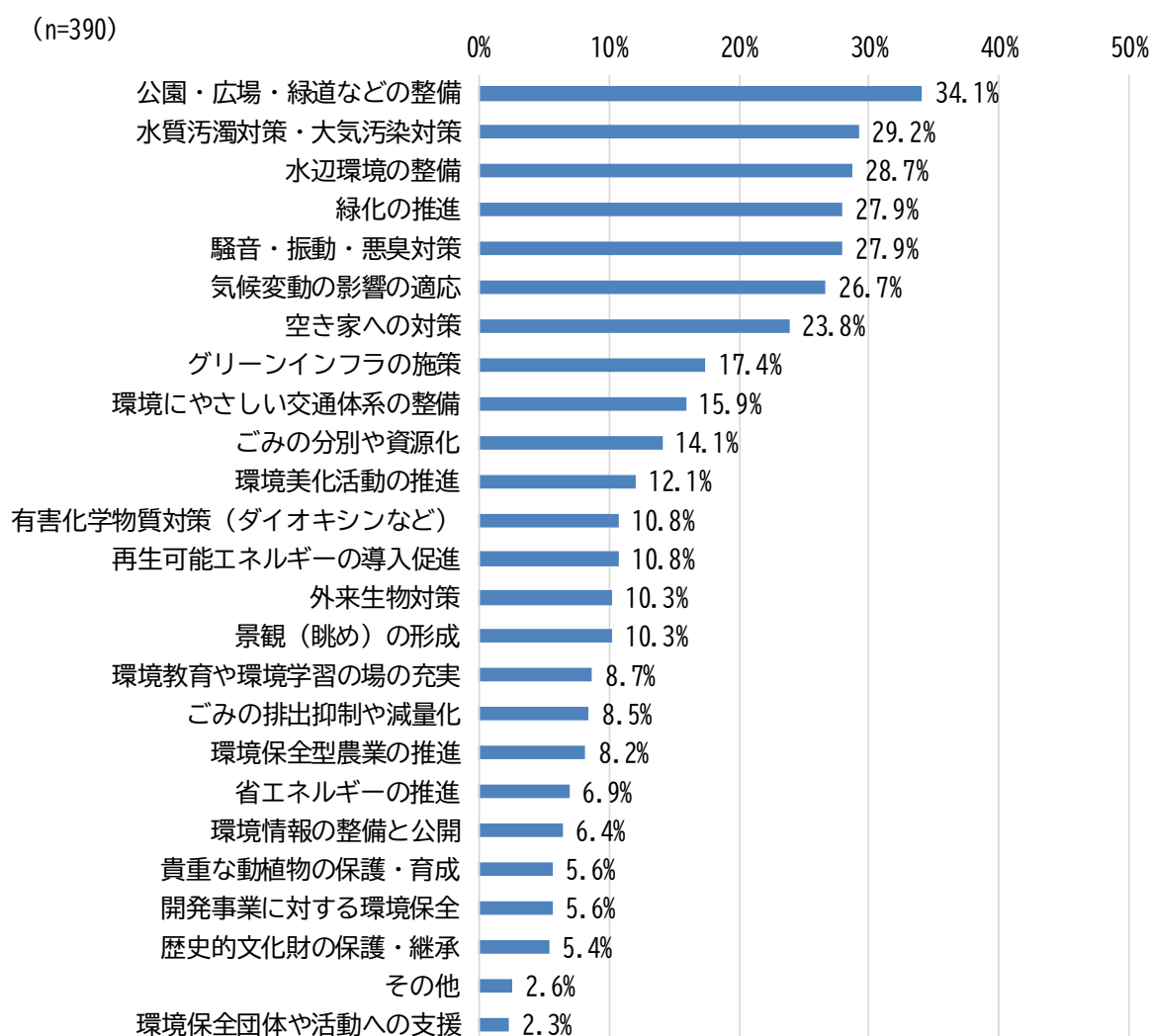


◆市民が八潮市で特に重点的に進めて欲しい環境施策

## ② 事業者

「公園・広場・緑道などの整備」や「水質汚濁対策・大気汚染対策」、「水辺環境の整備」、「緑化の推進」、「騒音・振動・悪臭対策」、「気候変動の影響の適応」については、25%以上の回答割合となっているため、本計画において、重点的に取組を進めていくことが求められています。

「環境保全団体や活動への支援」や「歴史的文化財の保護・継承」、「開発事業に対する環境保全」、「貴重な動植物の保護・育成」、については、回答割合が低くなっています。



◆事業者が八潮市で特に重点的に進めて欲しい環境施策

### (3) 自由意見

#### ① 自然環境

- ・大曾根小学校前にキレイな公園を作っていただき、ありがとうございます。利用者も多く、市民の生活に良い影響があったように思います。
- ・緑が多いのは喜ばしいことですが、整備する手段がないと逆に景観を損ねることがあると思います。よりよい検討をお願いします。
- ・八潮市にも草加公園のような緑化・生物の生息あり。自然とたわむれる場所があると自然な環境がみえると良いと思います。
- ・中川やしおフラワーパークの活用、美化に力を入れてほしい。

#### ② 生活環境

- ・昔より道路や公園も整備され安全・安心の街になってきていると思います。
- ・災害が少なく、住み良い街です。
- ・葛西用水沿いも整備されて生き物に優しく、人も少し休めたりと良くなりました。
- ・歩道のデコボコを改善し、広くして歩きやすくしてほしいと思います。
- ・歩道と路面の段差をなくし、自転車が気持ちよく走れるように整備をお願いします。
- ・青葉通りが大型車の抜け道になっており、排気・騒音・振動が大変気になります。事故も多いため道路の整備や交通の規制を検討していただきたい。

#### ③ 地球環境

- ・バスの本数が少なく自動車を使用してしまうため、EVのコミュニティバスがあれば良いと思います。
- ・災害対策に関連した環境整備についても積極的に推進していただきたい。

#### ④ 資源循環

- ・燃えないゴミの回収日が少ないので回収日の増加を検討してほしい。
- ・ごみの分別をもっと多くしてもいいと思います。

#### ⑤ 環境活動

- ・子どもたちの将来を見据えた環境作りに全力を尽してほしい。
- ・学校給食での地産地消や市の農家さんがやりがいのある街にしてほしい。
- ・環境問題の取り組みには、中小企業が参加しやすい企画があると助かります。

#### 課題

- ・「公園・緑地の整備」や「環境美化活動の推進」、「緑化の推進、緑地の保全」、「3R活動の推進」について、市民・事業者ともに、満足度及び重要度が高いことから、今後も環境施策を継続していくことが必要です。
- ・「騒音・振動・悪臭対策」や「河川水質の改善」、「環境衛生対策」について、市民・事業者ともに、重要度が高いものの満足度が低くなっているため、環境施策の強化・拡充が必要です。
- ・「公園・広場・緑道などの整備」や「緑化の推進」、「騒音・振動・悪臭対策」、「水質汚濁対策・大気汚染対策」、「水辺環境の整備」、「気候変動の影響の適応」に関する取組を重点的に進めていくことが必要です。

## 第4章 目指す環境像と環境目標

### 1 長期的な目標の設定の考え方

八潮市環境基本条例第8条では、環境基本計画において、「環境の保全等に関する長期的な目標及び施策の方針」を定めることを規定しています。

また、同条例は、その前文において「(略) 私たちは、共に力を合わせて、人と自然とが共生できる良好な環境を保全及び創造し、環境への負荷の削減を推進し『水と緑にふれあえる、環境にやさしいまち八潮』を創りあげていく (略)」ことを目指すとし、第3条において、環境の保全等のあり方を基本理念として掲げています。

このため、環境の保全等に関する長期的な目標として、本市の将来の「望ましい環境像」を定めます。

また、施策の指針を示すため、望ましい環境像を補完する、分野別の「環境目標」を設定します。

「環境目標」は、本市の環境特性をもとに望ましい環境の要素を抽出し、5つの分野別に整理します。

#### 八潮市環境基本条例の基本理念（第3条より）

- 第3条 環境の保全等は、市民が健康で快適かつ文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。
- 2 環境の保全等は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の環境の保全等に関する行動を自主的かつ積極的に行うことにより、資源やエネルギーを有効に活用する持続可能な循環型社会が構築されるように推進されなければならない。
  - 3 環境の保全等は、人と自然とが共生し、及び環境への負荷の少ない社会が構築されるよう、すべての者の公平な役割分担の下に推進されなければならない。
  - 4 環境の保全等は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることを考慮し、すべての者が自らの問題としてとらえ、それぞれの日常生活及び事業活動において推進されなければならない。

## 2 目指す環境像

21世紀半ばを見据えた、市の将来の望ましい環境像は、次のとおりです。

### 【望ましい環境像】

### 水と緑にふれあえる、環境にやさしいまち八潮










私たちは、共に力を合わせて、人と自然とが共生できる良好な環境を保全及び創造し、環境への負荷の削減を推進し、前計画に引き続き、「水と緑にふれあえる、環境にやさしいまち八潮」を創りあげていきます。

このため、私たち一人ひとりが地球全体の環境と深く関わっていることを認識し、自らの問題としてとらえ、日常生活や事業活動において環境の保全や創造に取り組んでいきます。



### 3 環境目標

「望ましい環境像」を実現するための環境目標は、次のとおりとします。

分野	環境目標	対応する SDGs
1 自然環境	きれいな水と豊かな緑に恵まれ、人と自然が身近にふれあうまち	   
2 生活環境	安心、安全な生活環境で健康にいつまでも暮らせるまち	    
3 地球環境	市・市民・事業者がともに連携し、ゼロカーボンシティを目指すまち	    
4 資源循環	3R（ごみの発生抑制、再使用、再生利用）に取り組み、循環型社会を実現するまち	    
5 環境活動	みんなが環境への意識を高め、環境活動に取り組むまち	  

## 1 自然環境分野

### きれいな水と豊かな緑に恵まれ、人と自然が身近にふれあうまち

本市は、中川や綾瀬川など三方を川に囲まれ、川を通じて自然とふれあい、水とともに暮らしてきました。また、河川・水路に沿ってヨシ原や河畔林がみられ、農地が広がり、屋敷林が点在するなど、緑も多く残されています。このような水と緑は、私たちに心の安らぎや豊かさを与えてくれ、ヒートアイランド現象や大気汚染、水質汚濁などを緩和し、野鳥や昆虫などの生きものの生息・生育空間を提供してくれます。

しかしながら、都市化とともに身近な自然が減少し、動植物の生息環境が失われ、さらに外来生物の侵入によって生物多様性が脅かされています。また、環境保全機能を持つ農地も減少を続けています。

生物にとって重要な生息・生育地である自然環境は、人々がつどい自然とふれあう憩いの場として、人の暮らしにとっても大切な環境です。そのため、発展を続ける都市づくりとの調和を図りつつ、きれいな水と豊かな緑に恵まれた八潮の自然を守り、自然とふれあいながら生活を営んできた暮らしを財産として、次の世代に引き継ぎます。

## 2 生活環境分野

### 安心、安全な生活環境で健康にいつまでも暮らせるまち

私たちは、快適で利便性に優れた暮らしを望む一方、空気、水、土、音といった生活環境に対して環境負荷を与えて暮らしています。例えば、家庭や事業所からの排水の一部が河川に流れ込むことによって河川の水質が悪化し、自動車は自動車排出ガスや騒音、振動などを発生させ、健康にも悪影響を及ぼすおそれがあります。また、家庭や事業所では、さまざまな用途で化学物質を利用していますが、その中には、人の健康や生態系、地球環境に影響を及ぼすことが懸念されているものも存在します。

大気や公共用水の環境基準達成状況はおおむね良好ですが公害の未然防止の観点から、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染などの対策を講じるとともに、人の健康や自然の生態系を脅かす有害化学物質などによる問題に対応し、健康で安心した生活を送ることのできる環境を確保していきます。

また、まちの美化や清潔さを保ち、生活の快適性を実現していくとともに、八潮らしい景観や歴史及び文化について、地域の特性を活かした個性ある景観の形成を図り、古民家や史跡などの文化財や伝統文化を保存し、継承していきます。

## 3 地球環境分野

### 市・市民・事業者がともに連携し、ゼロカーボンシティを目指すまち

地球規模の環境問題に目を向けると、人類存続の基盤を揺るがすような深刻な地球環境問題が起こっています。世界でも多くの自然災害が発生するなど、地球温暖化による気候変動の影響が確実に現れています。本市においても地球温暖化やヒートアイランド現象による影響が懸念され、集中豪雨の被害などが発生しています。

国では、2050年カーボンニュートラルへの挑戦が、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想で、我が国全体で取り組んでいくことが重要とされています。これまでの省エネ対策だけでなく、ライフスタイルの転換や更なる再生可能エネルギーの普及が求められています。

また、本市の二酸化炭素排出量は減少していますが、本市に暮らす私たちは、日常生活や事業活動に伴いエネルギーや資源の消費を通じて地球環境に負荷を与えていることとなります。ゼロカーボンシティ共同宣言を行っている本市では、一人ひとりが、生活の中でちょっとした工夫をしながら無駄をなくし、環境負荷の低い製品・サービスを選択するなどの二酸化炭素削減に大きく貢献していくための更なる取組が必要となっています。

このような認識のもと、市・市民・事業者などそれぞれの立場から、省エネルギー、再生可能エネルギーの導入による脱炭素社会の実現と、気候変動に適應するための安心、安全なまちづくりを目指していきます。

## 4 資源循環分野

### 3R（ごみの発生抑制、再使用、再生利用）に取り組み、循環型社会を実現するまち

国では、3R+Renewableを推進し循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行と、資源制約・環境制約に対応して資源循環システムの自律化・強靱化と国際市場獲得を目指す「成長志向型の資源自律経済戦略」を公表するなど、取組を促進してきました。このような中で、資源生産性、入口側の循環利用率が大幅に向上した結果、最終処分量は大幅に減少したものの、近年の循環利用率は横ばい又は減少傾向となり、これらをも高める取組を一段と強化する必要があります。

また、本市の廃棄物において、排出量は年々増減をしながら減少傾向にありますが、1人当たりのごみ排出量は全国及び県と比較をしても平均を上回っています。八潮に暮らす私たちは、日常生活や事業活動に伴いエネルギーや資源の消費を通じて地球環境に負荷を与えていることとなります。

日常生活や事業活動で発生するごみを減らすことは、毎日の営みと切り離すことのできない身近な問題です。そのため、食品ロスやプラスチック資源循環といった新たな法令に対して、市民・事業者等と協力するとともに、一人ひとりの考え方や行動を改めるための更なる取組や廃棄物発生抑制と資源循環など、地域から取組を進めていくまちを目指していきます。

## 5 環境活動分野

### みんなが環境への意識を高め、環境活動に取り組むまち

持続可能な社会づくりのためには、担い手育成が重要であり、全ての大人や子どもにとって、あらゆる場において、個人の変容と社会や組織の変革を連動的に支援することを目的に推進することが必要です。

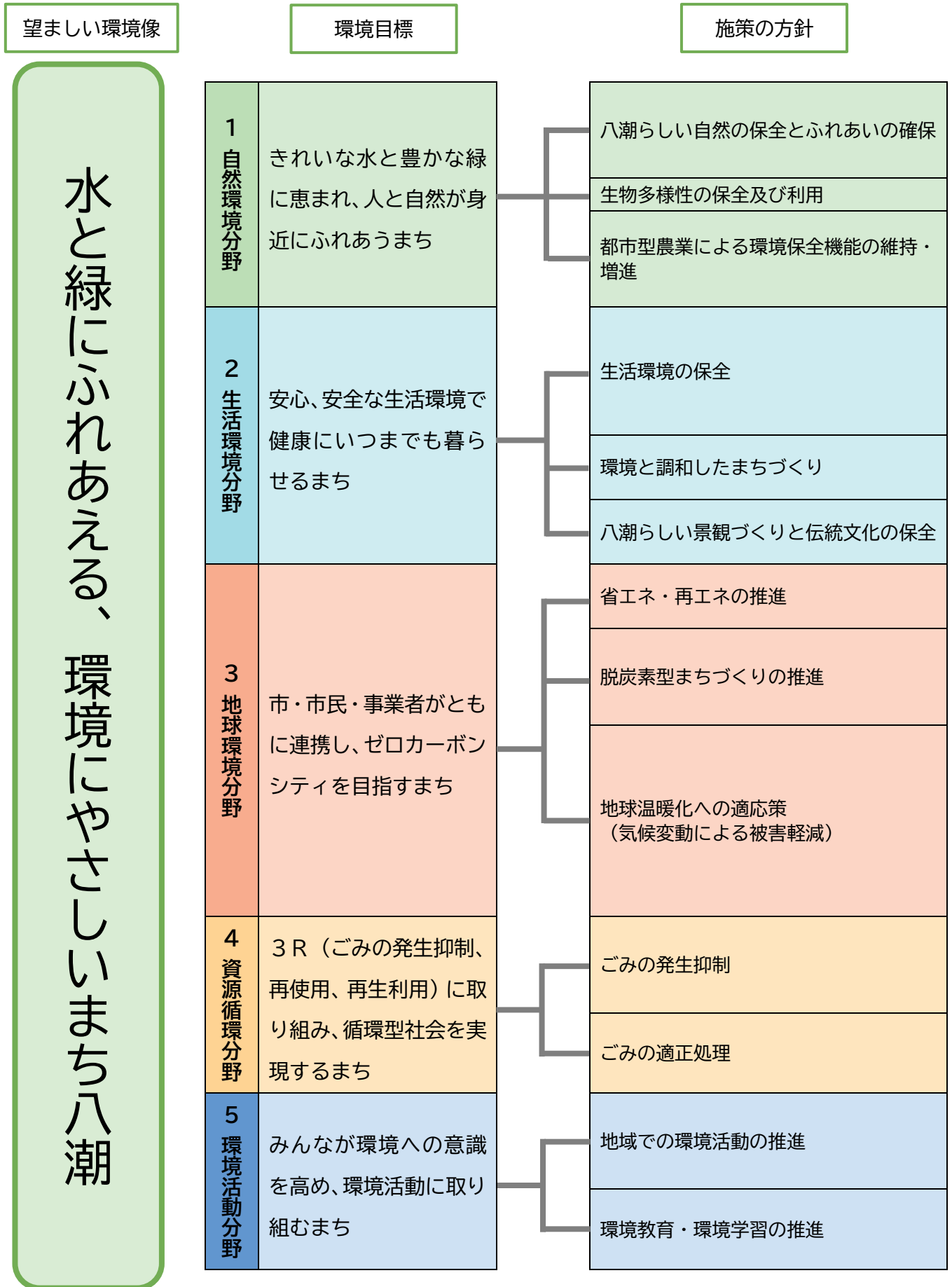
本市においても環境づくりを進めていくため、市民一人ひとりが、地球環境やまわりの人々に対する思いやりの心と意識を持ち、環境に配慮した生活や事業活動を送るための行動を実践できるよう、幼いころから幅広い世代での環境教育や環境学習が必要となります。

なお、市内では、市民団体の活動が盛んであり、自然環境保全、水質浄化、美化清掃、地球温暖化防止、環境教育などの環境保全活動に取り組んでいますが、市民が本市の豊かさや暮らしに誇りがもてるよう、自発的な環境保全活動の定着を図るとともに、より多くの市民が参加できる更なる実施方法の検討が必要となっています。

そのため、個人や一事業者として取り組むことにとどまらず、協働による環境活動を拡大し、地域での人と人のつながりや絆を深め、コミュニティの形成へと発展させていくことが望まれます。

このような認識のもと、人々のネットワークづくり、活動の場や機会の提供、活動を促進するための仕組みづくりなどを通じて、地域での自主的、積極的な環境活動を目指します。

## 4 施策体系



## 施策の方向

①緑化・緑地の保全推進

②水辺環境の保全

③公園・緑地の整備

①生き物の生息・生育空間の確保

①環境保全型農業の推進

②農とのふれあいの確保

③地産地消の促進

①河川水質の改善

②公害対策

③環境衛生対策

④化学物質に関する情報提供と適正管理の推進

①人にやさしい公共空間整備

②環境美化活動の推進

①良好な都市景観の形成

②歴史・文化の継承

①省エネルギー対策の推進

②再生可能エネルギーの導入

①日常生活・事業活動における脱炭素化

②公共交通機関の利用促進

③自転車利用の促進

①農業分野における適応策

②水環境・水資源分野における適応策

③自然生態系分野における適応策

④自然災害分野における適応策

⑤健康分野における適応策

⑥市民生活・都市生活分野における適応策

①リデュースの推進

②リユースの推進

③リサイクルの推進

①環境に配慮した製品の利用促進

②適正処理の推進

①協働による環境活動を促進するための仕組みづくり

②ネットワークづくりと情報共有

③活動の場・機会の提供

①生涯学習等における環境学習の推進

②環境教育の推進

# 第5章 目標達成のための取組

## 1 自然環境分野

環境目標1 きれいな水と豊かな緑に恵まれ、人と自然が身近にふれあうまち



### (1) 施策の方針

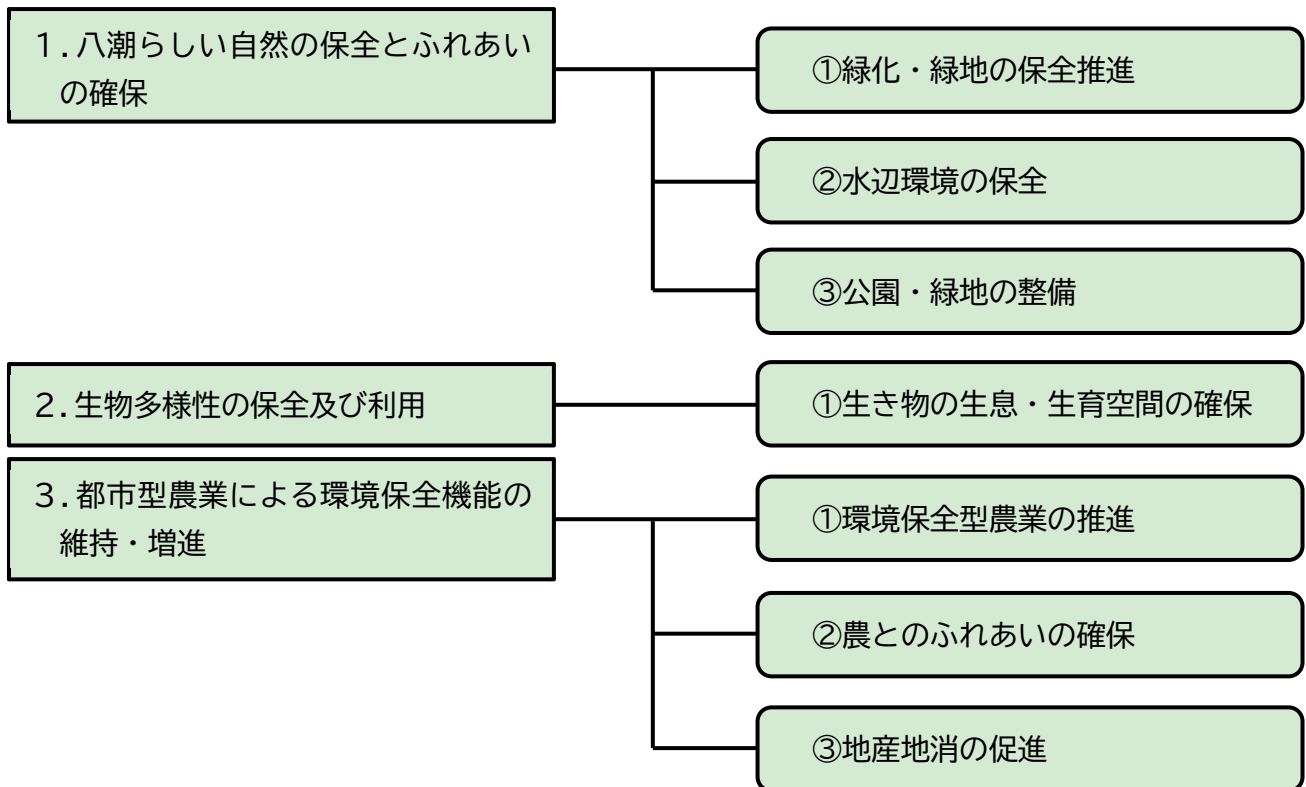
八潮の自然を特徴付けるきれいな水と豊かな緑を守るため、中川や綾瀬川、葛西用水などの河川・水路における水辺環境を保全し、河畔林や屋敷林などの貴重な緑を保全します。また、緑を増やすため、街路や公園、建物の緑化を進めます。

市内に残された貴重な生態系を保全するため、ビオトープ、河川・水路、公園などにおける動植物の生息・生育空間の保全活動や自然環境調査、自然保護や生物多様性の普及啓発を市民参加により進めるとともに、外来生物の侵入を防ぐ対策を実施します。さらに、自然体験の場や機会を提供することで、多くの市民が自然と親しみながら学ぶ機会を増やします。

農地は、農産物の生産のみならず、土や緑とのふれあいの場を提供し、生態系の保全やヒートアイランド現象の緩和に寄与するなど、多面的な機能を有しています。そこで、地元農産物の消費促進及び環境保全型農業の普及、農とのふれあいの場としての活用を通じて、地元農業を支えながら、農地を保全していきます。

#### 【方針】

#### 【施策の方向】



## (2) 関連指標・目標

### 方針1：八潮らしい自然の保全とふれあいの確保

#### ➤ 施策

##### ①緑化・緑地の保全推進

###### 1-1-1 緑と花いっぱい運動の推進【公園みどり課】

- ・「八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例」に基づく緑と花いっぱい運動の普及を図るため、市民や町会・団体等と連携し、市民花壇等への花植えなど四季を感じられる地域緑化を推進するとともに、必要な支援を行います。
- ・緑ゆたかな八潮を実現するため、八潮市緑の基金について、市民等への募金の協力を求めていくとともに、緑の基金の有効的な活用を検討し、緑化の推進及び緑の保全を推進します。

###### 1-1-2 八潮市緑の基金の有効活用【公園みどり課】

- ・緑ゆたかな八潮を実現するため、八潮市緑の基金について、市民や事業者等への募金の協力を求め、緑の基金の有効的な活用を検討し、緑化の推進及び緑の保全を推進します。

###### 1-1-3 民有地の緑化推進【公園みどり課】

- ・一定規模以上の工場、事務所、住宅等を対象に「八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例」に基づく指導や緑化協定の締結により、地域の特性を活かした良好な緑地や植栽帯の確保を促進します。
- ・住宅地では、質の高い民有地の緑化を誘導するため、緑に関する情報発信や助成制度の周知、市民が取り組みやすい緑に関する仕組みの創設等を検討します。
- ・緑化面積を増やすため、緑化に関する条例化や諸制度の活用等を検討します。

###### 1-1-4 屋敷林・保存樹木等の保全・啓発【公園みどり課】

- ・緑の保全・創出を図るため、市のホームページや広報等を活用し、保存樹木等奨励金制度の周知を図っていきます。

###### 1-1-5 緑のつながりの推進【環境リサイクル課】

- ・水と緑のネットワーク形成のため、調査研究します。

##### ②水辺環境の保全

###### 1-1-6 河川・湿地の保全【環境リサイクル課】

- ・大曾根ビオトープの維持管理を市民団体と協働で行うとともに、中川や綾瀬川等の河川敷等の生物の生息・生育空間を保全します。

##### ③公園・緑地の整備

###### 1-1-7 公園の整備【公園みどり課】

- ・土地区画整理事業区域内で計画される公園については、地元住民に親しまれ、愛される公園を目指していくため、市民ニーズを反映した公園の整備を進めます。

### 1-1-8 公園再生・リニューアル【公園みどり課】

- ・社会情勢や市民ニーズの変化、施設の老朽化等を踏まえ、子育て支援や高齢者等の健康づくり、生物多様性の向上等に資する公園の機能分担や再整備等公園の再生・リニューアルを推進します。

### 1-1-9 市民との協働による公園維持管理の推進【公園みどり課】

- ・町会・自治会等との維持管理協定の締結を進め、引き続き、地域ぐるみで緑化を図りつつ、緑道・遊歩道等の管理も含め、ごみや落ち葉の清掃等の維持管理を推進していきます。

### 1-1-10 開発事業等に伴う良好な緑地及び良質な植栽の確保【都市計画課】

- ・マンションや工場、また駐車場や資材置き場等の開発事業について、「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例」に基づき、事業者との協議や関係各課による指導により、地域の特性を活かした質の高い良好な緑地及び植栽の確保に努めます。

## ■ 市民・事業者の取組

①緑化・緑地の保全推進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民花壇での緑と花いっぱい運動に参加しましょう。</li> <li>・ 景観や生態系に配慮し、生垣を設置するなど、敷地内の緑を増やしましょう。</li> <li>・ 建築行為などを行う場合は、景観に配慮し、緑化を行いましょ。</li> <li>・ 地域のみどりの育成のため、緑化活動に積極的に参加しましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民花壇での緑と花いっぱい運動に参加・協力しましょう。</li> <li>・ 景観や生態系に配慮し、工場や事業所等の敷地内の緑化やビオトープの設置を行いましょ。</li> <li>・ 大規模な開発行為などを行う場合は、「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例」にしたがい、景観に配慮し、緑化を行いましょ。</li> <li>・ 地域の緑化活動へ積極的に参加・協力しましょう。</li> </ul>
②水辺環境の保全	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中川や綾瀬川等の自然環境保全活動に協力しましょう。</li> <li>・ 河川の清掃活動へ積極的に参加しましょう。</li> <li>・ 散策や水遊びなどを通じて水辺環境への理解を深めましょ。</li> <li>・ 水質浄化キャンペーン等に参加・協力しましょう。</li> <li>・ 生き物の生息場所となる緑や河川を大切にましょ。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中川や綾瀬川等の自然環境保全活動に協力しましょう。</li> <li>・ 河川の清掃活動へ積極的に参加・協力しましょう。</li> <li>・ 建設事業等にあたっては、生き物や生態系に配慮した工法を用いましょ。</li> <li>・ 水質浄化キャンペーン等に参加・協力しましょう。</li> <li>・ 水辺に親しむ啓発事業に協力しましょう。</li> </ul>

③公園・緑地の整備	
市民	・ 計画の際のワークショップ等に参加し、市民参加による公園づくりに協力しましょう。
事業者	・ 市との協働により公園を管理しましょう。 ・ 開発行為を行う場合は、基準に従い公園や緑地を設置しましょう。 ・ 建築行為を行う場合は、基準に従い公園や緑地を設置しましょう。

### ■ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
緑と花いっぱい運動の推進	市民花壇の設置数	13 か所	R 6	20 か所	R17	○		○
民有地の緑化推進	生垣設置の奨励	0m	R 6	200m	R17	○		○
公園の整備	都市公園面積	2.23 m <sup>2</sup> /人	R 6	2.41 m <sup>2</sup> /人	R17	○	○	○
市民との協働による公園維持管理の推進	町会自治会等公園管理委託	36 箇所	R 6	40 箇所	R17	○	○	○



◆保存生垣

## 方針2：生物多様性の保全及び利用

### ➤ 施策

#### ①生き物の生息・生育空間の確保

##### 1-2-1 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する計画の検討【環境リサイクル課】

- ・生物の多様性を保全するために、外来生物の情報提供や情報収集、駆除等を行うとともに、その恵沢を将来にわたり享受できる自然と共生する社会の実現を図るための計画について検討します。

##### 1-2-2 中川・綾瀬川等の水辺におけるビオトープ等の保全・活用【公園みどり課】

- ・中川や綾瀬川等は、本市を代表する美しい水辺景観を有し、温暖化を抑制する効果やヨシ原にはヨシゴイやヒヌマイトトンボ等、貴重な生物も生息しています。
- ・貴重な水辺空間を保全し、生物多様性を確保するため、関係機関との連携のもと、エリアごとに定めた環境目標を踏まえ、自然豊かな河川環境やビオトープ等の水辺の保全と活用を図っていきます。

##### 1-2-3 市民参加による自然環境調査等の実施【環境リサイクル課】

- ・保護すべき希少な動植物を把握し、自然体験の場や機会を通じて、自然保護や生物多様性に係る普及啓発を行うために、市民参加型の自然環境調査や水質調査、保護活動を行います。
- ・生物の多様性や、地域の現状と特性を生かした自然体験の場をつくるため、自然資源である動植物の実態把握を行い、希少野生動植物の保護活動を行います。

### ■ 市民・事業者の取組

①生き物の生息・生育空間の確保	
市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自然観察会や自然環境調査などに参加し、身近な自然の大切さを学びましょう。</li><li>・ 生き物の生息場所となる緑や河川を大切にしましょう。</li><li>・ ペットは、自然に放さないようにしましょう。</li><li>・ 外来生物を見かけたら、市役所に連絡しましょう。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 建設事業等にあたっては、生き物や生態系に配慮した工法を用いましょう。</li><li>・ 敷地内の樹木は、実の成る木を植えるなどして、鳥や昆虫を守りましょう。</li><li>・ 自然観察会などの環境学習活動に協力しましょう。</li><li>・ ペットを販売する場合は、飼い主に対し「棄てたり、逃げ出したりしないように適正に飼育する」ことを伝え指導しましょう。</li></ul>

■ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
中川・綾瀬川等の水辺におけるビオトープ等の保全・活用	ビオトープを利用した環境学習数	1件	R6	3件	R17	○		○
市民参加による自然環境調査等の実施	市民参加による自然環境調査等回数	1回/年	R6	3回/年	R17	○		○



◆自然観察会の実施の様子①



◆自然観察会の実施の様子②

## 方針3：都市型農業による環境保全機能の維持・増進

### ➤ 施策

#### ①環境保全型農業の推進

##### 1-3-1 環境保全型農業の推進【都市農業課】

- ・安全な農産物の供給に向けて、化学肥料の使用量の削減を促進します。
- ・安全、新鮮、良質を基本に、消費者ニーズも高まっていることから、農薬及び化学肥料の窒素成分量を地域の慣行レベルの5割以下に減らして栽培された農作物に対する認証制度、埼玉県特別栽培農産物認証の取得者の育成、確保に努めます。

##### 1-3-2 農業後継者の育成【都市農業課】

- ・農業後継者の育成のため、経営研修会を開催します。
- ・八潮市における農業経営の改善に向けて、農業者に認定農業者の取得を働きかけます。

##### 1-3-3 優良農地の保全【都市農業課】

- ・優良農地を確保するため、農業用排水路等の整備や維持管理等を行うとともに、緑地やオープンスペース等として保全します。

##### 1-3-4 都市農地の保全【都市農業課】

- ・市街化区域内の農地を活用し、周辺住民に、やすらぎ、うるおいを与える「街なかやすらぎ緑空間」として保全します。

##### 1-3-5 ポジティブリストの情報提供【都市農業課】

- ・農薬の適正使用に関して、指導及び啓発を行います。

#### ②農とのふれあいの確保

##### 1-3-6 市民農園の管理【都市農業課】

- ・農業とふれあえる機会を提供することで、市民の農業に対する理解を深めることにつながるため、引き続き市民農園を適正に管理するとともに、ふれあい農園、体験農園を支援し、農業祭を開催します。

##### 1-3-7 生産緑地地区・特定生産緑地地区の指定による農地保全【公園みどり課、都市農業課】

- ・市街地の中の緑として、生産緑地地区や特定生産緑地地区の指定により農地の保全を継続するとともに、市民農園・ふれあい農園等による活用を図り、市民に「農」についての啓発に努めます。

#### ③地産地消の促進

##### 1-3-8 ハッピーこまちゃんの活用【都市農業課】

- ・ハッピーこまちゃんの活用により八潮市農産物のPR・ブランド化を図ります。

### 1-3-9 ふれあい農産物直売所の支援【都市農業課】

- ・顔の見える農業及び安全、新鮮、良質を基本に、直売所の充実のための支援を行います。

### 1-3-10 地場産農産物 PR の推進【都市農業課】

- ・本市の地場産農産物に対する消費者の関心を高めるため、八潮市地産地消推進協議会及び八潮市直売所連絡協議会とともに、地元農産物の PR を行い、地場産農産物の消費拡大を推進します。

## ■ 市民・事業者の取組

①環境保全型農業の推進	
市民	・ 土づくりや、化学肥料と化学農薬低減に配慮して栽培された農産物や、有機 JAS マークの付いた有機農産物を選びましょう。
事業者	・ 土づくりや、化学肥料と化学農薬低減に配慮した栽培や有機無農薬栽培に積極的に取り組みましょう。 ・ 土づくりや、化学肥料と化学農薬低減に配慮して栽培された農産物や有機無農薬農産物を積極的に販売しましょう。
②農とのふれあいの確保	
市民	・ 市民農園やふれあい農園、体験農園を利用しましょう。 ・ 農業祭に参加しましょう。
事業者	・ 農業祭に参加・協力しましょう。
③地産地消の促進	
市民	・ 地元農産物、国産農産物を選びましょう。
事業者	・ 地元農産物、国産農産物を販売・使用しましょう。

## ■ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
環境保全型農業の推進	埼玉県特別栽培農産物認証取得者数（新規）	0人	R6	5人	R17	○	○	○
農業後継者の育成	認定農業者数	50人	R6	60人	R17		○	○

## 2 生活環境分野

環境目標2 安心、安全な生活環境で健康にいつまでも暮らせるまち



### (1) 施策の方針

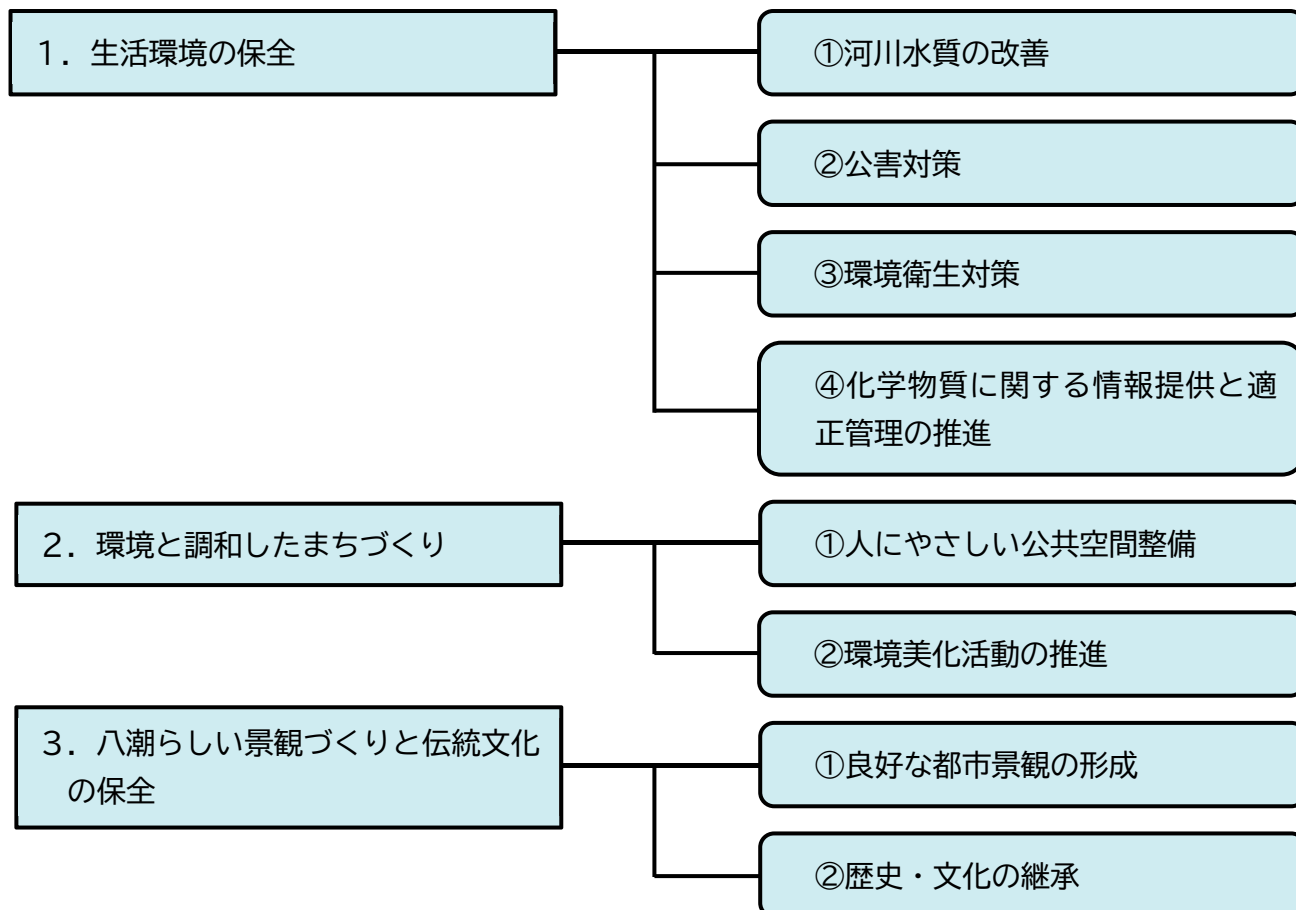
自動車は、生活に欠かすことのできない移動手段となっていますが、大気汚染、騒音、振動及び地球温暖化の防止といった観点から、エコドライブの普及など、自動車対策を推進します。

また、安心して生活のできる環境を確保するため、家庭や事業所からの排水対策と流域で一体となった水質浄化の取組を行うとともに、道路交通や事業活動、生活等に伴う騒音、振動、悪臭などの対策を継続していきます。

さらに、化学物質のリスク（危険性）低減を図るため、ダイオキシン類については引き続き発生抑制を推進し、PCB や石綿(アスベスト)についても適正な処理を行います。また、室内環境汚染物質、農薬及び殺虫剤など一般の生活環境で用いられる化学物質については適切な情報に基づく適正な利用と管理を促進します。

#### 【 方 針 】

#### 【 施策の方向 】



## (2) 関連指標・目標

### 方針1：生活環境の保全

#### ➤ 施策

##### ①河川水質の改善

###### 2-1-1 公共下水道の整備・中川流域下水道の建設【下水道課】

- ・河川の水質汚濁の防止のため、公共下水道の整備及び中川流域下水道の早期完成を推進するとともに、公共下水道への接続の呼びかけを行います。

###### 2-1-2 浄化槽適正管理の促進【環境リサイクル課】

- ・浄化槽の管理者に対し、浄化槽の適正管理についての周知徹底及び啓発を行います。
- ・市街化調整区域において、既存の単独処理浄化槽や汲み取り便槽の合併処理浄化槽への転換を促進します。

###### 2-1-3 河川水質の定期調査【環境リサイクル課】

- ・市内の河川等において水質汚濁等の実態を把握します。

###### 2-1-4 河川浄化対策の推進【環境リサイクル課】（再掲 5-2-3）

- ・国、県、地元沿川自治体とで組織する協議会等と連携しながら、河川の水質浄化に努めます。

##### ②公害対策

###### 2-1-5 公害の定期調査【環境リサイクル課】

- ・公害などの生活環境に関する市民からの苦情・要望について、調査や指導などの対応を行うとともに、必要に応じて、県と協働による調査や指導を実施します。

###### 2-1-6 自動車交通騒音・振動の調査【環境リサイクル課】

- ・幹線道路等での自動車による騒音や振動の実態を把握します。

###### 2-1-7 公害防止対策への助成【環境リサイクル課】

- ・工場・事業所等における公害防止設備の整備を促進するため、工場・事業所等に対する助成を行います。

##### ③環境衛生対策

###### 2-1-8 草刈指導の推進【環境リサイクル課】

- ・空き地等に繁茂した雑草類を除去することにより、害虫等の発生の未然防止を図るとともに、雑草の繁茂している土地の所有者等へ刈り取りを指導します。

###### 2-1-9 環境衛生の推進【環境リサイクル課】

- ・地域の環境衛生委員会を中心に、ごみ集積所の利用にあたってのルールの指導、きれいなまちづくりのための活動を広げます。

#### ④化学物質に関する情報提供と適正管理の推進

##### 2-1-10 防疫薬剤等の適正使用【環境リサイクル課】

- ・防疫薬剤等の使用に関して、環境法規制や県条例等の情報提供を行い、遵守について啓発・指導を行うとともに、環境配慮型の薬剤の使用や散布回数の調整に努め、薬剤散布する場合は、近隣へ周知します。

##### 2-1-11 住環境における有害化学物質に係る情報の提供【環境リサイクル課、住宅・建築課】

- ・有害化学物質等に関する情報提供を行います。
- ・住環境における有害化学物質（シックハウス症候群）に関する情報提供を行います。

##### 2-1-12 有害化学物質の対策【区画整理課、施設課、下水道課、道路治水課】

- ・公共事業の実施にあたり、八潮市建設工事請負契約約款により、有害化学物質の適正管理に関する法令・規制を遵守します。

##### 2-1-13 アスベスト対策に関する情報提供【環境リサイクル課】

- ・アスベスト対策に関する情報提供を行います。

##### 2-1-14 放射能対策【環境リサイクル課】

- ・小中学校、保育所、公園等の放射線量の測定を定期的を実施するとともに、給食食材について放射能濃度測定を実施し、測定結果を市ホームページ等で公表します。

#### ■ 市民・事業者の取組

①河川水質の改善	
市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・水質浄化キャンペーンに参加・協力しましょう。</li><li>・食材は無駄なく使い、調理くずや油を排水口に流さないようにしましょう。</li><li>・洗剤は適正な量を使用しましょう。</li><li>・お風呂の残り湯は洗濯に使いましょう。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・公害に関する各種法令基準を遵守し、工場や事業所の排水を適正に処理しましょう。</li><li>・公共下水道が整備された地域では、接続を早めに行いましょう。</li><li>・浄化槽を適正に管理しましょう。</li><li>・調理くずや油を排水口に流さないようにしましょう。</li><li>・公害に関する自主的な管理体制や管理方法を定めましょう。</li></ul>
②公害対策	
市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・エコドライブの実践や次世代自動車の導入を進めましょう。</li><li>・ノーカーデーに協力しましょう。</li><li>・深夜のカラオケ等、近隣生活騒音を出さないようにしましょう。</li><li>・自宅の庭などで、ごみを燃やさないようにしましょう。</li></ul>

②公害対策	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公害に関する各種法令基準を遵守し、工場や事業所の公害対策をしましょう。</li> <li>・ 公害に関する管理体制や管理方法を定め、処理施設等を適正に維持管理しましょう。</li> <li>・ エコドライブの実践や次世代自動車の導入を進めましょう。</li> <li>・ 深夜営業飲食店では、防音施設を設置しましょう。</li> <li>・ 夜間・深夜における荷物の積み降ろしなどの作業音等は、極力出さないようにし近隣に配慮した作業時間を設定しましょう。</li> </ul>
③環境衛生対策	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ集積場を清掃するなど、適正に使用しましょう。</li> <li>・ 犬のフンは適切に処理しましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業系廃棄物は、適正に処理しましょう。</li> </ul>
④化学物質に関する情報提供と適正管理の推進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 化学物質と健康への影響について関心を持ち、正しい知識や理解を身に付けましょう。</li> <li>・ 農薬や殺虫剤、除草剤などは、適正に使用しましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 化学物質の適正管理に関する規制を遵守しましょう。</li> <li>・ 農薬や殺虫剤、除草剤などは、適正に使用しましょう。</li> <li>・ 安全な食品や製品の製造販売に努めましょう。</li> </ul>

■ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
公共下水道の整備・中川流域下水道の建設	普及率	82.6%	R 6	86.9%※	R12		○	○
公共下水道の整備・中川流域下水道の建設	水洗化率	90.9%	R 6	96.0%	R17	○		○
河川浄化対策の推進	市内の河川の水質基準達成率	72%	R 6	65%	R17			○
住環境における有害化学物質に係る情報の提供	有害化学物質に係る情報提供回数	1回/年	R 6	1回/年	R17			○

※第6次八潮市総合計画での成果指標

## 方針2：環境と調和したまちづくり

### ➤ 施策

#### ①人にやさしい公共空間整備

##### 2-2-1 公共施設の維持管理【総務課、社会教育課、教育総務課】

- ・公共施設における浄化槽の保守点検、ごみ収集や不要薬品等の廃棄物の処理などについて、法令に基づく適正管理を行います。

#### ②環境美化活動の推進

##### 2-2-2 環境美化指導員の配置【環境リサイクル課】

- ・駅前等に環境美化指導員を配置し、環境美化に努めます。

##### 2-2-3 ゴミゼロ運動の推進【環境リサイクル課】

- ・地域に根ざした美化活動を推進するため、環境美化についての啓発を行い、ゴミゼロ運動を推進するとともに、市民ボランティアによる清掃活動を支援します。

##### 2-2-4 ごみ捨て防止啓発用看板の設置【環境リサイクル課】

- ・市民への環境美化への啓発として、ごみ捨て防止啓発用看板を設置します。

##### 2-2-5 河川浄化の啓発【環境リサイクル課】

- ・河川浄化の意識を高めるため、環境月間や、やしお市民まつり等において啓発活動を行います。

### ■ 市民・事業者の取組

②環境美化活動の推進	
市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ゴミゼロ運動やごみの持ち帰りなど、地域の環境美化活動に参加・協力しましょう。</li><li>・ 空き缶や空きビン、空きペットボトル、たばこ等のポイ捨てをやめましょう。</li><li>・ ごみの不法投棄はやめましょう。</li><li>・ 定期的に空き地の雑草を除去しましょう。</li><li>・ 犬のフンを適切に処理しましょう。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ゴミゼロ運動やごみの持ち帰りなど、地域の環境美化活動に参加・協力しましょう。</li><li>・ ポイ捨てやごみの不法投棄防止のため、情報提供等を行いましょ。</li><li>・ ごみや土砂等の不法投棄はやめましょう。</li></ul>

## 方針3：八潮らしい景観づくりと伝統文化の保全

### ➤ 施策

#### ①良好な都市景観の形成

##### 2-3-1 快適な公共空間の整備【都市計画課】

- ・公共施設マネジメントアクションプランに基づき、快適で魅力ある公共空間の形成を進めます。

##### 2-3-2 景観まちづくりの推進【都市計画課】

- ・屋外広告物の適正な誘導に向け、電光式屋外広告物への対応等新たな課題への対応を進めます。
- ・緑のうるおいあふれる街並みを形成していくため、「八潮市景観計画」等により、緑ゆたかな連続性ある地域空間の創出を図り、良好な街並み等を形成します。

#### ②歴史・文化の継承

##### 2-3-3 収蔵資料の保存と活用【文化財保護課】

- ・市の歴史や伝統文化を次世代に継承するため、民具や古文書等の資料を保存し、市のホームページ「れきナビーやしお歴史事典」「八潮市立資料館デジタルアーカイブ」で公開するなど、活用を図ります。

##### 2-3-4 展示会の開催【文化財保護課】

- ・八潮の郷土に対する理解を深めるため、市の歴史や伝統文化を市内外に向けて紹介します。

##### 2-3-5 文化財の保護の充実【文化財保護課】（再掲 5-1-3）

- ・国、県、市指定の文化財等を次世代に継承するため、文化財を保護します。
- ・文化財建造物や史跡などの文化遺産とそれを取り巻く周辺の景観を保全します。

### ■ 市民・事業者の取組

①良好な都市景観の形成	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・八潮らしい魅力ある街並みづくりを目指すため、「やしお家づくりデザインマナーブック」に基づく家づくりに努めましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物、工作物の新築や改築等にあたっては、八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例、景観計画等にしがたって、周辺の景観に配慮しましょう。</li> <li>・屋外広告物の設置にあたっては、八潮市屋外広告物条例にしがたって、適正に設置するとともに、公衆に対する危害の防止を図るために維持管理を行いましょ。</li> <li>・大規模な建築物等の新築等にあたっては、八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例に基づき、土地利用構想の届出を行い、市民等の意見を反映した開発事業を行いましょ。</li> <li>・市長が通知する以下の地域特性基準に適合するようにしましょ。               <ul style="list-style-type: none"> <li>①計画地周辺の環境及び景観との調和を図るための基準</li> <li>②計画地周辺の道路、河川等の公共施設の状況を踏まえた基準</li> <li>③計画地周辺の歴史及び文化財を保全し、保護するための基準</li> </ul> </li> </ul>

②歴史・文化の継承	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財の保護、保全に協力しましょう。</li> <li>地元で伝わる昔話や風習について学び、継承しましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財の保護、保全に協力しましょう。</li> <li>伝統産業を継承し、積極的にPRしましょう。</li> </ul>

■ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
景観まちづくりの推進	景観計画届出における景観配慮の誘導件数	721件	R6	850件※	R12	○	○	○

※第6次八潮市総合計画での成果指標



◆れきナビーやしお歴史事典

### 3 地球環境分野

環境目標3 市・市民・事業者がともに連携し、ゼロカーボンシティを目指すまち



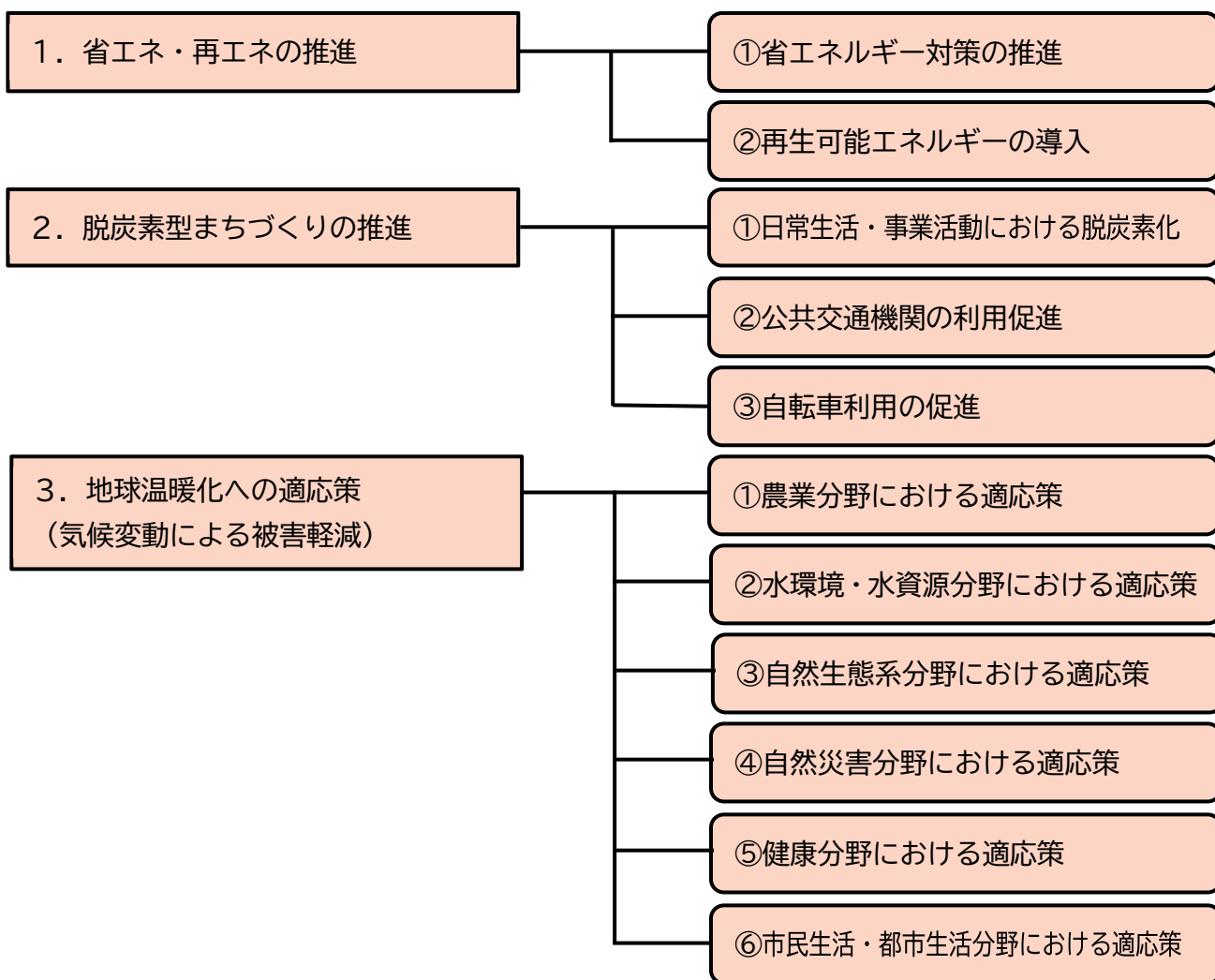
#### (1) 施策の方針

持続可能な循環型社会の構築に向けて、家庭や事業所での省エネルギー対策及び、再生可能エネルギーの導入、水資源の有効利用を促進するとともに、地球温暖化防止の観点から、公共交通機関や自転車利用の促進など脱炭素型のまちづくりを推進します。

さらに、近年、本市においても地球温暖化やヒートアイランド現象による影響が懸念され、集中豪雨の被害などが発生していることから、気候変動による被害軽減のための「適応策」を推進します。

#### 【方針】

#### 【施策の方向】



## (2) 関連指標・目標

### 方針1：省エネ・再エネの推進

#### ➤ 施策

##### ①省エネルギー対策の推進

###### 3-1-1 屋上緑化・壁面緑化等の推進【環境リサイクル課】

- ・建物のエネルギー消費量の削減に向けて、市内の建物における壁面緑化を促進するために、ゴーヤの苗やフウセンカズラの種の配布を実施します。
- ・公共施設の屋上緑化や壁面緑化等を推進するとともに、民間施設の屋上緑化や壁面緑化等の普及・啓発を図ります。

###### 3-1-2 エコドライブの普及・促進【環境リサイクル課、総務課】

- ・アイドリング・ストップなどのエコドライブについて、普及・啓発を行います。
- ・ノーカーデーの実施や自転車による移動の普及啓発など、マイカー通勤の削減を促進します。
- ・公共施設への充電設備の設置を推進します。
- ・公用車の購入や更新を行う際には、次世代自動車の導入を推進します。

###### 3-1-3 省エネ機器の利用促進【環境リサイクル課、教育総務課】

- ・省エネルギー機器について情報提供を行うことで、市民や事業者における導入を促進します。
- ・学校などの整備や改修時に、省エネルギー設備や機器の導入を図るとともに、市民や事業者への啓発を行います。

###### 3-1-4 情報通信技術を利用した移動の削減【情報政策課】

- ・市役所と出先機関を結ぶ行政情報ネットワークを活用して会議等のための移動を減らし、移動に伴うエネルギーの削減を図ります。

###### 3-1-5 情報通信技術を利用した紙の省資源【情報政策課】

- ・市役所では、庁内 LAN の活用により事務処理の迅速化と省エネルギー化、ペーパーレス化を図るとともに、情報通信システム機器の省エネルギー化を図ります。

###### 3-1-6 雨水利用の促進【下水道課】

- ・雨水の有効利用に向けて、雨水貯留施設の設置に係る補助を実施します。

##### ②再生可能エネルギーの導入

###### 3-1-7 再生可能エネルギーの導入・助成【環境リサイクル課】

- ・技術動向の情報提供や導入に対する補助を行う等の施策により、太陽光発電等の導入促進を図ります。

■ 市民・事業者の取組

①省エネルギー対策の推進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気はこまめに消し、電化製品を長時間使用しないときは、主電源を切るかコンセントを抜きましょう。</li> <li>・ 屋上緑化や壁面緑化などに取り組みましょう。</li> <li>・ エアコンのフィルターは、こまめに掃除をしましょう。</li> <li>・ 断熱や採光などを工夫して、省エネルギーに努めましょう。</li> <li>・ 省エネルギー型の家電製品、照明や給湯器などを導入しましょう。</li> <li>・ 日常生活の中で節水しましょう。</li> <li>・ 節水型設備・機器を導入しましょう。</li> <li>・ 雨水浸透ますを設置し、敷地内で雨水が浸透するようにしましょう。</li> <li>・ 雨水貯留施設を設置し、雨水を散水や洗車などに利用しましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋上緑化や壁面緑化などに取り組みましょう。</li> <li>・ 断熱や採光などを工夫して、省エネルギーに努めましょう。</li> <li>・ 省エネルギー型の照明などを導入しましょう。</li> <li>・ モノをつくる時、生産ラインなどでは、省エネルギーに配慮しましょう。</li> <li>・ 事業活動の中で節水しましょう。</li> <li>・ 一度利用した水を再利用しましょう。</li> <li>・ 節水型設備・機器を導入しましょう。</li> <li>・ 雨水浸透ますを設置し、敷地内で雨水が浸透するようにしましょう。</li> <li>・ 雨水貯留施設を設置し、雨水を散水や洗車などに利用しましょう。</li> </ul>
②再生可能エネルギーの導入	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電、太陽熱など自然エネルギーの利用に努めましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電、太陽熱など自然エネルギーの利用に努めましょう。</li> </ul>

■ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
屋上緑化・壁面緑化等の推進	公共施設等における屋上緑化	0か所	R 6	5か所	R17		○	○
再生可能エネルギーの導入・助成	市内における太陽光発電設備の発電容量(累計)	18,415kW	R 6	126,768kW	R17	○	○	○

## 方針2：脱炭素型まちづくりの推進

### ➤ 施策

#### ①日常生活・事業活動における脱炭素化

##### 3-2-1 環境に配慮したまちづくりの促進【区画整理課】

- ・つくばエクスプレス沿線地区及び既成市街地の道路整備工事及び宅地造成工事等において、本市より施工業者へ環境の配慮を行うよう周知します（アイドリング・ストップ、排出ガス対策型重機の使用など）。

##### 3-2-2 環境配慮建築物の促進【住宅・建築課】

- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅認定申請について、適正に認定を行うとともに、認定後の維持管理の方法について指導・助言を行います。
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物認定申請について、適正に認定を行います。
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請について、適正に認定を行います。

##### 3-2-3 事務事業編における取組の推進【環境リサイクル課】

- ・八潮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減を推進します。

##### 3-2-4 ヒートアイランドの対策【環境リサイクル課】

- ・地球温暖化防止に関する啓発のため、打ち水を行う等のイベントを開催します。

##### 3-2-5 埼玉県が実施するエコライフ DAY 事業への参加【環境リサイクル課】

- ・家庭での電気、ガス、燃料等の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出量を自分でチェックし、CO<sub>2</sub>削減の取組にチャレンジするエコライフ DAY 事業に参加するとともに、市民や事業所への拡大を図ります。

##### 3-2-6 環境マネジメントシステムの維持管理【環境リサイクル課】

- ・市独自の環境マネジメントシステムを運用し、市の施策、事務及び事業における環境負荷の低減を図ります。

#### ②公共交通機関の利用促進

##### 3-2-7 公共交通のバリアフリー化の推進【交通防犯課】

- ・ノンステップバスやバス停車帯の確保、スロープの設置等を関係機関と協力して進めます。

##### 3-2-8 コミュニティバスの運行【交通防犯課】

- ・公共交通の利便性向上に向けて、路線バス網の整備やバス停の集約化を検討するとともに、路線バス網の充実を図ります。

### 3-2-9 地下鉄8号線の導入促進【企画経営課】

- ・つくばエクスプレスに加え、市内を南北に縦断する新たな公共交通機関となる地下鉄8号線の早期導入に向けて、関係機関に要望活動を実施します。

### ③自転車利用の促進

#### 3-2-10 自転車駐車場の整備【交通防犯課】

- ・自転車の利用を促進するため、自転車駐車場を整備するとともに、地域公共交通計画に基づいたコミュニティサイクルの導入などを進めていきます。

#### 3-2-11 自転車道等の整備【道路治水課】

- ・自転車利用の促進を図るために、自転車道や自転車専用レーンなどの整備を検討します。

## ■ 市民・事業者の取組

①日常生活・事業活動における脱炭素化	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長期優良住宅の購入を検討しましょう。</li> <li>・ 屋上緑化や壁面緑化などに取り組みましょう。</li> <li>・ 打ち水を行うイベント等に参加・協力しましょう。</li> <li>・ 日常生活の見直し等、地球温暖化の防止に取り組みましょう。</li> <li>・ 住宅の新築や増築、改修の際は、外観が周辺の環境と調和するように配慮しましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境配慮型建築物の導入を進めましょう。</li> <li>・ 打ち水を行うイベント等に参加・協力しましょう。</li> <li>・ 事業活動に伴う地球温暖化の防止に取り組みましょう。</li> </ul>
②公共交通機関の利用促進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイカーによる移動を減らし、公共交通機関の利用を増やしましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車による移動を減らし、公共交通機関の利用を増やしましょう。</li> </ul>
③自転車利用の促進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイカーによる移動を減らし、自転車による移動を増やしましょう。</li> <li>・ コミュニティサイクルを活用した自転車利用に努めましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車による移動を減らし、自転車による移動を増やしましょう。</li> <li>・ 店舗、工場、事業所等に自転車駐車場を設置しましょう。</li> <li>・ コミュニティサイクルを活用した自転車利用に努めましょう。</li> </ul>

■ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
環境配慮建築物の促進	環境配慮建築物の認定等件数	108件/年	R6	50件/年	R17		○	○
ヒートアイランド対策	広報紙等による打ち水等の普及	1回/年	R6	1回/年	R17			○



◆コミュニティサイクル（八潮駅サイクルステーション）

## 方針3：地球温暖化への適応策（気候変動による被害軽減）

### ➤ 施策

#### ①農業分野における適応策

##### 3-3-1 生産現場における干ばつや大雨等による農産物の生育被害への対策【都市農業課】

- ・干ばつや大雨等による農作物の生育被害への対策として、関係機関と協力して水管理や排水対策等の徹底を進めます。

##### 3-3-2 栽培管理の徹底【都市農業課】

- ・高温等の影響を回避・軽減する農作物栽培管理技術、高温耐性品種等の導入や、南方系害虫の防除対策について、関連機関と協力して普及を図ります。

#### ②水環境・水資源分野における適応策

##### 3-3-3 水資源の安定確保【施設課】

- ・渇水時に備え、応急給水水源や他自治体との相互応援体制を含めた水資源の安定確保に努めます。
- ・水道水を安定的に供給するため、老朽化した施設を計画的に更新します。

#### ③自然生態系分野における適応策

##### 3-3-4 野生生物のモニタリング調査、保護対策等の推進【環境リサイクル課】

- ・地球温暖化による野生生物の分布への影響を的確に把握するため、モニタリング調査や必要に応じて保護対策を実施します。

#### ④自然災害分野における適応策

##### 3-3-5 地球温暖化による被害の軽減対策【環境リサイクル課】

- ・地球温暖化による気温上昇や集中豪雨について、市民の健康や都市への被害を未然に防止するため、情報収集等に努め、被害軽減のための取組を検討します。

##### 3-3-6 排水路、排水施設の整備・維持管理【道路治水課】

- ・降雨を速やかに排水するよう排水路を整備し、適正に維持管理を行います。
- ・排水施設を設置するとともに、既設ポンプ施設等を計画的に更新します。

##### 3-3-7 雨水幹線・ポンプ場の整備【下水道課】

- ・八潮公共下水道事業計画等に基づき、計画的に雨水幹線及びポンプ場を整備します。

#### ⑤健康分野における適応策

##### 3-3-8 熱中症予防に関する対策【健康増進課】

- ・熱中症や熱中症の合併症を防止するため、予防法と対処法についての情報提供や啓発を行います。

### 3-3-9 高齢者等のハイリスク者への声掛け・見守り活動の強化【長寿介護課】

- ・高齢者等、熱中症のリスクが高い人を守るため、地域による声かけ・見守り活動を推進します。

### 3-3-10 まちなかにおけるクールオアシスの促進【健康増進課】

- ・県が進める熱中症対策の一環として、市内の公共施設等を外出時の一時休憩所として利用する「まちなかのクールオアシス」の設置を促進します。

## ⑥市民生活・都市生活分野における適応策

### 3-3-11 歩道段差の解消【道路治水課】

- ・誰もが利用しやすい、人にやさしい道づくりを進めるため、歩道の段差解消等の整備を行います。

### 3-3-12 公共施設の保水機能向上【公園みどり課】

- ・ヒートアイランド現象の緩和に向け、公共施設において、表面温度が上がるのを抑えるための保水性舗装の導入を検討します。

### 3-3-13 漏水対策の推進（石綿セメント管等の更新）【施設課】

- ・石綿セメント管は、強度に乏しく、漏水が多く発生しているため、耐震性に優れた配水管へと計画的に更新します。
- ・老朽化した配水用ポリエチレン管についても、漏水が多く発生している箇所を優先的に更新します。

## ■ 市民・事業者の取組

①農業分野における適応策	
事業者	・ 県や JA などの指導を受け、適切な栽培管理に努めましょう。
②水環境・水資源分野における適応策	
市民	・ 雨水浸透ますを設置し、敷地内で雨水が地下に浸透するようにしましょう。 ・ 日常生活の中で節水しましょう。
事業者	・ 雨水浸透ますを設置し、敷地内で雨水が地下に浸透するようにしましょう。 ・ 事業活動の中で節水しましょう。
③自然生態系分野における適応策	
市民	・ 生態系の調査に協力しましょう。

④自然災害分野における適応策	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雨水貯留施設や浸透ますを設置し、一度に排水路に流出する水の量を減らしましょう。</li> <li>・ 洪水ハザードマップや内水（浸水）ハザードマップを確認し、自宅の周りの災害危険箇所や避難場所、避難経路を確認しておきましょう。</li> <li>・ 災害時には、行政やラジオ、TV 等による最新の情報を確認し、安全に避難しましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雨水貯留施設や浸透ますを設置し、一度に排水路に流出する水の量を減らしましょう。</li> <li>・ 洪水ハザードマップや内水（浸水）ハザードマップを確認し、事業所の周りの災害危険箇所や避難場所、避難経路を確認しておきましょう。</li> <li>・ 災害時には、行政やラジオ、TV 等による最新の情報を確認し、安全に避難しましょう。</li> </ul>
⑤健康分野における適応策	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者等、熱中症にかかりやすい人には積極的に声かけをしましょう。</li> <li>・ 真夏の外出時には、公共施設等に設けられた「クールオアシス」で休憩しましょう。</li> <li>・ 壁面緑化を行いましょう。</li> <li>・ 打ち水を行いましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クールビズやエアコンの適正利用及び労働環境を見直し、温暖化に適応した職場環境を作りましょう。</li> <li>・ 屋上緑化や壁面緑化等を行いましょう。</li> <li>・ 打ち水を行いましょう。</li> </ul>



◆クールオアシス例（八潮市役所駅前出張所）

## 4 資源循環分野

環境目標4 3R（ごみの発生抑制、再利用、再生利用）に取り組み、  
循環型社会を実現するまち

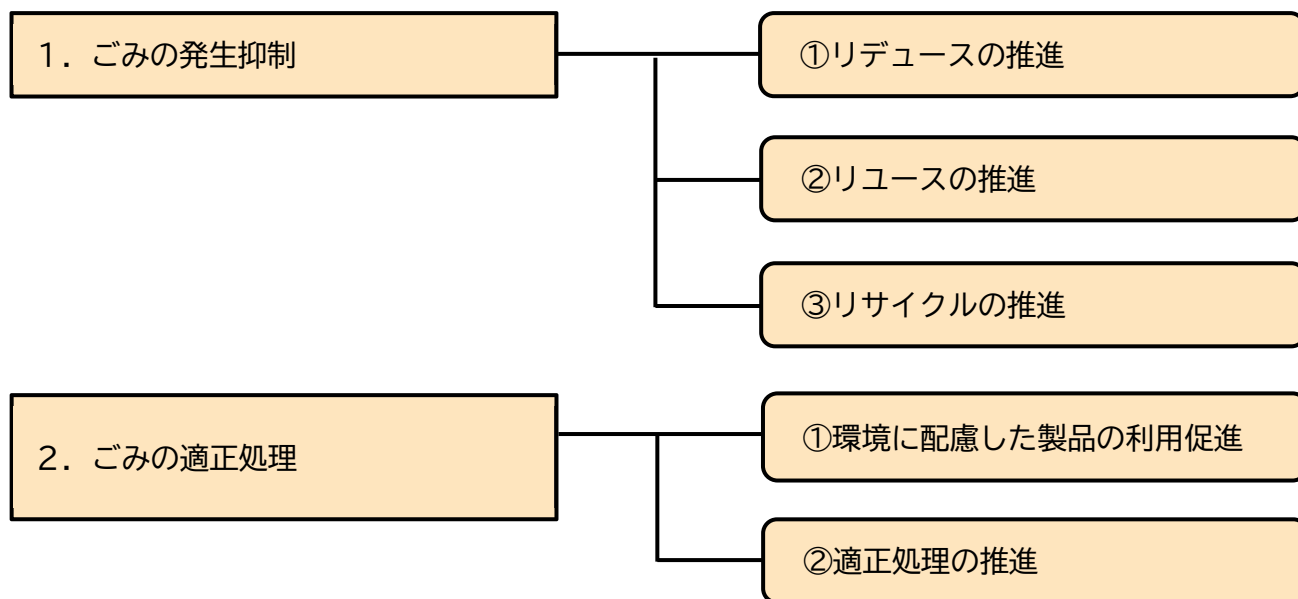


### (1) 施策の方針

ごみの減量やリサイクル、リユースといった3R活動の展開と、そのための収集体制の整備や充実により、地域全体でのごみの適正処理を推進します。日常生活や事業活動で発生するごみを減らすため、食品ロスやプラスチック資源循環といった新たな法令に対して、市民・事業者等と協力するとともに、一人ひとりの考え方や行動を改めるための取組を推進し、事業活動のあり方やライフスタイルそのものを見直していきます。

#### 【方針】

#### 【施策の方向】



## (2) 関連指標・目標

### 方針1：ごみの発生抑制

#### ➤ 施策

##### ①リデュースの推進

###### 4-1-1 ごみの減量化・資源化における普及啓発【リサイクルプラザ】

- ・ごみの減量化や資源化などについての出前講座を実施するとともに、イベントなどで普及啓発を実施します。

##### ②リユースの推進

###### 4-1-2 循環資源利用の推進【環境リサイクル課】

- ・環境に配慮した消費活動を行うグリーンコンシューマーについての啓発等を行い、循環資源の利用を推進します。

##### ③リサイクルの推進

###### 4-1-3 公共施設の整備（公共工事）

###### 【アセットマネジメント推進課、下水道課、公共施設整備課、道路治水課、教育総務課】

- ・公共施設の維持、修繕等について、再生資材の活用や、建設副産物の再資源化を行います。
- ・下水道工事について、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、適正な執行を図ります。
- ・公共建築物の整備について、再生資材の活用や、建設副産物の再資源化を行います。
- ・道路、橋りょう、水路等における工事について、再生資材の活用、建設副産物の再資源化を行います。
- ・小中学校施設の整備について、再生資材の活用、建設副産物の再資源化を行います。

###### 4-1-4 建築物の解体等の適正分別【住宅・建築課】

- ・建設資材の分別解体等に伴う、再資源化の促進を行うため、建設リサイクル法による届出の指導・助言等を行います。

###### 4-1-5 リサイクル活動の推進【リサイクルプラザ】

- ・資源回収団体への奨励金の交付や関係団体への補助金の交付により、ごみの資源化を促進します。
- ・粗大ごみの戸別収集を通じて、市民サービスの向上を図るとともに、収集した家具や自転車をリサイクル販売することで、環境に配慮した消費活動について啓発を行います。

###### 4-1-6 ごみの分別・収集・再資源化の充実【リサイクルプラザ】

- ・ごみの安全確実な処理を確保するとともに、ごみ分別作業の効率化や粗大ごみの収集業務の充実など、社会情勢の変化に対応したごみの再資源化を推進します。

## ■ 市民・事業者の取組

①リデュースの推進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過剰包装は避け、使い捨て商品は選択しないようにしましょう。</li> <li>・ 食品ロスを減らすため、食材を「買いすぎず」「使い切る」「食べきる」ことに努めましょう。</li> <li>・ 物品等を購入する際は、必要性を十分検討するとともに、必要最低限を購入しましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製品は、リサイクルできる素材や構造へ改良しましょう。</li> <li>・ 中身の詰め替え可能な製品を作りましょう。</li> <li>・ 梱包や包装を簡素化しましょう。</li> <li>・ リユースやリサイクルしやすい製品の製造や販売に取組みましょう。</li> </ul>
②リユースの推進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ モノを大切に使うようにしましょう。</li> </ul>
③リサイクルの推進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活用品交換会、フリーマーケット等を利用しましょう。</li> <li>・ 再生品、リサイクル品、詰め替え品などを積極的に利用しましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生紙の使用を徹底しましょう。</li> <li>・ 容器包装リサイクル法に沿って、ペットボトルやカン等を回収しましょう。</li> </ul>

## ■ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
リサイクル活動の推進	リサイクルフェアの標語及びポスター参加人数	1,424人	R6	1,600人	R17	○		○
リサイクル活動の推進	資源回収団体の登録数	115団体	R6	125団体	R17	○		○
ごみの分別・収集・再資源化の充実	資源化率（リサイクルプラザ）	85.2%	R6	86.0%	R17	○		○
循環資源利用の推進	資源化率（可燃ごみ含む）	15.4%	R6	15.35%*	R12	○		○

※第6次八潮市総合計画での成果指標

## 方針2：ごみの適正処理

### ➤ 施策

#### ①環境に配慮した製品の利用促進

##### 4-2-1 出前講座の実施【環境リサイクル課】

- ・プラスチックごみや食品ロスなどのごみの減量化や資源化に関して、広報やしおやホームページ等を通じた情報提供により普及啓発を実施します。

##### 4-2-2 環境にやさしい生活の推進【環境リサイクル課】

- ・イベント等において環境にやさしい生活用品の普及啓発を実施します。

##### 4-2-3 グリーン購入の普及促進【環境リサイクル課】

- ・グリーン購入・調達について情報提供を行うことにより事業者に対して普及啓発を行います。

##### 4-2-4 共通物品の購入管理【アセットマネジメント推進課】

- ・市役所で使用する物品等の購入にあたっては、効率的な物品購入、グリーン購入の推進を図ります。

#### ②適正処理の推進

##### 4-2-5 農業用廃棄物の処理【都市農業課】

- ・農業用廃棄物の処理を適正に進めるため、八潮市環境保全型農業推進協議会を通じて、農業用廃ビニールの収集円滑化を図ります。

##### 4-2-6 一般廃棄物処理基本計画の策定【環境リサイクル課】

- ・八潮市一般廃棄物処理基本計画に基づき、構成する5市1町と東埼玉資源環境組合と連携して、ごみの減量化、資源化、収集処理体系の改善や充実及び分別等を実施するとともに、ごみの円滑な収集に向けた収集体系の見直しを必要に応じて行います。

##### 4-2-7 不法投棄対策の推進【環境リサイクル課】

- ・不法投棄の防止に向けて、定期的な市内巡回を行い、不法投棄の連絡を受けたら、速やかに回収処理を行います。

##### 4-2-8 ごみ排出方法の指導【環境リサイクル課】

- ・ごみの分別や収集の円滑化を図るために、ごみカレンダーの配布など、ごみの分別方法や出し方について情報提供を行うとともに、ごみの散乱防止を図るため、ごみ飛散防止ネットを配布します。
- ・転入・転居者へのごみ分別等について周知を徹底します。

##### 4-2-9 プラスチックの適正処理【環境リサイクル課】

- ・プラスチックごみの分別・適正処理を促進し、再資源化を検討します。

##### 4-2-10 リサイクルプラザの改修・備品整備【リサイクルプラザ】

- ・リサイクルプラザの安定した運営に向けて、定期的に点検等を実施します。

■ 市民・事業者の取組

①環境に配慮した製品の利用促進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 買い物の際には、エコマークやグリーンマークなどの環境ラベルの付いたグリーン商品を選びましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ グリーン商品等の製造や販売に取り組みましょう。</li> <li>・ グリーン購入に取り組みましょう。</li> </ul>
②適正処理の推進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者等の環境活動に関心を持ちましょう。</li> <li>・ 工場見学や環境コミュニケーションに参加しましょう。</li> <li>・ 自動車、家電製品、パソコンなどを廃棄する際は、法律にしたがって適正に処理しましょう。</li> <li>・ 日常生活の中で、分別等を行い、ごみを減らしましょう。</li> <li>・ ごみの出し方のルール（分別収集、収集日時、各集積所の管理）を守りましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物品等の調達の際には、環境負荷の少ないグリーン調達を行いましょう。</li> <li>・ 資源化できるものは、分別して適正に処理しましょう。</li> <li>・ 廃棄物や農業用ビニールを廃棄する際には、適正に管理及び処理しましょう。</li> <li>・ フロンガス等が封入されている空調機器を廃棄する際には、適正に処理しましょう。</li> </ul>

■ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
環境にやさしい生活の推進	広報紙等による啓発回数	1回/年	R 6	1回/年	R17			○
ごみ排出方法の指導	1人1日のごみ排出量（家庭系可燃ごみ）	496g	R 6	412.0g※	R12	○	○	○

※第6次八潮市総合計画での成果指標

## 5 環境活動分野

環境目標5 みんなが環境への意識を高め、環境活動に取り組むまち



### (1) 施策の方針

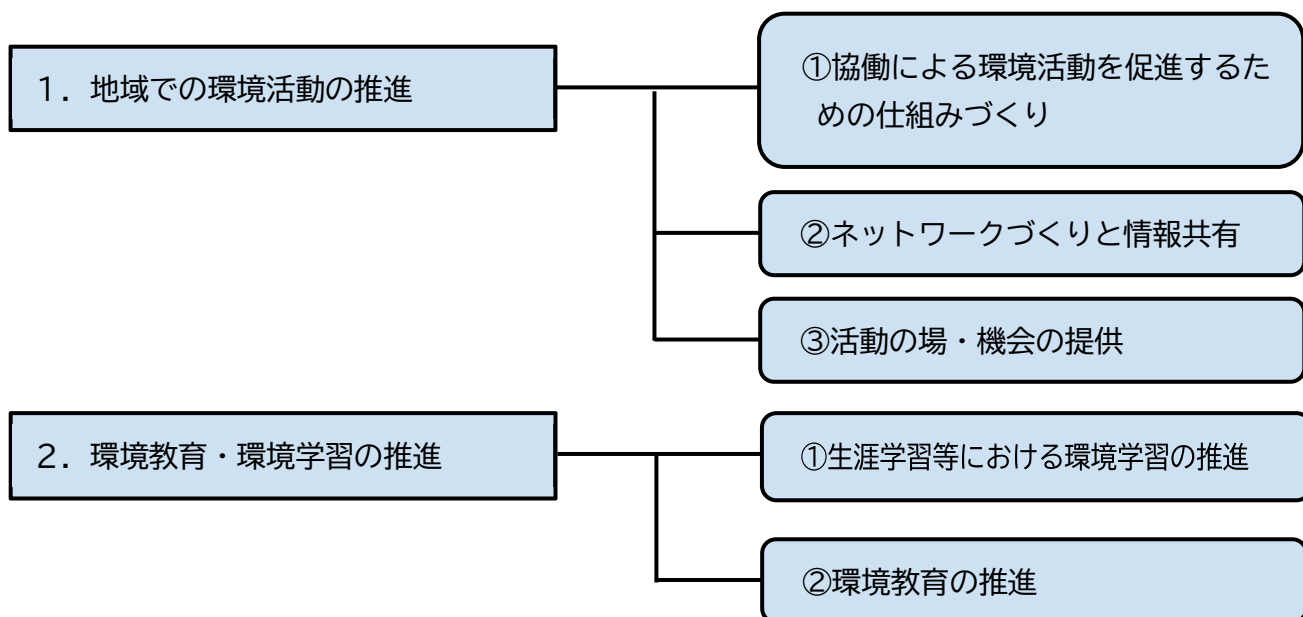
自然環境、生活環境、資源循環、地球環境の各分野を取組むためには、市、市民、事業者が自主的・積極的に行動するとともに、連携し協力しながら、地域での活動を展開していくことが欠かせません。

そこで、市民一人ひとりが環境や持続可能な社会に関心を持ち、日常生活や事業活動との関わりを理解し、さらに行動を実践できるよう、世代ごと、立場ごとに応じた環境教育や環境学習を進めます。

また、地域の環境活動を市、市民、事業者の三者協働により展開していくために、ネットワークづくりや情報共有、活動の場と機会の提供、仕組みづくりを進めます。

#### 【方針】

#### 【施策の方向】



## (2) 関連指標・目標

### 方針1：地域での環境活動の推進

#### ➤ 施策

##### ①協働による環境活動を促進するための仕組みづくり

###### 5-1-1 県の環境アドバイザー等との連携【環境リサイクル課】

- ・埼玉県による環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊（企業）制度と連携し、協働の担い手づくりと環境学習の充実を図ります。

###### 5-1-2 協働の担い手づくり【環境リサイクル課、市民協働推進課】

- ・環境活動を行う市民団体やNPO団体等と協働し、環境活動の担い手の育成や環境学習の機会提供を行うとともに、環境活動や情報交流の場と機会を提供します。
- ・市民団体やNPO団体等と協働した市民活動の担い手の人材育成を行うとともに、情報交流の場と機会を提供します。

###### 5-1-3 文化財の保護の充実【文化財保護課】

- ・文化財調査を実施するとともに、文化財の保護と継承などの活動を行うボランティアの育成及び無形民俗文化財の後継者の育成を支援します。

###### 5-1-4 ISO14001等の普及促進【環境リサイクル課、商工観光課】

- ・事業者におけるISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムの認証取得等に際し、支援します。

###### 5-1-5 環境コミュニケーションの普及促進【環境リサイクル課】

- ・事業者における環境コミュニケーションの普及を行います。

##### ②ネットワークづくりと情報共有

###### 5-1-6 図書館での情報提供【社会教育課】

- ・図書館において環境に関する情報提供コーナーを設けるとともに、科学遊びやリサイクル工作などのイベントを実施します。

###### 5-1-7 コミュニティの仕組みづくり【市民協働推進課】

- ・町会自治会など、地域での環境活動をきっかけとしたコミュニティづくり、各種ボランティア団体との交流・連携を深めます。

##### ③活動の場・機会の提供

###### 5-1-8 「中川やしおフラワーパーク」及び「中川やしお水辺の楽校」の運営・管理の支援【商工観光課】

- ・「中川やしおフラワーパーク」及び「中川やしお水辺の楽校」を運営・管理する団体等の活動を支援します。

### 5-1-9 ボランティア活動の育成・支援【市民協働推進課】

- ・地域での環境活動を行う団体の活動、講座やセミナーの開催、ボランティア団体との交流や情報交換の機会の場を提供します。

### 5-1-10 自然体験の推進【社会教育課】

- ・青少年が自然に親しむために、生き物観察や野外で役立つもの作りなどの体験活動を実施します。

### 5-1-11 自然にふれあうイベントの実施【商工観光課】

- ・八潮の自然や環境を体験し、ふれ合える場を提供するため、観光イベントの開催など、参加・体験できる機会を提供します。

## ■ 市民・事業者の取組

①協働による環境活動を促進するための仕組みづくり	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境活動に関する指導者養成講座等を受講し、地域での協働の担い手になりましょう。</li> <li>・地域で環境活動を行う仲間を増やし、育成しましょう。</li> <li>・市の各種委員会、審議会などに参加しましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で環境活動を行う人材を支援しましょう。</li> </ul>
②ネットワークづくりと情報共有	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分たちが取り組んでいる環境活動を発表し、情報提供しましょう。</li> <li>・市民参加型の環境調査イベントなどに参加しましょう。</li> <li>・自分が知っている地域の環境問題を市、市民、事業者へ知らせましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境活動を行う市民団体等の活動に協力しましょう。</li> <li>・自分が知っている地域の環境問題を市、市民、事業者へ知らせましょう。</li> </ul>
③活動の場・機会の提供	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での環境活動に参加しましょう。</li> <li>・活動の仲間を増やしましょう。</li> <li>・他の活動団体との交流を図りましょう。</li> <li>・環境推進大会に参加・協力しましょう。</li> <li>・エコツアー、自然観察会など、自然に親しむ活動に参加しましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境推進大会に参加・協力しましょう。</li> <li>・エコツアー、自然観察会など、自然に親しむ活動に協力しましょう。</li> </ul>

## ■ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
自然にふれあうイベントの実施	野外活動事業等回数	4回/年	R6	6回/年	R17	○		○

## 方針2：環境教育・環境学習の推進

### ➤ 施策

#### ①生涯学習等における環境学習の推進

##### 5-2-1 出前講座等の実施【環境リサイクル課、市民協働推進課】

- ・こどもエコクラブに対して、情報提供などの支援を行うとともに、市内への普及に努めます。
- ・環境保全等に関する出前講座メニューの充実を図るとともに、地域での出前講座の活用を図るよう、積極的にPRを行います。

##### 5-2-2 市民大学・大学院の運営【社会教育課】

- ・市民大学、市民大学大学院、インターネットによる市民アカデミーなどを通じて、市民の環境学習を支援します。

##### 5-2-3 河川浄化対策の推進【環境リサイクル課】

- ・環境月間やイベント等を通じて、環境に関する情報の発信や環境意識の啓発を行います。

##### 5-2-4 文化財愛護啓発活動の充実【文化財保護課】

- ・国指定重要文化財の和井田家住宅をはじめとする有形、無形の文化遺産を次世代に継承するため、文化遺産を活用した多彩な講座を開催します。

##### 5-2-5 地域学習の実施【文化財保護課】

- ・小中学校では、古民家や民具などの資料を活用し、子どもたちの郷土学習を行います。

##### 5-2-6 節水対策の推進（啓発活動）【経営課】

- ・水資源の効率的な利用を促進するため、水道だよりによる情報提供を行うとともに、水道週間や市民まつりを通して節水意識の啓発を行います。

##### 5-2-7 環境にやさしい消費活動の促進【環境リサイクル課】

- ・家庭での環境配慮、食と住の安全、健康への配慮に関する知識や理解の普及のため、イベントを通じて情報提供を行います。

#### ②環境教育の推進

##### 5-2-8 カーボンオフセット事業における環境教育の促進【環境リサイクル課】

- ・カーボンオフセット事業を通じて、環境学習事業、自然観察会等を実施し、森林の有効活用や地球温暖化対策について考えるきっかけ作りを行います。

##### 5-2-9 学校における環境教育の推進【小中一貫教育指導課】

- ・小中学校では、古民家や民具などの資料を活用し、子どもたちの郷土学習を行うとともに、各教科の授業や特別活動、ふるさと科、委員会活動などを通じて、環境教育を行います。

### 5-2-10 食品ロス削減に向けた取組

【環境リサイクル課、都市農業課、保育幼稚園課、健康増進課】

- ・ 親子料理教室の実施により、「食」に関する市民への啓発を行います。
- ・ 小中学校等において、各教科の領域や特別活動を行うことにより、食育を行います。
- ・ 各保育所で栽培した野菜の活用などの食育を実施します。

### 5-2-11 食品の安全性に関する知識の普及啓発

【子ども家庭支援課、保育幼稚園課、学務課、健康増進課、商工観光課、都市農業課】

- ・ 食の安全などについて、消費者啓発パネル展や窓口などにおいて、情報提供による啓発を実施します。

### 5-2-12 キッズエコ【保育幼稚園課】

- ・ 幼児期からの環境教育を進めるために、保育所で子どもたちが環境への取組を体験する機会を創出します。

## ■ 市民・事業者の取組

①生涯学習等における環境学習の推進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身近な環境や地球環境について、家族で子どもとともに関心をもったり、考えてみたりして、理解を深めましょう。</li> <li>・ 出前講座を利用するなど、地域で協力して環境学習を行いましょう。</li> <li>・ 環境学習に参加し、都市生活型公害、ごみ問題等の身近な環境問題や地球環境問題について理解を深めましょう。</li> <li>・ 地域での環境学習の際には、埼玉県環境アドバイザー制度を活用しましょう。</li> <li>・ 子どもたちは、「こどもエコクラブ」の活動に積極的に参加・協力しましょう。</li> <li>・ 環境に関するイベントに参加しましょう。</li> <li>・ 情報交換会等へ参加・協力しましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域での環境教育や環境学習のための活動に協力しましょう。</li> <li>・ 社内での環境情報の提供、環境に関する研修などを行いましょう。</li> <li>・ 環境学習の実施に協力しましょう。</li> <li>・ 県の環境アドバイザー制度を活用しましょう。</li> <li>・ 「こどもエコクラブ」の活動に協力しましょう。</li> <li>・ 環境コミュニケーションに取組みましょう。</li> </ul>
②環境教育の推進	
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境学習や自然観察会等に積極的に参加しましょう。</li> <li>・ キッズエコの取組にチャレンジし、環境について学びましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校等での環境教育に協力しましょう。</li> </ul>

■ 関連指標・目標値

施策	関連指標			目標値		関係主体		
	指標	実績値	実績年度	目標値	達成時期	市民	事業者	市
出前講座等の実施	環境に関する講座等の実施回数	1回/年	R 6	12回/年	R17	○	○	○
河川浄化対策の推進	イベント等での簡易水質調査回数	1回/年	R 6	2回/年	R17	○		○
文化財愛護啓発活動の充実	各種講座の開催	37回/年	R 6	23回/年	R17			○
食品の安全性に関する知識の普及啓発	食中毒に関する広報紙への情報提供回数	1回/年 (広報紙) 3回/年 (料理教室)	R 6	1回/年 (広報紙)	R17			○



◆生涯学習まちづくり出前講座

### 1 八潮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

#### （1）計画の背景

##### ① 地球温暖化のメカニズム

太陽から地球に降り注ぐ光は、地球の大気を素通りして地面を暖め、その地表から放射される熱を温室効果ガスが吸収し大気を暖めています。地球温暖化は、大気中の温室効果ガスの濃度の上昇に伴い、温室効果が強くなり、地上の温度が上昇することで引き起こされます。

18世紀半ばの産業革命以降、石炭や石油などの化石燃料の使用や森林の減少などにより、大気中の温室効果ガスの濃度が増加したことが、地球温暖化の原因と考えられています。

地球温暖化は、気温の上昇のみならず、異常高温（熱波）や大雨・干ばつの増加などの様々な気候の変化を伴うため、氷河の融解や海面水位の変化、洪水などの自然災害の増加、陸上や海の生態系への影響、食料生産や健康などの影響が懸念されています。

##### ② 計画の背景

近年、地球温暖化対策に係る社会情勢は大きく変化しています。

平成30年に公表されたIPCCの「1.5℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇を、産業革命以前の気温から1.5℃の水準に抑えるためには、令和32年（2050年）頃に二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量を正味ゼロとすることが必要であると示され、世界各国でカーボンニュートラルを目標とする動きが広まりました。

日本では、令和2年、地球温暖化対策における新しい長期目標となる「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。

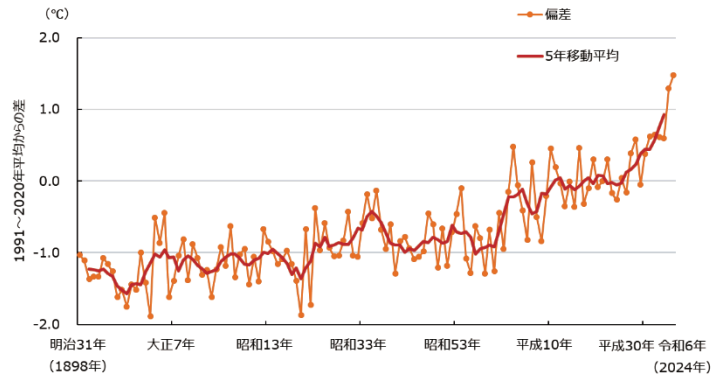
それ以降、「地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律（以下「改正地球温暖化対策推進法」という。）」が令和3（2021）年5月26日に成立し、2050年カーボンニュートラルを基本理念に位置付けるとともに、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項を定めることが示されています。

また、令和7年に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す。」ことが目標として掲げられました。

### ③ 地球温暖化の現状

#### ➤ 世界の現状

令和6年の世界の平均気温の基準値（1991～2020年の30年平均値）からの偏差は+0.63℃で、統計開始以降、令和5年を上回り最も高い値となりました。世界の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年当たり0.77℃の割合で上昇しています。特に1990年代半ば以降、高温となる年が多くなっています。

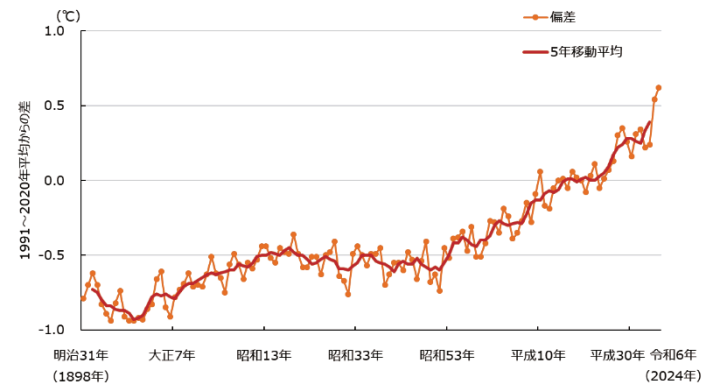


◆世界の年平均気温の経年変化

参考：気象庁「世界の年平均気温」

#### ➤ 日本の現状

令和6年の日本の平均気温の基準値（1991～2020年の30年平均値）からの偏差は+1.48℃となり、統計開始以降、令和5年を上回り最も高い値となりました。日本の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には100年当たり1.40℃の割合で上昇しています。特に1990年代半ば以降、高温となる年が多くなっています。

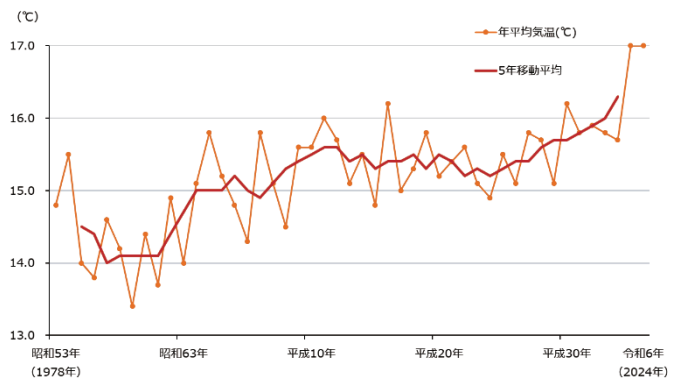


◆日本の年平均気温の経年変化

参考：気象庁「日本の年平均気温」

#### ➤ 本市の現状

昭和53年から令和6年における年平均気温について、本市に最も近い越谷気象観測所における観測結果を示します。本市の年平均気温は、様々な変動を繰り返しており、昭和53年から令和6年までに2.2℃上昇しています。



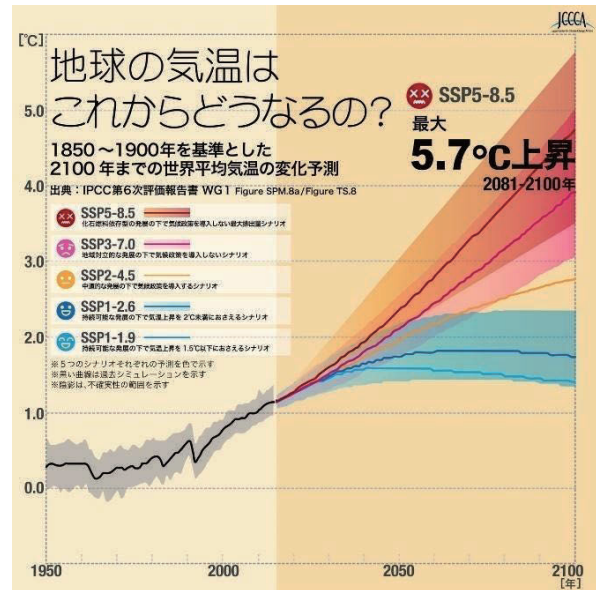
◆八潮市の年平均気温の経年変化

参考：気象庁

#### ④ 気候変動による影響の将来予測

##### ➤ 世界の将来予測

令和5年に IPCC が公表した「第6次評価報告書」において示されている共有社会経済経路 (Shared Socio-economic Pathways、以下「SSP」という。) シナリオでは、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない、最大排出量のシナリオ (SSP 5-8.5) について、21 世紀末までに世界の平均気温は 3.3~5.7℃上昇すると予測されています。21 世紀半ばに実質二酸化炭素排出ゼロが実現する最善シナリオ (SSP 1-1.9) においても 2021 年~2040 年平均の気温上昇は 1.5℃に達する可能性があるとしてされています。



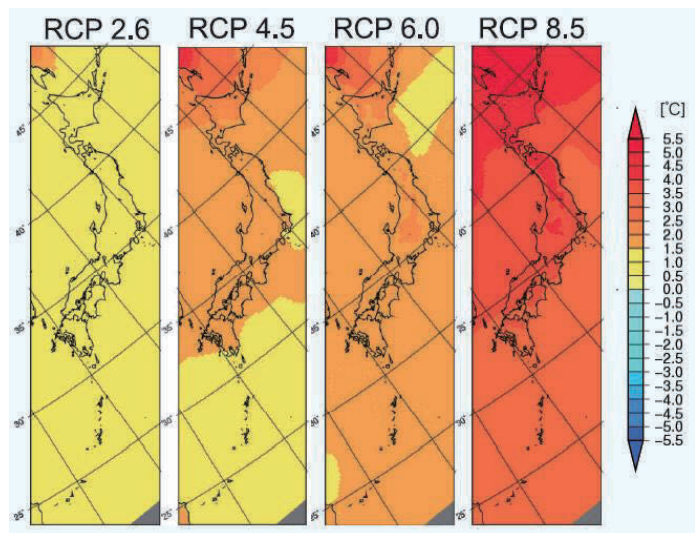
◆1950 年から 2100 年までの気温変化

出典：IPCC「第6次評価報告書」/全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト  
(<https://www.jccca.org/>)

##### ➤ 日本の将来予測

「第5次評価報告書・統合報告書」(平成26年度)で示される代表的濃度経路シナリオ (Representative Concentration Pathways) (以下「RCP」という。) に基づき、日本の21世紀末における気候変動について予測が示されています。

日本でも平均気温は全国的に上昇し、厳しい地球温暖化対策を実施した場合 (RCP2.6) で 0.5~1.7℃、対策を実施せず温室効果ガスの排出が増加した場合 (RCP8.5) に 3.4~5.4℃の上昇が見込まれており、気温上昇の傾向は高緯度地域でより顕著になると予測されています。



◆日本における年平均気温の変化の分布

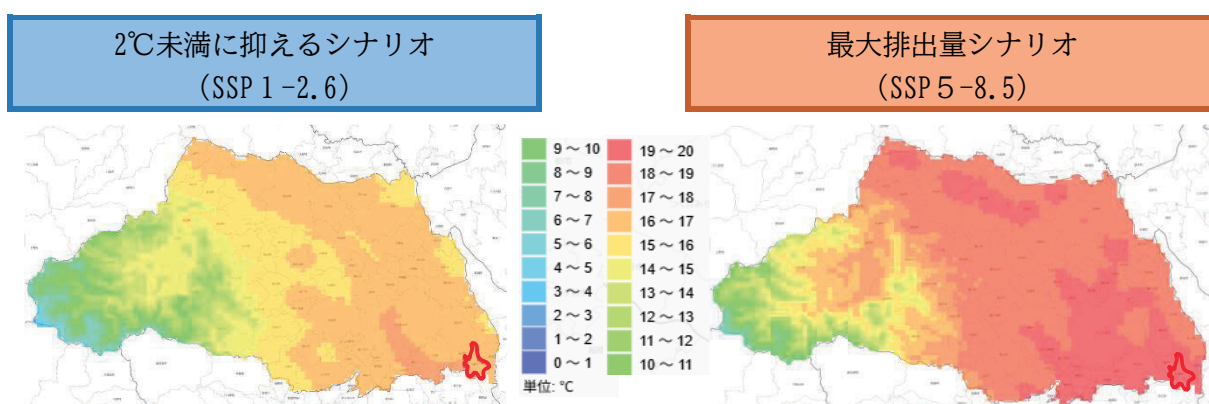
出典：環境省「21世紀末における日本の気候」

➤ 本市の将来予測

国は地球温暖化の影響について、全国の21世紀末（2080年～2100年）における年平均気温、年間降水量などの将来予測を公開しています。なお、基準とする「現在」は1981年～2000年としています。

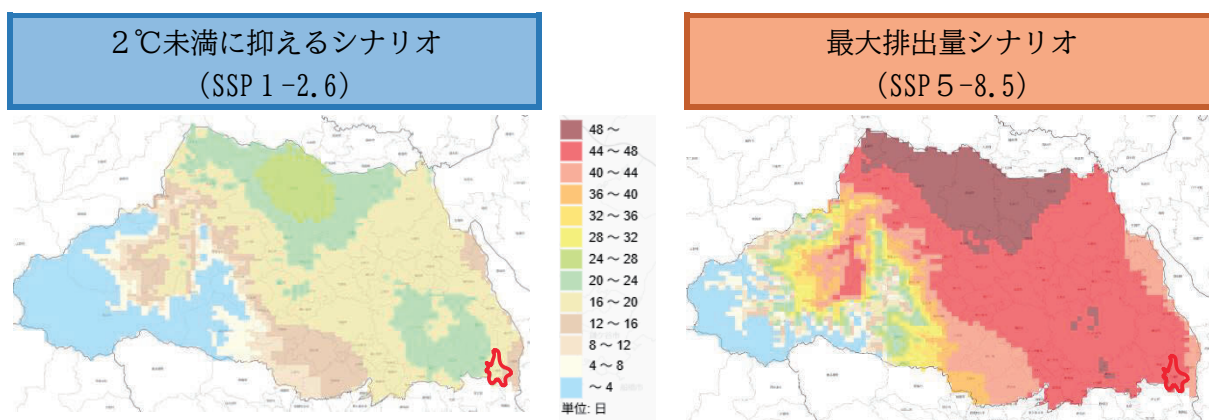
・日平均気温

21世紀末における日平均気温は、持続可能な発展の下で気温上昇を2℃未満に抑えるシナリオ（SSP1-2.6）において16～18℃、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない最大排出量シナリオ（SSP5-8.5）では19～20℃と予測されています。



・猛暑日回数

21世紀末における最高気温が35℃以上となる猛暑日の回数は、持続可能な発展の下で気温上昇を2℃未満に抑えるシナリオ（SSP1-2.6）において12～20日、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない最大排出量シナリオ（SSP5-8.5）では44～48日と予測されています。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム (<https://a-plat.nies.go.jp/webgis/saitama/index.html>)

令和7年6月20日利用

※気候モデルはMIROC6を使用

## (2) 計画の基本的事項

### ① 計画の目的

地方公共団体が国の地球温暖化対策計画に即して、区域の自然的社会的条件に応じた、温室効果ガス排出量の削減等を推進するため、本市では、地球温暖化対策に市全体で取り組んでいくことを目的として、「八潮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定します。

### ② 計画の期間及び目標年度

計画の期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とし、計画は、国の動向や社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行うこととします。

なお、温室効果ガス排出量の削減に関する基準年度及び目標年度は、パリ協定の主旨を踏まえるとともに、国の地球温暖化対策計画に即した観点により設定することが求められているため、本計画では、基準年度を平成25年度（2013年度）、目標年度を令和12年度（2030年度）とします。

■計画期間	令和8年度～令和17年度の10年間
■基準年度	平成25年度（2013年度）
■目標年度	令和12年度（2030年度）

### ③ 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、区域施策編では地球温暖化対策推進法第2条に定める温室効果ガス7種とし、そのうち下記の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）の3種類のガスを算定対象として削減目標を設定します。

なお、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）は「県内市町村温室効果ガス排出量算定結果」において市町村の値が公表されていないため、算定対象として取り扱わないこととしました。

#### ◆地球温暖化対策推進法が定める温室効果ガス

種類		主な排出活動
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	エネルギー起源	燃料の使用、他人から供給された電気・熱の使用
	非エネルギー起源	工業プロセス、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等
メタン (CH <sub>4</sub> )		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、廃棄物の埋立処分、排水処理
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕地における肥料の施用、家畜の排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、排水処理

出典：「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）」（環境省）より作成

### (3) 温室効果ガス排出量の現状

#### ① 温室効果ガス排出量の推移

本市の令和4年度の温室効果ガス排出量は597.7千t-CO<sub>2</sub>であり、基準年度の平成25年度(2013年度)比で18.2%(132.7千t-CO<sub>2</sub>)減少しています。

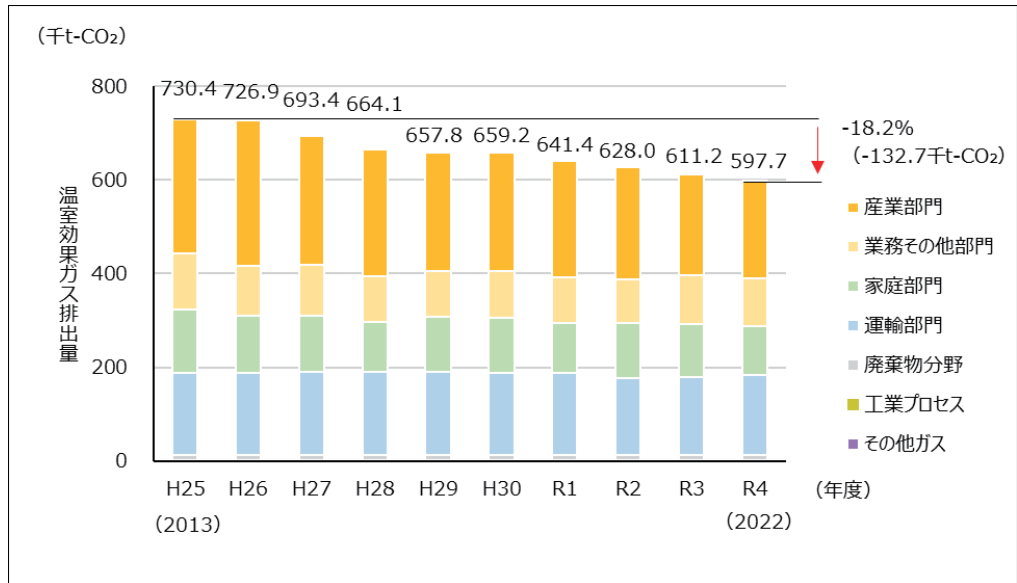
また、令和4年度における温室効果ガスの部門・分野別の排出割合は、大きい順に「産業部門」が34.8%、「運輸部門」が28.6%、「家庭部門」が17.4%、「業務その他部門」が17.2%、「廃棄物分野」が1.8%、「その他ガス」が0.2%となっています。

◆温室効果ガス排出量の推移

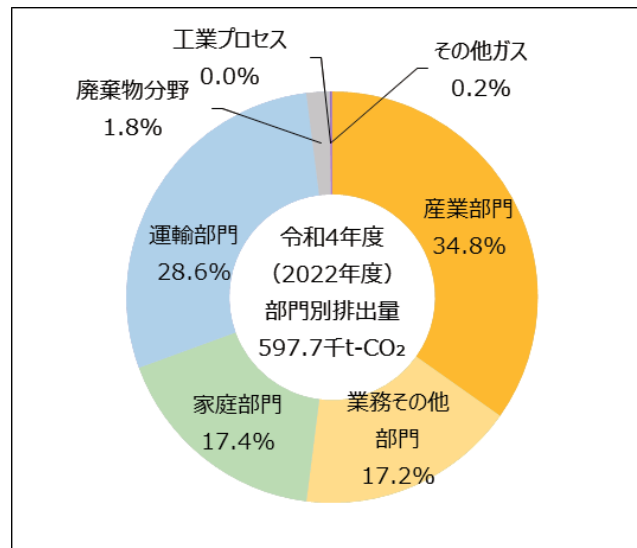
部門・分野		平成25 (2013)年度 (千t-CO <sub>2</sub> )	平成26 年度 (千t-CO <sub>2</sub> )	平成27 年度 (千t-CO <sub>2</sub> )	平成28 年度 (千t-CO <sub>2</sub> )	平成29 年度 (千t-CO <sub>2</sub> )	平成30 年度 (千t-CO <sub>2</sub> )	
産業部門	製造業	281.4	299.5	267.0	261.6	244.7	244.2	
	建設業・鉱業	5.2	8.7	6.2	6.1	5.8	6.7	
	農林水産業	1.6	2.1	2.3	2.7	2.4	2.3	
	小計	288.3	310.3	275.5	270.4	252.8	253.2	
業務その他部門		119.1	107.3	108.5	96.8	97.2	100.1	
家庭部門		134.3	120.8	119.8	107.9	118.8	117.2	
運輸部門	自動車	旅客	66.5	64.0	64.0	63.9	63.3	62.8
		貨物	104.7	106.4	107.8	107.7	108.2	108.5
	鉄道	6.1	5.9	5.8	5.6	5.5	5.2	
	小計	177.4	176.3	177.6	177.2	177.0	176.5	
廃棄物分野		10.3	11.1	10.8	10.7	10.8	11.0	
その他ガス	廃棄物分野	1.0	1.1	1.1	1.0	1.1	1.1	
	農業分野	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
計(千t-CO <sub>2</sub> )		730.4	726.9	693.4	664.1	657.8	659.2	

部門・分野		令和元年度 (千t-CO <sub>2</sub> )	令和2年度 (千t-CO <sub>2</sub> )	令和3年度 (千t-CO <sub>2</sub> )	令和4年度 (千t-CO <sub>2</sub> )	平成25 (2013) 年度からの 増減量	平成25 (2013) 年度からの 増減率	
産業部門	製造業	242.9	233.9	208.8	201.4	-80.0	-28.4%	
	建設業・鉱業	4.5	4.7	5.7	5.5	0.2	4.6%	
	農林水産業	1.2	1.4	1.3	1.1	-0.6	-34.2%	
	小計	248.7	240.0	215.8	207.9	-80.4	-27.9%	
業務その他部門		98.8	93.9	104.3	102.9	-16.1	-13.6%	
家庭部門		106.4	117.3	111.3	104.1	-30.2	-22.5%	
運輸部門	自動車	旅客	61.9	54.6	53.6	57.0	-9.6	-14.4%
		貨物	108.6	105.0	109.1	108.6	3.9	3.8%
	鉄道	5.1	5.1	5.1	5.0	-1.1	-17.9%	
	小計	175.6	164.7	167.8	170.7	-6.7	-3.8%	
廃棄物分野		10.8	10.9	10.9	10.9	0.7	6.5%	
その他ガス	廃棄物分野	1.1	1.1	1.1	1.1	0.1	6.5%	
	農業分野	0.1	0.0	0.0	0.0	-0.1	-58.3%	
計(千t-CO <sub>2</sub> )		641.4	628.0	611.2	597.7	-132.7	-18.2%	

※各数値は端数処理により、合計等と一致しない場合がある。



◆部門・分野別温室効果ガスの排出量の推移



◆温室効果ガスの部門・分野別排出割合 (令和4年度 (2022年度))

◆エネルギー起源 CO<sub>2</sub> の部門一覧

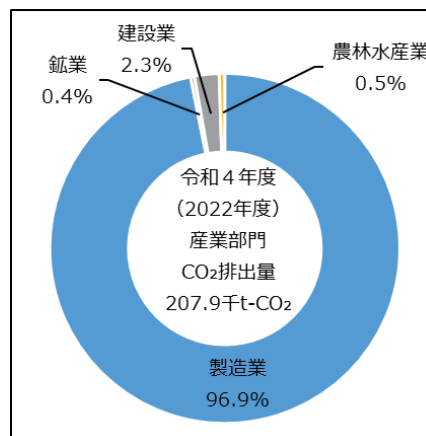
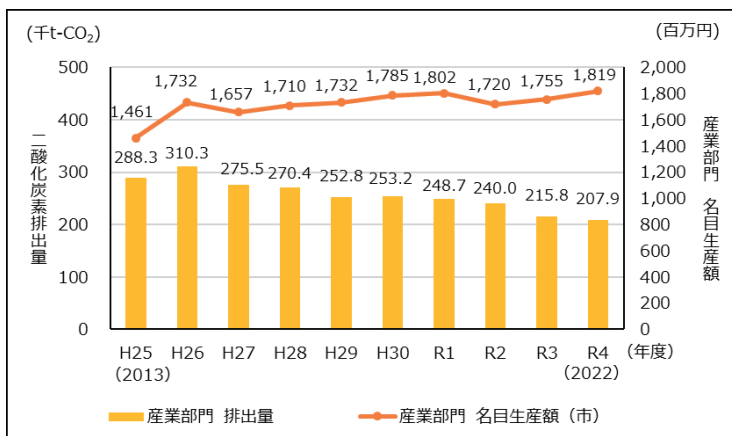
部門・分野		説明
産業部門	製造業	製造業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
	建設業・鉱業	建設業・鉱業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
	農林水産業	農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
業務その他部門		事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出
家庭部門		家庭におけるエネルギー消費に伴う排出
運輸部門	自動車(貨物)	自動車(貨物)におけるエネルギー消費に伴う排出
	自動車(旅客)	自動車(旅客)におけるエネルギー消費に伴う排出
	鉄道	鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出
	船舶	船舶におけるエネルギー消費に伴う排出
	航空	航空機におけるエネルギー消費に伴う排出

## (4) 部門別の温室効果ガス排出量

### ① 産業部門

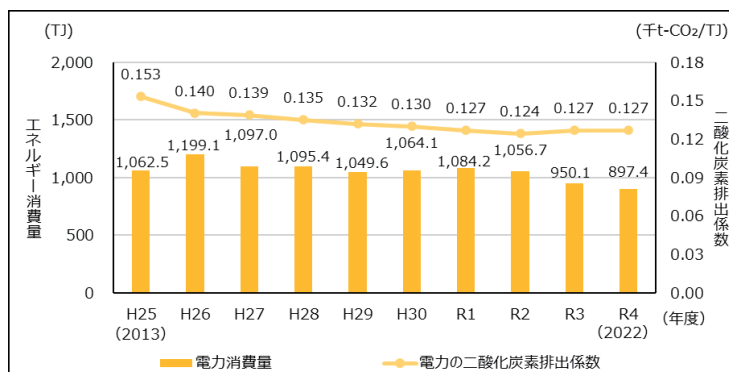
令和4年度における産業部門の二酸化炭素排出量は、207.9千t-CO<sub>2</sub>であり、平成25年度(2013年度)比で27.9%(80.4千t-CO<sub>2</sub>)減少しています。

なお、産業部門の業種別二酸化炭素排出割合は、製造業からの排出が約9割以上を占めており、製造業における電力及び燃料等の消費量の減少及び電力の二酸化炭素排出係数の低下が、産業部門全体の排出量の減少に影響していると考えられます。

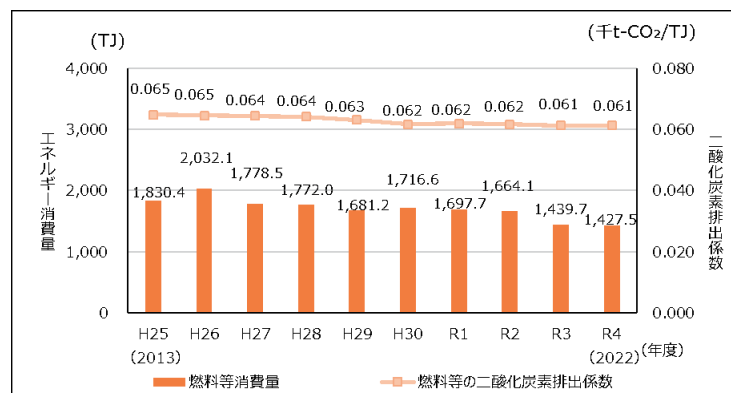


◆産業部門二酸化炭素排出量及び生産額の推移

◆産業部門の業種別二酸化炭素排出割合 (令和4年度 (2022年度))



◆製造業の電力消費量及び二酸化炭素排出係数の推移

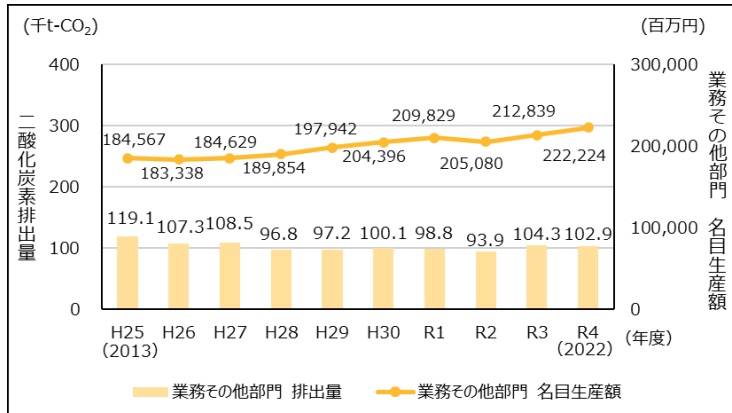


◆製造業の燃料等消費量及び二酸化炭素排出係数の推移

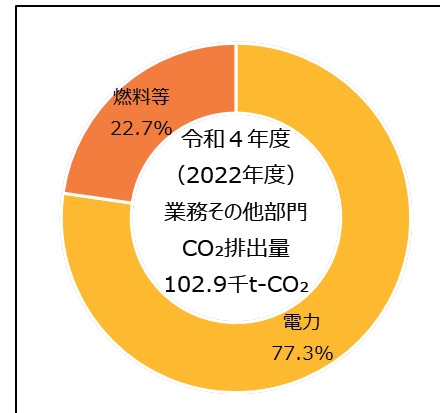
## ② 業務その他部門

令和4年度における業務その他部門の二酸化炭素排出量は、102.9千t-CO<sub>2</sub>であり、平成25年度（2013年度）比で13.6%（16.1千t-CO<sub>2</sub>）減少しています。

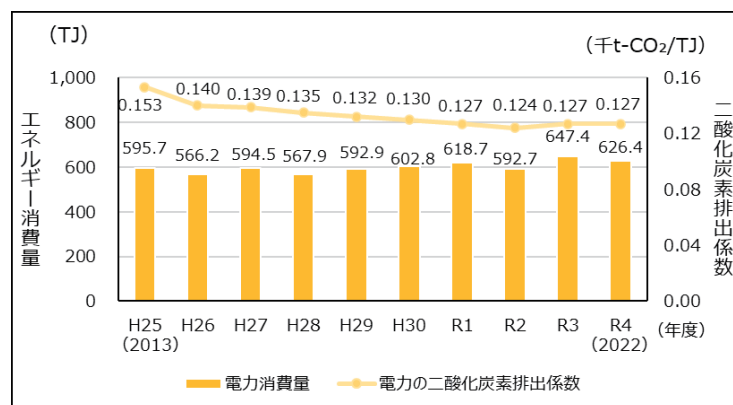
なお、業務その他部門のエネルギー別二酸化炭素排出割合は、電力からの排出が約8割を占めており、電力の二酸化炭素排出係数の低下及び燃料等消費量の減少が、業務その他部門の二酸化炭素排出量の減少に影響していると考えられます。



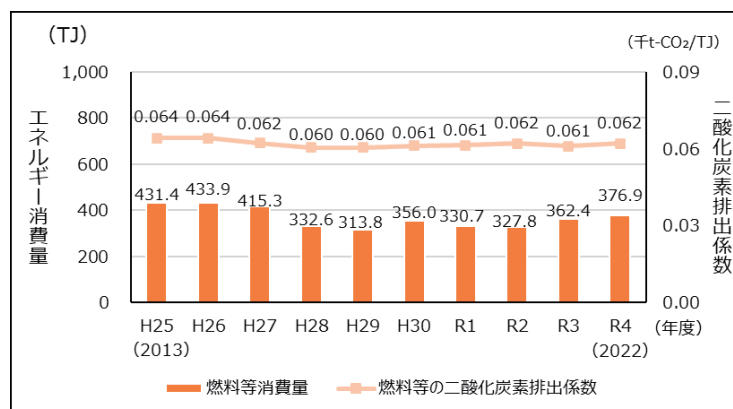
◆業務その他部門二酸化炭素排出量及び生産額の推移



◆業務その他部門エネルギー別二酸化炭素排出割合（令和4年度（2022年度））



◆業務その他部門の電力消費量及び二酸化炭素排出係数の推移

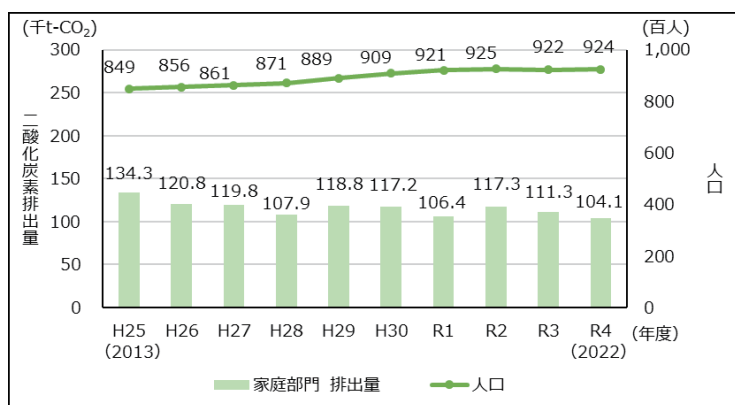


◆業務その他部門の燃料等消費量及び二酸化炭素排出係数の推移

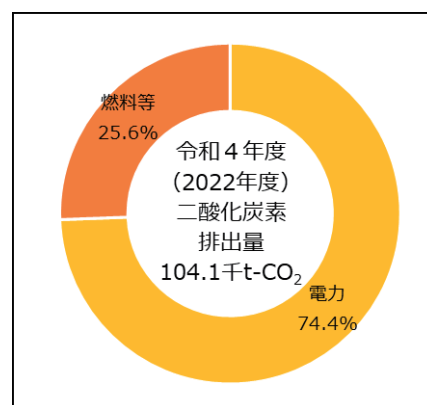
### ③ 家庭部門

令和4年度における家庭部門の二酸化炭素排出量は104.1千t-CO<sub>2</sub>であり、平成25年度（2013年度）比で22.5%（30.2千t-CO<sub>2</sub>）減少しています。

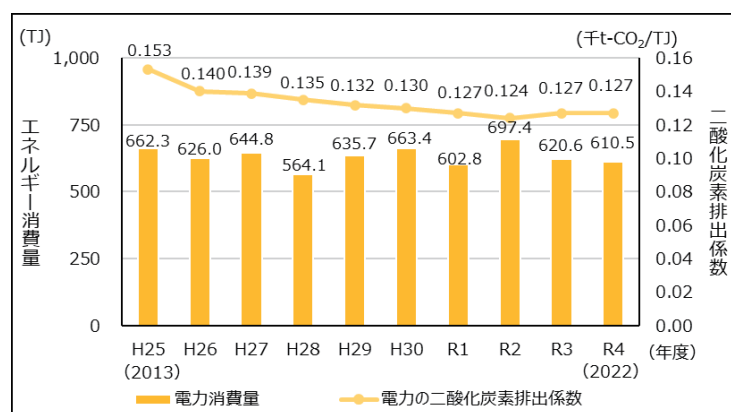
なお、家庭部門のエネルギー別二酸化炭素排出割合は、電力からの割合が約7割を占めており、周辺地区の市街地開発等の影響により、人口が増加しているものの、電力の二酸化炭素排出係数の低下が、二酸化炭素排出量の減少に影響していると考えられます。



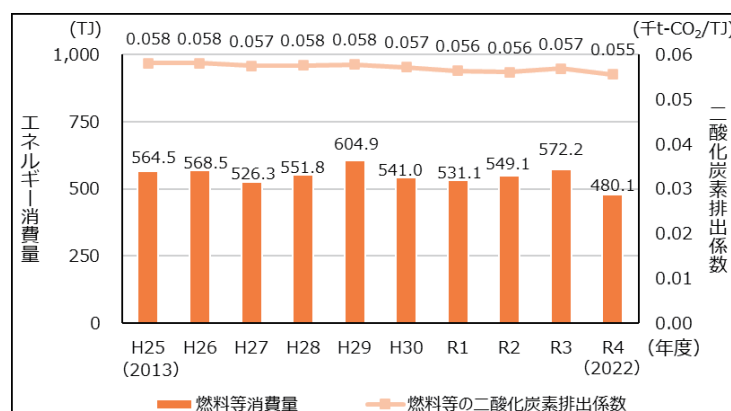
◆家庭部門二酸化炭素排出量及び人口の推移



◆家庭部門エネルギー別二酸化炭素排出割合（令和4年度（2022年度））



◆家庭部門の電力消費量及び二酸化炭素排出係数の推移



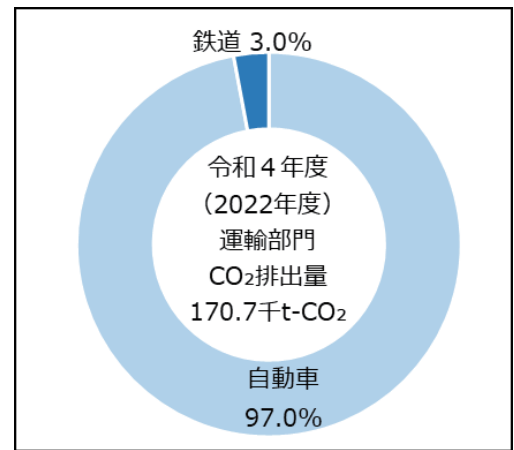
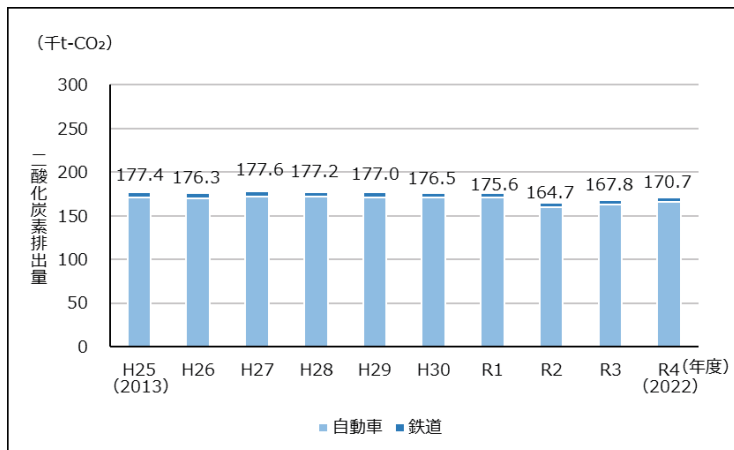
◆家庭部門の燃料等消費量及び二酸化炭素排出係数の推移

#### ④ 運輸部門

令和4年度における運輸部門の二酸化炭素排出量は、170.7千t-CO<sub>2</sub>であり、平成25年度（2013年度）比で3.8%（6.7千t-CO<sub>2</sub>）減少しています。

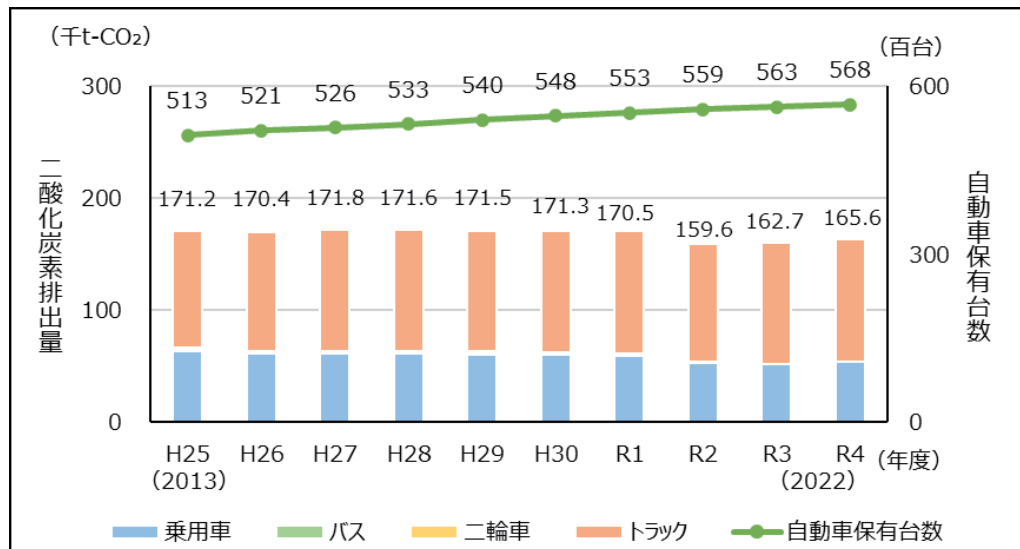
なお、運輸部門の区分別二酸化炭素排出割合は、自動車からの排出が約9割以上を占めており、中でも、本市の車種別二酸化炭素排出量は、トラック由来の排出量が最も多く、次いで乗用車由来の排出量が多くなっています。自動車保有台数は増加しているもののエネルギー消費量が減少していることから、燃費の向上やエコドライブ等の普及などにより二酸化炭素排出量が減少したと考えられます。

また、鉄道の電力消費量は、電力の二酸化炭素排出係数の低下により、二酸化炭素排出量が減少したと考えられます。

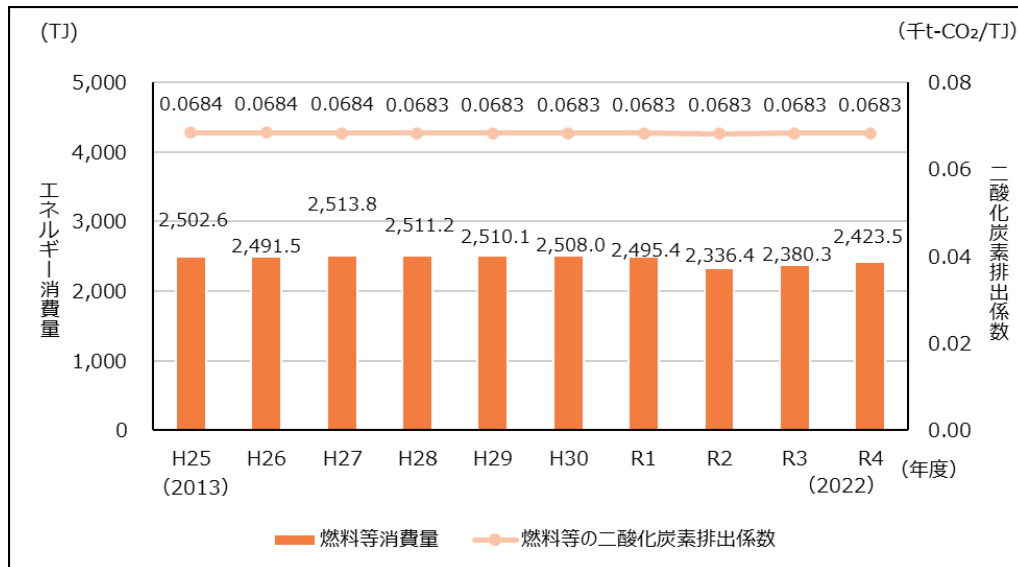


◆運輸部門区分別二酸化炭素排出量の推移

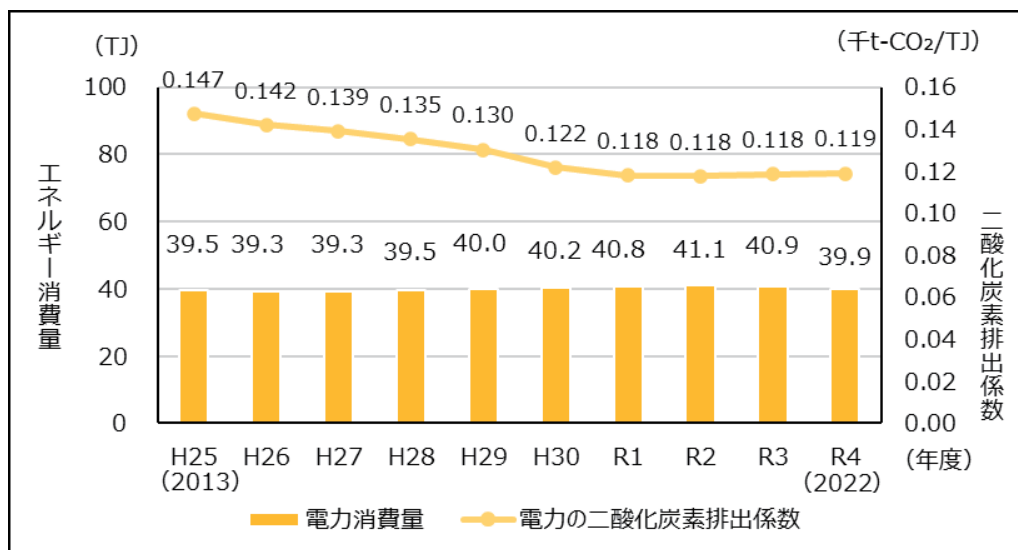
◆運輸部門の区分別二酸化炭素排出割合 (令和4年度 (2022年度))



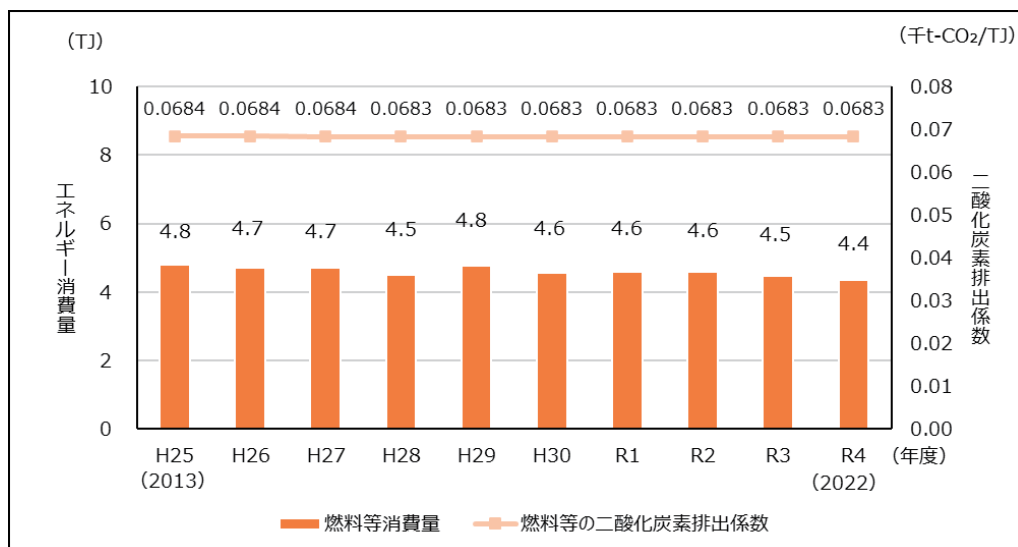
◆車種別二酸化炭素排出量及び自動車保有台数の推移



◆自動車の燃料等消費量及び二酸化炭素排出係数の推移



◆鉄道の電力消費量及び二酸化炭素排出係数の推移

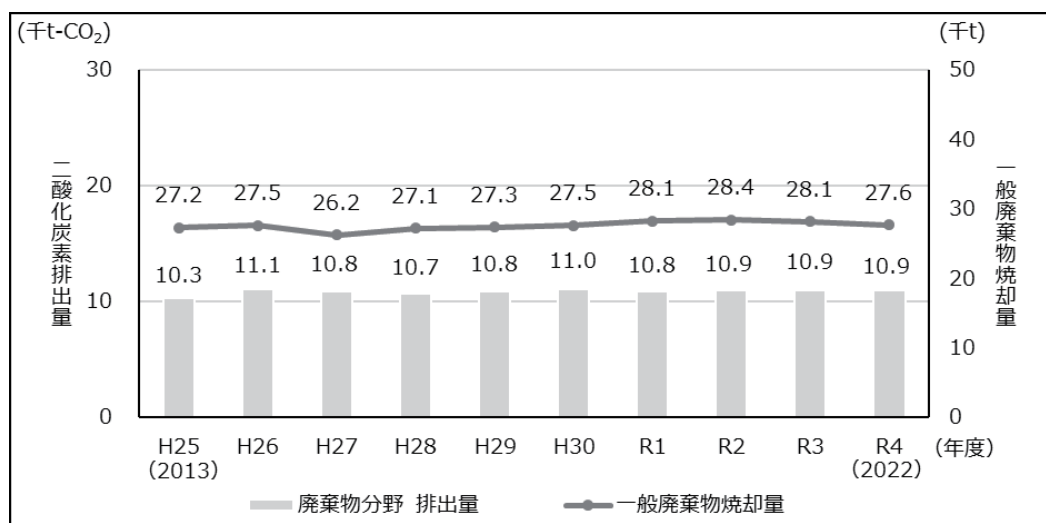


◆鉄道の燃料等消費量及び二酸化炭素排出係数の推移

### ⑤ 廃棄物分野

令和4年度における廃棄物分野の二酸化炭素排出量は10.9千t-CO<sub>2</sub>であり、平成25年度（2013年度）比で6.5%（0.7千t-CO<sub>2</sub>）増加しています。

なお、廃棄物分野における二酸化炭素排出量はプラスチックの焼却に由来するものとなっており、令和4年度は平成25年度（2013年度）と比較して一般廃棄物焼却量に伴いプラスチックの焼却量が増加したと考えられます。

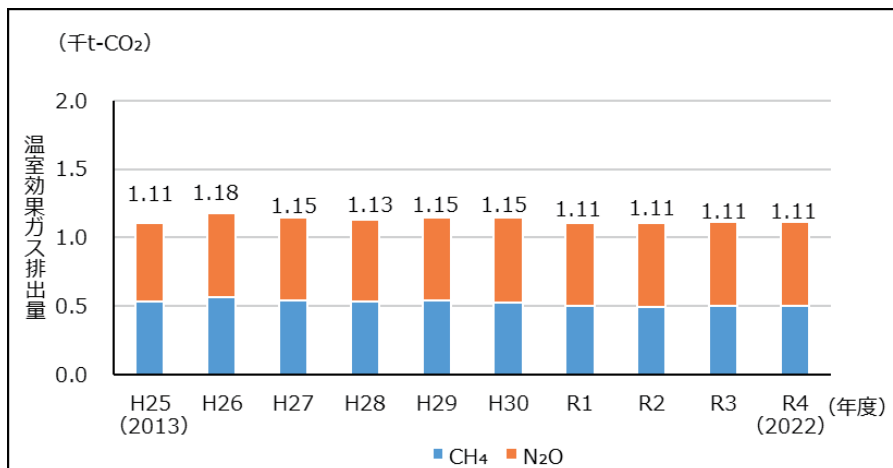


◆廃棄物分野の二酸化炭素排出量及び一般廃棄物焼却量の推移

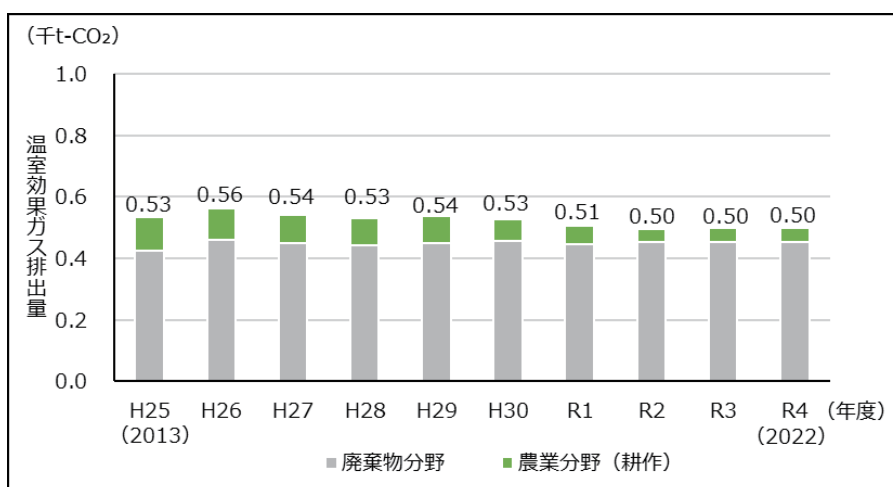
## ⑥ その他ガス

令和4年度におけるその他ガスの排出量は、1.11千t-CO<sub>2</sub>であり、平成25年度（2013年度）比で0.2%（0.003千t-CO<sub>2</sub>）と、わずかに増加しています。

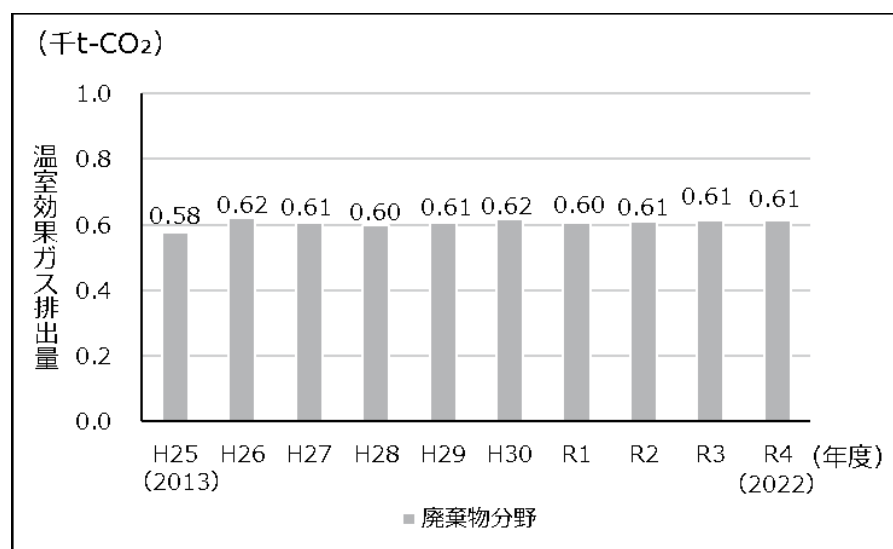
なお、廃棄物分野におけるN<sub>2</sub>O排出量の増加が、その他ガス排出量の増加に影響したと考えられます。



◆その他ガス排出量の推移



◆CH<sub>4</sub>排出量の推移



◆N<sub>2</sub>O排出量の推移

## (5) 温室効果ガスの将来推計

### ① 現状維持ケース（BAU）の推計

#### ➤ 推計手法

基準年度の平成25年度（2013年度）から統計値が利用可能な直近年度の令和4年度における活動量の増減傾向から、現状維持ケース（現状から追加で削減対策を行わない場合）の温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量を推計しています。

また、本ケースでは、各部門・分野について、温室効果ガス排出量に係る活動量を設定し、直近年度（令和4年度）における温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量に活動量の変化率を乗じることによって推計を行っています。

$$\begin{aligned} \text{現状維持ケース} &= (\text{直近年度の温室効果ガス排出量} \cdot \text{エネルギー消費量}) \times \text{活動量の変化率} \\ \text{活動量の変化率} &= \frac{\text{対象年度における活動量の推計値}}{\text{直近年度における活動量}} \end{aligned}$$

◆現状維持ケース（BAU）の推計で設定した活動量

ガス種	部門・分類		活動量	推計手法	
CO <sub>2</sub>	エネルギー起源	産業部門	製造業	生産額（名目）	生産額は直近年度の値で推移すると想定し、推計
			建設業・鉱業	生産額（名目）	生産額は直近年度の値で推移すると想定し、推計
			農林水産業	生産額（名目）	生産額は直近年度の値で推移すると想定し、推計
		業務その他部門	生産額（名目）	過去の実績値の回帰分析により推計	
		家庭部門	人口	「八潮市人口ビジョン、八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の「八潮市推計」の値を用いて推計	
	運輸部門	自動車	旅客	旅客車保有台数	過去の実績値の回帰分析により推計
			貨物	貨物車保有台数	過去の実績値の回帰分析により推計
		鉄道	人口	「八潮市人口ビジョン、八潮市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の「八潮市推計」の値を用いて推計	
	非エネルギー起源	廃棄物分野	焼却処分	一般廃棄物焼却量	一般廃棄物焼却量は人口の変化により増減すると想定されるため、人口と同様に推移するものとして推計
	その他ガス	CH <sub>4</sub>	農業分野	耕作（水田）	作付面積（水稻）
廃棄物分野			焼却処分	一般廃棄物焼却量	一般廃棄物焼却量は人口の変化により増減すると想定されるため、人口と同様に推移するものとして推計
			排水処理	衛生処理人口	衛生処理人口は人口の変化により増減すると想定されるため、人口と同様に推移するものとして推計
N <sub>2</sub> O		廃棄物分野	焼却処分	一般廃棄物焼却量	一般廃棄物焼却量は人口の変化により増減すると想定されるため、人口と同様に推移するものとして推計
			排水処理	衛生処理人口	衛生処理人口は人口の変化により増減すると想定されるため、人口と同様に推移するものとして推計

➤ 推計結果

今後、新たな地球温暖化対策を実施しない場合（現状維持ケース（BAU））の温室効果ガス排出量の推計を行いました。

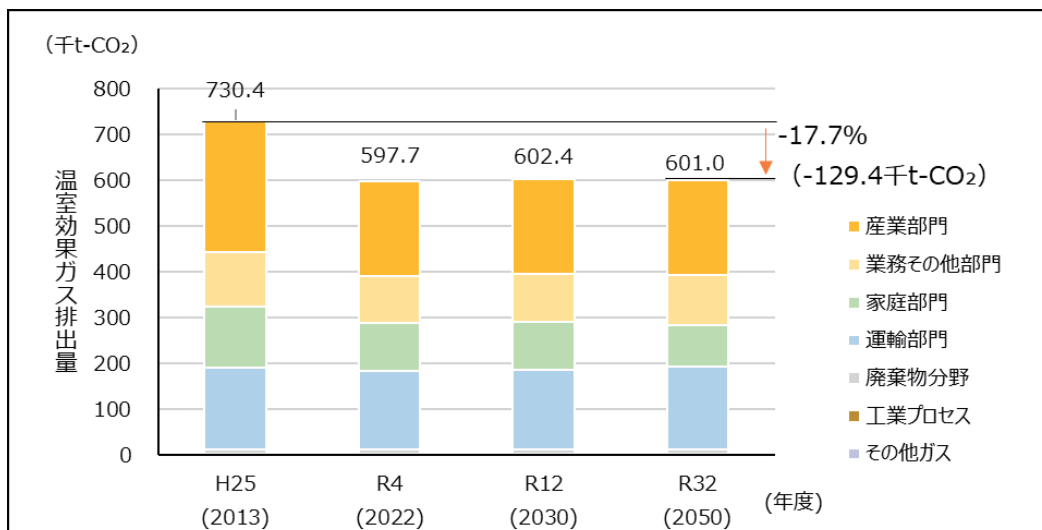
本ケースでの温室効果ガス排出量は、令和12年度（2030年度）に602.4千t-CO<sub>2</sub>で平成25年度（2013年度）比17.5%（128.0千t-CO<sub>2</sub>）削減、令和32年（2050年）に601.0千t-CO<sub>2</sub>で平成25年度（2013年度）比17.7%（129.4千t-CO<sub>2</sub>）削減する見込みとなります。

◆温室効果ガス排出量の将来推計結果（現状維持ケース（BAU））

ガス・部門		温室効果ガス排出量 (実績値)		現状維持ケース(推計値)			
		平成25年度 (2013年度)	令和4年度	令和12年度 (2030年度)		令和32年度 (2050年度)	
		排出量 (千t-CO <sub>2</sub> )	排出量 (千t-CO <sub>2</sub> )	排出量 (千t-CO <sub>2</sub> )	平成25年度 (2013年度) 比増減率	排出量 (千t-CO <sub>2</sub> )	平成25年度 (2013年度) 比増減率
エネルギー CO <sub>2</sub>	産業部門	288.3	207.9	207.9	-27.9%	207.9	-27.9%
	業務その他 部門	119.1	102.9	103.6	-13.0%	110.2	-7.5%
	家庭部門	134.3	104.1	105.3	-21.6%	91.3	-32.0%
	運輸部門	177.4	170.7	173.4	-2.2%	181.0	2.1%
非エネルギー CO <sub>2</sub>	廃棄物分野	10.3	10.9	11.1	7.7%	9.6	-6.6%
CO <sub>2</sub> 合計		729.3	596.6	601.3	-17.6%	600.0	-17.7%
CH <sub>4</sub>		0.5	0.5	0.5	-5.6%	0.4	-17.0%
N <sub>2</sub> O		0.6	0.6	0.6	7.7%	0.5	-6.6%
温室効果ガス排出量		730.4	597.7	602.4	-17.5%	601.0	-17.7%

※ 排出量の各数値は端数処理により、合計等と一致しない場合がある。

※ 将来推計における電気の排出係数は、令和4年度値を用いている。



◆現状維持ケース（BAU）における温室効果ガス排出量の推移

## (6) 削減見込量の推計

### ① 削減見込量の推計

各種削減対策を実施した場合の温室効果ガス排出量として、削減見込量の推計を行いました。令和12年度(2030年度)における削減対策として、現状維持ケース(BAU)の推計結果に対し、各対策項目による削減見込量を加味することで、削減対策を実施した場合の温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量を算出しています。

#### ➤ 電気の排出係数低減による削減見込量(令和12年度(2030年度))

電気の排出係数の低減による削減見込量は、環境省が示した「地球温暖化対策計画における対策の削減量の根拠」を基に、令和12年度(2030年度)の目標値(0.25kg-CO<sub>2</sub>/kWh)を達成した場合の温室効果ガス排出量を推計しています。電気の排出係数の低減により、令和12年度(2030年度)の温室効果ガス排出量は、平成25年度(2013年度)比で17.3%(126.5千t-CO<sub>2</sub>)削減が見込まれています。

#### ◆電気の排出係数の低減による温室効果ガス排出量の削減見込量(令和12年度(2030年度))

部門 (電気を使用する部門のみ)	①	②	③=①×②		④=③× (0.25/0.457)	⑤= (③-④)	平成25年度 (2013年度) 比削減率
	現状維持 ケース 排出量 (千t-CO <sub>2</sub> )	電力比率	電気の使用に伴う令和12年度 (2030年度) 温室効果ガス排出量		削減 見込量 (千t-CO <sub>2</sub> )		
			現状の係数	係数低減後			
産業部門	製造業	201.4	56.6%	113.9	62.3	51.6	18.3%
	建設業・鉱業	5.5	36.6%	2.0	1.1	0.9	17.3%
	農林水産業	1.1	12.4%	0.1	0.1	0.1	3.7%
業務その他部門	103.6	77.3%	80.0	43.8	36.3	30.5%	
家庭部門	105.3	74.4%	78.4	42.9	35.5	26.4%	
運輸部門	鉄道	5.1	94.1%	4.8	2.6	2.2	35.4%
合計		421.9		279.3	152.8	126.5	17.3%
電力排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)				0.457	0.25		

※ 排出量の各数値は端数処理により、合計と一致しない場合がある。

※ ①から⑤の数値の説明は以下の通りである。

①：現状維持ケース(BAU)の令和12年度の温室効果ガス排出量

②：①の排出量のうち、電気の使用により排出される温室効果ガスの割合

③：電気の使用による令和12年度の温室効果ガス排出量

令和4年度の東京電力における電気の排出係数0.457 kg-CO<sub>2</sub>/kWhを使用)

④：電気の使用による令和12年度の温室効果ガス排出量(令和12年度の電気の排出係数0.25kg-CO<sub>2</sub>/kWhを使用)

⑤：電気の排出係数の低減により見込まれる削減量

▶ 省エネや国等と連携した対策による削減見込量（令和12年度（2030年度））

「地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）」（環境省）に示される施策に基づき、国等と連携して進める各種省エネルギー対策等による温室効果ガスの削減効果を、国の削減見込量から按分して推計しています。令和12年度（2030年度）において、温室効果ガス排出量は平成25年度（2013年度）比で7.9%（57.8千t-CO<sub>2</sub>）削減、エネルギー消費量は11.9%（947.4TJ）削減する見込みとなりました。

◆省エネ等による削減見込量

部門	主要な対策	削減見込量 (千t-CO <sub>2</sub> )	削減見込量 (TJ)	
産業部門	製造業	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	18.2	368.3
	製造業	業種間連携省エネルギーの取組推進	0.3	4.5
	製造業	燃料転換の推進	0.8	0.0
	製造業	FEMSを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	0.6	12.5
	建設・鉱業	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	0.3	3.7
業務その他部門	建築物の省エネルギー化	3.0	46.8	
	BEMSの活用、省エネルギー診断等を通じた徹底的なエネルギー管理の実施	0.9	76.3	
	脱炭素型ライフスタイルへの転換	0.0	0.5	
	廃棄物処理における取組(エネルギー起源CO <sub>2</sub> )	0.2	2.4	
家庭部門	住宅の省エネ化	2.4	38.1	
	高効率な省エネルギー機器の普及	1.0	72.9	
	トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	0.9	32.4	
	HEMS・スマートメーター・スマートホームデバイスの導入や省エネルギー情報提供を通じた徹底的なエネルギー管理の実施	3.2	52.3	
	脱炭素型ライフスタイルへの転換	0.1	3.0	
運輸部門	自動車	次世代自動車の普及、燃費改善	12.3	175.8
	自動車	道路交通流対策	1.9	25.5
	自動車	環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	0.3	0.0
	自動車	公共交通機関及び自転車の利用促進	0.7	2.3
	自動車	トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進	6.1	0.0
	自動車	海運輸送及び鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進	2.7	0.0
	自動車	脱炭素型ライフスタイルへの転換	2.1	30.1
	鉄道	鉄道分野の脱炭素化	0.0003	0.0039
農業分野(CH <sub>4</sub> )	農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策(水田メタン排出削減)	0.0075		
合計		57.8	947.4	
平成25年度(2013年度)比削減率		7.9%	11.9%	

- ※ 国の「地球温暖化対策における対策計画の削減量の根拠」に基づき、市域における削減見込量を算定している。
- ※ 産業部門は八潮市に存在する業種、その他の部門は八潮市で実行が可能な対策かつ、按分が可能な対策を選定した。
- ※ 各数値で四捨五入を行っているため、合計等と合わない場合がある。
- ※ 削減目標量の算定式は下記のとおりである。  
各対策の削減目標量(千t-CO<sub>2</sub>) = 各対策のCO<sub>2</sub>削減量(平成25～令和12年度分)(千t-CO<sub>2</sub>)  
- 平成25～令和4年度までの実績(千t-CO<sub>2</sub>) × (市の活動量 ÷ 全国の活動量)

➤ 推計結果

今後、新たな地球温暖化対策を実施しない場合（現状維持ケース（BAU））の温室効果ガス排出量の削減と、電力排出係数の低減及び省エネや再エネ導入、廃棄物の発生抑制を最大限行った場合の削減を積み上げた結果は下表のとおりとなります。

推計の結果、各項目において、電気の排出係数の低減で 17.5%、市と国等との連携による削減対策で 7.9%、市域の再生可能エネルギー導入（主に太陽光発電）で 3.9%、廃棄物の発生抑制で 0.03%の削減率が見込まれます。

令和 12 年度（2030 年度）の温室効果ガス排出量は、389.7 千 t-CO<sub>2</sub> で平成 25 年度（2013 年度）比 46.6%（340.7 千 t-CO<sub>2</sub>）の削減が見込まれました。

◆温室効果ガス排出量の削減見込量の積み上げ（令和 12 年度（2030 年度））

区分	項目	温室効果ガス 排出量 (千 t-CO <sub>2</sub> )	削減率	
基準年度	平成 25 年度(2013 年度)の排出量	730.4	—	
目標年度	削減見込量	現状維持ケース	-128.0	17.5%
		電気の排出係数の低減	-126.5	17.3%
		市と国等との連携による削減対策	-57.8	7.9%
		廃棄物発生抑制	-0.2	0.03%
		再生可能エネルギーの導入	-28.2	3.9%
削減見込量の合計		-340.7	46.6%	
令和 12 年度(2030 年度)の排出量推計		389.7	—	

※各数値では四捨五入を行っているため、合計等と合わない場合がある。

## (7) 温室効果ガスの削減目標

### ① 令和12年度(2030年度)の削減目標

本市では、推計結果より、省エネ取組等及び再生可能エネルギー等の導入を最大限推進していくことで、約46%の温室効果ガス削減の可能性があると推計されています。

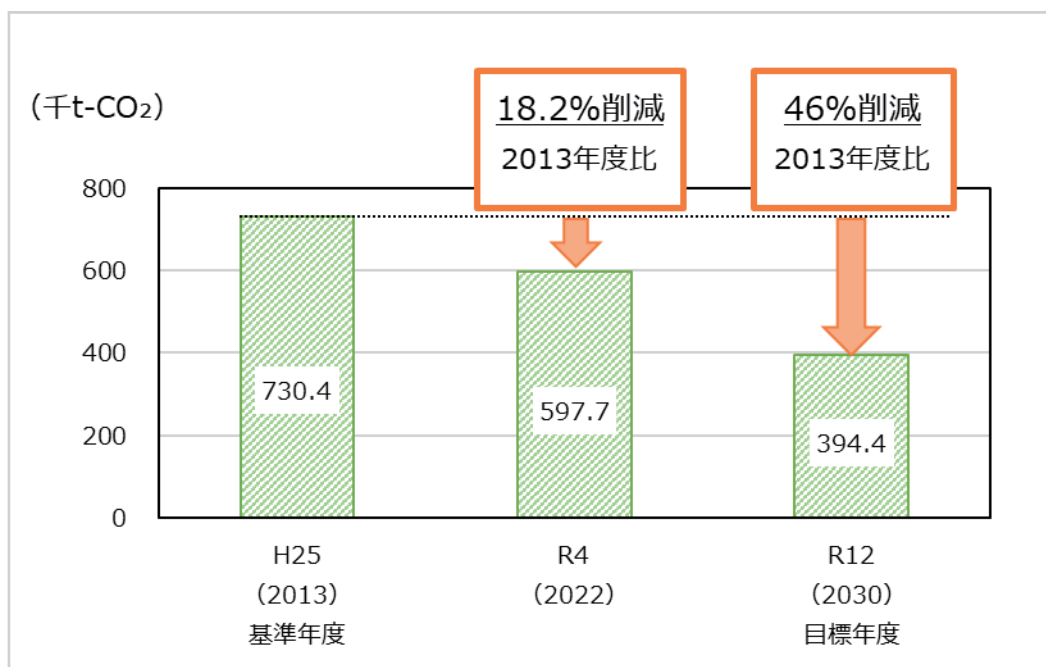
そこで、本市の令和12年度(2030年度)の温室効果ガス削減目標は、「再生可能エネルギーの導入等を踏まえ、平成25年度(2013年度)比46%以上削減することを目指します」と定められています。

### 令和12年度(2030年度)における削減目標

八潮市からの温室効果ガス排出量を

令和12年度(2030年度)までに平成25年度(2013年度)比

**46%以上**削減することを目指します



◆温室効果ガス排出量の削減目標(令和12年度(2030年度))

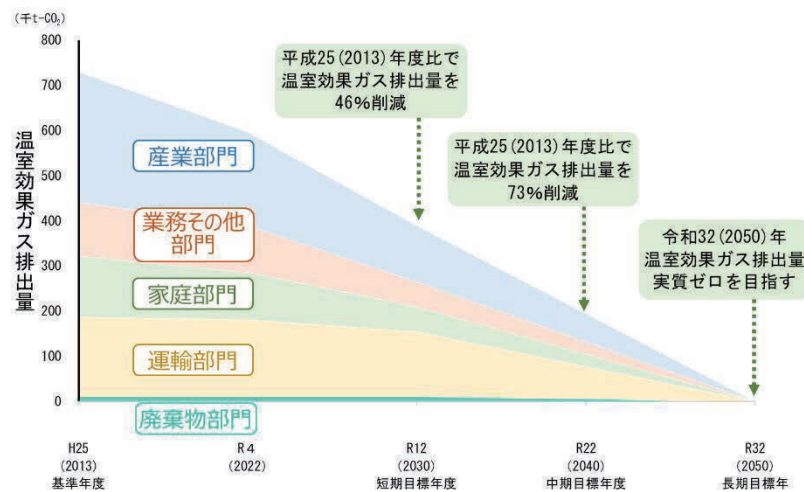
## ② 令和 32 年度（2050 年度）の削減目標

温室効果ガス排出量の削減に向けた対策に取組、かつ再生可能エネルギー導入を行った上で、残存する温室効果ガス排出量については、化石燃料から電力に置き換える「電化」を推進するほか、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等（クレジット）を購入、または、排出量削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施することによるカーボン・オフセットなどの取組を進め、本市のゼロカーボンシティ宣言を踏まえ、連携・協働によるカーボンニュートラルの実現を目標とし、実質ゼロを目指します。

### 温室効果ガス排出量の長期目標

令和 32 年度（2050 年度）までに

**ゼロカーボンシティの実現**を目指します



### ◆温室効果ガス排出量の削減目標（令和 32 年度（2050 年度））

## （8）再生可能エネルギーの導入目標

再生可能エネルギーの導入ポテンシャルに対して最大限活用していくことを踏まえ、本市の再生可能エネルギーポテンシャル、エネルギー使用量推計結果などを考慮し、市域全体の再生可能エネルギーの導入量に係る目標値を設定します。

再生可能エネルギーとしては、太陽光発電の導入によるものを見込んでおり、令和 32 年度（2050 年度）の電力需要量分は、再生可能エネルギーで賄うことが可能なため、令和 12 年度（2030 年度）における再生可能エネルギー導入目標は、令和 32 年度（2050 年度）における再生可能エネルギーを最大限導入した場合での導入量からバックキャストで設定し、直近の令和 4 年度から 406.7TJ の再生可能エネルギー導入を目指します。

### 令和 12 年度（2030 年度）再生可能エネルギー導入目標

**406.7TJ**

（発電電力量 112,958.5MWh、設備容量 83.9MW）

約 16,780 世帯分の導入目標とします

## (9) 目標達成に向けた取組

市域における温室効果ガス排出量削減目標の達成に向けて、省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギー利用に向けた取組、廃棄物の発生抑制、交通、行動変容、二酸化炭素の吸収源対策について推進していきます。

### ▶ 省エネルギー対策の推進に係る取組

#### 1-1 まちなかのクールスポットの創出

- ・市内公共施設等において、[まちなかのクールスポット]（「まちのクールオアシス」）の実施及び普及啓発を行います。

#### 1-2 省エネルギー診断等の受診支援

- ・家庭や事業所の脱炭素化を促進するため、家庭向けの「うちエコ診断」や「うちエコ診断 Web サービス」、事業者向けの「省エネ診断」の受診支援を検討します。

#### 1-3 温室効果ガス排出量の少ない燃料への転換及び利用促進

- ・天然ガスや再生可能エネルギー、水素、バイオマスなどの環境負荷の低減が一層見込まれるクリーンなエネルギー源への利用促進及び燃料転換の啓発に取り組みます。

#### 1-4 クールビズ、ウォームビズによるエアコンの利用削減

- ・冷暖房の使用を抑え、省エネルギーを推進するため、エアコンの適切な温度での使用について取り組みます。

### ■ 市民・事業者の取組

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・住宅の新築、改築又はリフォームの際には、省エネルギー、省資源、断熱化に配慮しましょう。</li><li>・家庭の光熱費削減につなげるため、うちエコ診断を受診し、無理のない省エネ対策を行いましょう。</li><li>・テレビや冷蔵庫など家電の買い替えの際には、省エネルギー性能の高い機器を検討しましょう。</li><li>・夏の冷房時の室温は 28℃、冬の暖房時の室温は 20℃を目安にしましょう。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業所の新築、改築又はリフォームの際には、省エネルギー、省資源、断熱化に配慮しましょう。</li><li>・エネルギー消費を削減するため、省エネルギー診断を受診し、設備改善や運用の効率化を推進しましょう。</li><li>・夏の冷房時の室温は 28℃を目安に、冬の暖房時の室温は 20℃を目安にしましょう。</li></ul>

## ➤ 再生可能エネルギー利用に向けた取組

### 2-1 再生可能エネルギー設備等の導入支援

- ・住宅や事業所向けの太陽光発電システムなどの設置に対して補助金を提供します。
- ・公共施設では再生可能エネルギーへの切り替えを積極的に推進し、リバースオークションを活用して電力を適正価格で導入することで促進を図ります。

### 2-2 家庭用燃料電池や業務・産業用燃料電池の導入検討・普及啓発

- ・省エネルギー型の家電製品、照明や給湯器など導入促進を図ります。
- ・電気及び熱エネルギーのレジリエンス向上に向け、都市ガスやLPガスから水素を造り、発電と発電時の熱を利用する燃料電池（エネファーム等）の設置を支援します。

### 2-3 未利用地への太陽光発電の導入検討

- ・太陽光パネルの設置促進、更に市内の再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限活用する観点から、未利用地への太陽光発電設備導入を検討します。

### 2-4 PPA モデル等を活用した太陽光発電の導入検討

- ・PPA モデルを活用した太陽光発電システムの設置について、市民・市内事業者等に広く周知を図ります。

## ■ 取組の目標

関連指標	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和17年度)
太陽光発電システム等補助件数	54件	55件
市内における太陽光発電設備の発電容量(累計)	18,415kW	126,768kW

## ■ 市民・事業者の取組

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電システムなど再生可能エネルギーの導入をしましょう。</li> <li>・PPA モデルによる再生可能エネルギーの導入を検討しましょう。</li> <li>・再生可能エネルギーによる発電割合が高く、温室効果ガス排出量の少ない電力への転換に努めましょう。</li> <li>・家庭用燃料電池（エネファーム）などを導入しましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の配慮として、太陽光発電システム等再生可能エネルギーの導入や補助金活用を検討しましょう。</li> <li>・再生エネルギー電力の調達において、コストと環境負荷を両立した最適な電力利用を検討しましょう。</li> <li>・PPA モデルなど、再生可能エネルギーの導入を促進する事業を検討しましょう。</li> <li>・温室効果ガス排出量の少ない燃料等への転換に努めましょう。</li> <li>・コージェネレーションシステムなどを導入しましょう。</li> </ul>

➤ 廃棄物の発生抑制に係る取組

3-1 廃棄物処理の適正化及び再資源化率の向上

- ・ 搬入される廃棄物処理の適正化と、再資源化率の向上を推進していきます。

3-2 家庭や事業所から排出される一般廃棄物の削減

- ・ ごみの発生抑制、再使用、再生利用などを推進します。

3-3 マイバッグ、マイボトルの使用によるプラスチック製品の消費削減

- ・ プラスチック製品の使用を抑制し、繰り返し使用できる容器や袋の利用を促進します。

■ 取組の目標

関連指標	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和17年度)
再資源化率	85.2%	86.0%
ごみ排出量	25,438.99t	24,090.37t
プラスチックごみ排出量	5,138.7t	4,914.39t

■ 市民・事業者の取組

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみの分別を徹底し、排出するごみについて適正な処理に努めましょう。</li> <li>・ マイバッグやマイボトルの活用によりプラスチック製品の購入・使用の自粛に努めましょう。</li> <li>・ 生ごみの排出量を減らすため、生ごみ処理機、生ごみ処理容器などによる生ごみの堆肥化、自家処理を行いましょう。</li> <li>・ 過剰包装は避け、使い捨て商品は選択しないようにしましょう。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所内でごみの分別を徹底し、排出したごみについて適正な処理に努めましょう。</li> <li>・ 再生品、リサイクル品、詰め替え品などを積極的に利用しましょう。</li> <li>・ 製品や商品が過剰包装にならないよう配慮しましょう。</li> </ul>

## ➤ 交通に係る取組

### 4-1 街灯の LED 化の推進

- ・八潮駅前（北口・南口）において、街灯の LED 化を推進します。
- ・公園において、照明灯の LED 化を推進します。
- ・地区防犯灯の LED 化を推進します。

### 4-2 電気自動車等の普及促進

- ・電気自動車（EV）、ハイブリッド車（HV）、燃料電池自動車（FCV）等の環境にやさしい次世代自動車への移行を促進します。

### 4-3 公共施設等への電気自動車充電設備の導入検討

- ・電気自動車等の普及状況に応じた電気自動車充電設備の導入を検討します。

### 4-4 効率的で利便性の高い交通ネットワークの構築

- ・地域の実情を踏まえ、公共交通機関の利用促進、道路整備などを通じて、より快適で利便性の高い安全な移動環境を整備することを目指します。

## ■ 取組の目標

関連指標	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和17年度)
道路照明灯の LED 化率	95.63%	100%
市内の充電設備設置個所数	8 個所	32 個所

## ■ 市民・事業者の取組

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・車の買い替え時には、電気自動車、ハイブリッド車、燃料電池自動車等の購入を検討しましょう。</li><li>・徒歩、自転車やバス、電車などの公共交通機関を利用増やし、自家用車の利用を控えましょう。</li><li>・エコドライブやアイドリング・ストップなどを心がけましょう。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・社用車への電気自動車、ハイブリッド車、燃料電池自動車等の購入を検討しましょう。</li><li>・徒歩、自転車やバス、電車などの公共交通機関を利用増やし、自家用車の利用を控えましょう。</li><li>・エコドライブやアイドリング・ストップなどを心がけましょう。</li></ul>

➤ 行動変容に係る取組

5-1 区域における温室効果ガス排出量の公表

- ・環境省又は埼玉県が毎年公表する温室効果ガス排出量データを参照し、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門等に分類して排出量の推移を公表します。

5-2 SNS 等を利用した、地球温暖化対策情報の発信

- ・地球温暖化対策については、SNS などを利用した情報発信を積極的に行い、市民・事業者への意識啓発を図ります。

■ 取組の目標

関連指標	実績値 (令和4年度※)	目標値 (令和17年度)
市民1人当たりの温室効果ガス排出量(年)	6.17t	2.97t

※「2024年度埼玉県温室効果ガス排出量算定報告書」で公表されている排出量の直近年度が令和4年度のため。

■ 市民・事業者の取組

市民	・ 環境問題に関する行政の情報提供を活用し、環境への理解を深め、周りの人へ広めましょう。
事業者	・ 情報交換会等へ参加・協力しましょう。

## ➤ 二酸化炭素の吸収源対策に係る取組

### 6-1 カーボンオフセットの活用

- ・ 山間地域の自治体と連携し、森林整備と二酸化炭素排出量の実質削減を同時に実現するカーボンオフセット事業を推進します。
- ・ 環境学習事業、自然観察会等を実施し、森林の有効活用や地球温暖化対策について考え・学ぶきっかけ作りを行います。

### 6-2 公園による連続性のある緑陰の創出

- ・ 公園を整備する際には、二酸化炭素の吸収やヒートアイランド現象の軽減につなげるため緑化を行います。

#### ■ 取組の目標

関連指標	実績値 (令和6年度)	目標値 (令和17年度)
市内の公園面積	20.85ha	31.19ha

#### ■ 市民・事業者の取組

市民	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 身近な緑を守り、環境活動を行う市民団体等に参加したり、活動に協力したりしましょう。</li><li>・ 敷地内の樹木などは大切に保存しましょう。</li></ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市や市民が行う環境活動に協力しましょう。</li><li>・ 敷地内の樹木などは大切に保存しましょう。</li><li>・ 既存樹木等を活かすように開発しましょう。</li></ul>

## 2 八潮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

### （1）計画の背景

#### ① これまでの取り組みと温室効果ガス排出量の推移

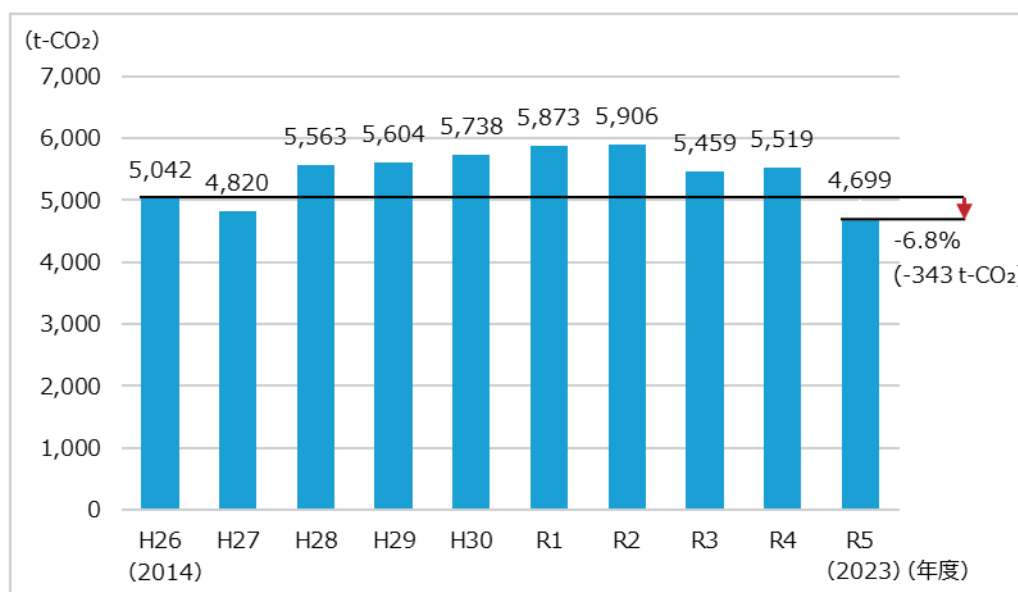
本市は、平成22年3月に温対法に基づく八潮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、その後、平成29年4月に改定した同計画により温室効果ガス排出量削減の取組を推進してきました。また、地球温暖化の最新動向を踏まえた施策を強化するなど、継続的に施策を推進するため、「八潮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の見直しを行いました。

これまでの活動実績は、次のとおりです。

#### ◆地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の経緯

時期	取組内容
平成19年12月	八潮市環境基本条例の制定
平成21年4月	八潮市環境基本計画の策定
平成22年3月	八潮市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の策定
平成28年4月	第2次八潮市環境基本計画の策定
平成29年3月	八潮市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の改定
令和3年4月	埼玉県東南部地域5市1町「ゼロカーボンシティ」共同宣言

令和5年度における市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量は4,699t-CO<sub>2</sub>であり、基準年度である平成26年度における温室効果ガス排出量と比較して、6.8%、343t-CO<sub>2</sub>の温室効果ガス排出量を削減しています。



#### ◆温室効果ガス排出量の推移

## (2) 計画の基本的事項

### ① 計画の目的

本計画は、温対法第 21 条に基づき、市内の省エネなどに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的とします。

#### ■地球温暖化対策の推進に関する法律 第 21 条

都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

### ② 計画の期間及び目標年度

本計画の計画期間は、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間とします。

国の「地球温暖化対策計画」及び「八潮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を踏まえ、平成 26 年度（2014 年度）を基準年度、令和 12 年度（2030 年度）を目標年度とし、温室効果ガスの削減を推進していきます。

なお、国内外の社会情勢の著しい変化等に合わせて、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

■計画期間	令和 8 年度 ～ 令和 17 年度の 10 年間
■基準年度	平成 26 年度（2014 年度）
■目標年度	令和 12 年度（2030 年度）

### ③ 計画の範囲

本計画の対象範囲は、本市の事務及び事業を行う全ての組織や施設とします。指定管理者に施設運営を委託している場合であっても、施設の所有権は、本市にあるため、対象とします。

なお、一部事務組合において行う事務及び事業については、それぞれの一部事務組合の実行計画の対象となるため、本市の実行計画においては、対象としません。

#### ④ 対象とする温室効果ガス

本計画では、温対法第2条第3項に規定する以下の7種類の温室効果ガスを対象とします。パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素は本市の事務・事業から排出されないため、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類について算定対象とします。

◆「地球温暖化対策の推進に関する法律」で規定する温室効果ガスの種類等

種類	人為的な発生源
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	燃料の使用、電気の使用、廃棄物の焼却等
メタン(CH <sub>4</sub> )	燃料の燃焼、自動車の走行、浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	燃料の燃焼、自動車の走行、浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	自動車用エアコンの使用等
パーフルオロカーボン類(PFCs)	半導体の製造、溶剤の使用等
六ふっ化硫黄(SF <sub>6</sub> )	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造
三ふっ化窒素(NF <sub>3</sub> )	半導体製造でのドライエッチング等

#### ⑤ 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガスの排出係数については、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（令和7年3月 環境省）」に基づく排出係数を用いることとし、他人から供給された電気の使用に伴う排出については、環境省及び経済産業省から毎年度公表している「電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）」における基礎排出係数を用いることとします。

### (3) 温室効果ガス排出量の増減要因分析

#### ① ガス別温室効果ガス排出量

令和5年度におけるガス別温室効果ガス排出量はCO<sub>2</sub>が大半を占め98.1%(4,611.9t-CO<sub>2</sub>)、次いでCH<sub>4</sub>で1.2%(58.1t-CO<sub>2</sub>)、N<sub>2</sub>Oで0.6%(27.9t-CO<sub>2</sub>)、HFC<sub>s</sub>で0.03%(1.2t-CO<sub>2</sub>)となりました。

#### ◆ガス別温室効果ガス排出量の推移及び割合

(単位：t-CO<sub>2</sub>)

ガス種別	平成26年度 (基準年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
CO <sub>2</sub>	4,945.7	4,727.2	5,476.4	5,518.1	5,651.3
CH <sub>4</sub>	63.6	61.3	56.8	57.1	57.5
N <sub>2</sub> O	31.5	30.2	28.4	26.7	27.9
HFCs	1.2	1.3	1.7	1.7	1.5
合計	5,042.1	4,820.1	5,563.2	5,603.6	5,738.2

ガス種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
					排出量	割合
CO <sub>2</sub>	5,784.5	5,817.7	5,369.6	5,428.9	4,611.9	98.1%
CH <sub>4</sub>	57.9	58.8	59.0	59.5	58.1	1.2%
N <sub>2</sub> O	29.0	28.5	28.6	28.8	27.9	0.6%
HFCs	1.4	1.5	1.5	1.4	1.2	0.03%
合計	5,872.8	5,906.5	5,458.7	5,518.6	4,699.1	100%

※各温室効果ガスの排出量及び割合は四捨五入して表記しているため、合計が一致しない場合がある。

## ② 発生源別温室効果ガス排出量

令和5年度における発生源別ガス別温室効果ガス排出量は、電気が大半を占め83.9% (4,197.2t-CO<sub>2</sub>)、次いで都市ガスで6.4% (301.1t-CO<sub>2</sub>)、浄化槽で1.7% (79.6t-CO<sub>2</sub>)、公用車のガソリンで1.1% (53.6t-CO<sub>2</sub>)となりました。

### ◆発生源別温室効果ガス排出量の推移及び割合

(単位：t-CO<sub>2</sub>)

発生源別	平成26年度 (基準年度)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
電気	4,570.8	4,355.9	4,928.5	4,935.0	5,101.0	
都市ガス	179.7	167.2	310.5	327.6	326.2	
液化石油ガス	17.4	21.7	35.8	37.4	35.3	
灯油	67.2	61.1	56.0	70.7	47.6	
A重油	16.4	37.7	52.3	55.5	41.3	
ガソリン	0.1	0.1	0.2	0.2	0.6	
公用車	ガソリン	65.8	56.6	64.1	59.7	62.7
	軽油	28.6	27.0	29.1	31.9	37.7
自動車の走行	1.8	1.8	2.0	0.2	1.3	
自動車用エアコン	1.2	1.3	1.7	1.7	1.5	
浄化槽	93.1	89.7	83.0	83.6	83.0	
合計	5,042.1	4,820.1	5,563.2	5,603.6	5,738.2	

発生源別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
					排出量	割合	
電気	5,267.0	5,340.4	4,849.5	4,885.2	4,197.2	83.9%	
都市ガス	324.8	331.9	367.6	399.9	301.1	6.4%	
液化石油ガス	33.2	31.6	25.2	22.6	13.8	0.3%	
灯油	24.5	30.9	14.4	12.7	7.1	0.2%	
A重油	27.0	3.8	23.2	23.5	16.6	0.4%	
ガソリン	1.0	0.9	0.9	0.8	1.9	0.04%	
公用車	ガソリン	65.7	52.4	55.7	55.7	53.6	1.1%
	軽油	43.5	28.8	36.8	32.7	25.0	0.5%
自動車の走行	2.4	1.9	2.0	2.1	2.1	0.04%	
自動車用エアコン	1.4	1.5	1.5	1.4	1.2	0.03%	
浄化槽	82.4	82.4	81.9	81.9	79.6	1.7%	
合計	5,872.8	5,906.5	5,458.7	5,518.6	4,699.1	100%	

※各発生源の排出量及び割合は四捨五入して表記しているため、合計が一致しない場合があります。

#### (4) 温室効果ガス排出量の削減目標

国の地球温暖化対策計画において、地方公共団体実行計画（事務事業編）に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むことが求められていることから、政府実行計画で目標として掲げられている「2013年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減すること」を踏まえた目標を設定します。

本計画では、「令和12年度（2030年度）における温室効果ガス排出量を平成26年度（2014年度）比で50%削減」を目標とします。

#### 温室効果ガスの削減目標

令和12年度（2030年度）における温室効果ガス排出量を  
平成26年度（2014年度）比で**50%**削減

#### ◆温室効果ガス排出量の削減目標

(単位：t-CO<sub>2</sub>)

項目	平成26年度 (2014年度) 基準年度	令和5年度 (2023年度) 直近年度	令和12年度 (2030年度) 目標年度	削減目標
温室効果ガス排出量	5,042	4,699	2,521	△50%

## (5) 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組

### ① 基本方針

国の地球温暖化対策計画や政府実行計画、第3期埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）において示されている取組等を踏まえ、以下の基本方針のもと取組を進めていきます。

#### 省エネルギー・省資源行動の実践

職員一人ひとりが市民に対して模範となる自覚を持ち、カーボンニュートラルの実現に向けた意識を高めながら、省エネルギー・省資源行動を積極的に実践します。さらに、事務所等のエネルギー使用状況を把握する省エネルギー診断等の活用し、効果的な温室効果ガス削減に努めていきます。

#### 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

自家消費型の太陽光発電システムと蓄電池を併せて活用することで、発電した電力を効率的に利用できるだけでなく、災害時に独立したエネルギー源としての役割を担うこともできることから、公共施設への再生可能エネルギーと蓄電池の導入について、推進していきます。さらに、再生可能エネルギーの調達や契約を効率的に進めるため、「リバースオークション」により再生可能エネルギー由来の電力利用を促進していきます。

#### 財やサービスの購入等に当たっての取組

財やサービスの購入に当たっては、「グリーン購入」などの環境物品の調達等を適切に実施し、利用可能な場合にはシェアリングなどのサービスの活用も検討していくとともに、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の削減等に配慮していきます。

#### 建築物の建築、管理等に当たっての取組

「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）」等の適切な実施を踏まえつつ、庁舎等の公共施設について、建築物における省エネルギー対策を行うとともに、建築物の建築等に当たっての環境配慮を実施していきます。

#### フロン類の排出抑制

フロン類の大気中への排出を抑制するため、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）」等の法令に基づき、冷媒としてフロン類が使用されている機器等の適正な管理を行うとともに、当該機器等の廃棄時や整備時にはフロン類の充填や回収を適正に行います。

#### 吸収源対策の実施

森林や緑地はCO<sub>2</sub>を吸収することで温室効果ガス削減に貢献し、「カーボンオフセット」にも活用されます。美しい景観や都市の潤い・安らぎを提供する多機能な空間として、これらの適切な整備・保全を進め、持続可能な都市環境の形成を目指していきます。

## ② 温室効果ガス排出量の削減に向けた具体的な取組

### ▶ 省エネルギー・省資源行動の実践

取組項目	具体的な取組
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間・休日・昼休みは、必要以外の照明を消灯する。</li> <li>・会議室やトイレの未使用時は照明を消灯する。</li> <li>・残業時には不要な照明を消灯する。</li> <li>・照明の間引きの消灯を徹底する(屋外照明は、可能な限り時間短縮する)。</li> </ul>
空調	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クールビズやウォームビズなど、室温にあわせた服装にする。</li> <li>・空調の設定温度・湿度を適切に調整する(室内温度・夏の冷房時は 28 度、冬の暖房時は 20 度を目安とする)。</li> <li>・空調の風量を適切にする。</li> <li>・空調機設備の起動時刻を適切にする。</li> <li>・空調機の使用期間や時間の短縮に努める。</li> <li>・換気運転時間の短縮等、換気運転を適正化する。</li> <li>・除湿・再熱制御システムの再加熱運転を停止する。</li> <li>・フィルター等を清掃する。</li> <li>・ブラインドの有効利用、窓や出入口のこまめな開け閉めや、夏の夜間等の外気取り入れなどにより、冷暖房の効率的な利用を図る。</li> <li>・使用されていない部屋の空調を停止する。</li> </ul>
給水・給湯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給湯温度を適切に調整する。</li> <li>・給湯器を使用しないときは電源を切る。</li> <li>・冬季以外の給湯使用時間を短縮する。</li> </ul>
OA 機器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OA 機器を使用しないときは、電源を切る。可能なときはコンセントを抜く。</li> <li>・離席時や昼休みには、ノートパソコンの画面を閉じる。</li> <li>・パソコンやプリンター等の省エネモードを活用する。</li> <li>・パソコンのディスプレイを適切な輝度に設定する。</li> </ul>
公用車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車や公共交通機関が利用可能な距離、時間帯の場合は、これらの手段を利用する。</li> <li>・出張などは極力、公共交通機関を利用する。</li> <li>・不要なアイドリングはしない。</li> <li>・人待ちや荷物の積卸し時、踏み切り待ちのときは、エンジンを切る。</li> <li>・急発進、急加速をせず、省エネ運転に努める。</li> <li>・無駄な荷物は積載しない。</li> <li>・相乗りを励行する。</li> <li>・タイヤの空気圧の調整、エンジンのメンテナンスなどの整備を行う。</li> <li>・公用車走行ルートの見直しを行う。</li> </ul>

取組項目	具体的な取組
省エネルギー診断の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギー診断を活用し、施設の省エネポテンシャルを把握する。</li> <li>・省エネルギー診断結果により、職員の省エネ意識向上のための研修等を実施し、省エネ行動の徹底を図る。</li> </ul>
施設利用者への協力呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議室等の市民への貸し出しの際には、省エネルギー・省資源を呼びかける。</li> <li>・施設利用者に省エネルギー・省資源の協力が可能かを聞き、要望に沿った室内の空調や照明の調整を行う。</li> </ul>
廃棄物の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両面印刷、両面コピーを徹底する。</li> <li>・片面が使用済みの用紙の裏面利用に努める。</li> <li>・パソコンやタブレット等の活用により、会議用資料や事務手続きにおける紙の使用の削減に努める。</li> <li>・簡易包装された商品や詰め替え可能な製品の購入に努める。</li> <li>・耐久性の高い製品や再使用しやすい製品の購入に努める。</li> <li>・委託業者等に対して、納品の際の梱包、包装等の削減を要請する。</li> <li>・マイボトルやマイバッグを活用する。</li> <li>・カン、ビン、ペットボトル、資源プラスチック及び紙類等の分別を徹底し、リサイクルの推進に努める。</li> <li>・環境省が定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づき、環境に配慮した物品等の調達を推進する。</li> </ul>

➤ 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

取組項目	具体的な取組
再生可能エネルギーの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設へ再生可能エネルギーを率先導入に努める(太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、小水力利用など)。</li> <li>・再生可能エネルギーの更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池を積極的に導入する。</li> </ul>
リバースオークションの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生エネルギー電力の調達において、競下げオークション形式を活用し、コストと環境負荷を両立した最適な電力利用を促進する。</li> </ul>

➤ 財やサービスの購入等に当たっての取組

取組項目	具体的な取組
公用車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低燃費かつ低排出ガス性能による環境負荷の低減に留意し、電動車(電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド自動車(PHV)など)の率先した導入を目指す。</li> <li>・保有車両台数の見直しを行う。</li> <li>・燃料の補給量、走行距離を把握・管理する。</li> </ul>

取組項目	具体的な取組
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高効率型の照明器具を導入する。</li> <li>・照明対象範囲を細分化する。</li> <li>・人感センサーを導入する。</li> <li>・窓ガラスに、日照調整フィルムを設置する。</li> </ul>
空調	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可変風量制御方式を導入する。</li> <li>・ヒートポンプシステムを導入する。</li> <li>・エネルギー消費効率の高い空調機設備へ更新する。</li> <li>・全熱交換器を導入に努める。</li> <li>・スケジュール運転・断続運転制御システムを導入する。</li> <li>・個別制御エアコンへ更新する。</li> <li>・適正規模の機器を選択する。</li> </ul>
給水・給湯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー消費効率の高いボイラー等へ更新する。</li> <li>・節水型器具・自動水洗・自動洗浄装置を導入する。</li> <li>・LP ガス、都市ガスや灯油等の燃料設備の改修、コージェネレーションシステムの導入等を行う。</li> </ul>
受変電	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー損失の少ない変圧器へ更新する。</li> </ul>
昇降機 (エレベーター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インバータ制御システムを導入する。</li> <li>・エレベーターの高度制御(各時間帯の運行管理)を行う。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動販売機の台数の適正化、省エネ型の自動販売機の設置を要請する。</li> <li>・OA 機器、電気冷蔵庫等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものについては廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、省エネ型のものを選択する。</li> <li>・エネルギーの使用量を把握・管理する。</li> </ul>
物品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する物品等の購入にあたっては、効率的な物品購入、グリーン購入を図る。</li> <li>・製品やサービスを購入する際には、必要性を検討し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先する。</li> </ul>
電力の調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーや、二酸化炭素排出係数の小さい多様なエネルギーの選択に努める。</li> <li>・カーシェアリングの活用を検討する。</li> </ul>

➤ 建築物の建築、管理等に当たっての取組

取組項目	具体的な取組
新築・改築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の目標に沿った公共施設の ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)化を検討する。</li> <li>・断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシ等の導入などにより、建築物の断熱性能の向上に努める。</li> <li>・建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に定める省エネ基準に適合する省エネ性能向上のための措置を講ずる。</li> </ul>
省エネルギー化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設の改修に当たっては、エネルギーの効率的な利用の観点から、費用対効果の高い合理的な対策を計画する。</li> <li>・エネルギー管理の徹底を図るため、各府省庁において、大規模な庁舎を中心に、ビルのエネルギー管理システム(BEMS)を導入すること等によりエネルギー消費の見える化及び最適化を図る。</li> </ul>

➤ フロン類の排出抑制

取組項目	具体的な取組
フロン類の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器の点検や点検履歴等の保存を行い、使用時の漏えい対策に取り組む。</li> <li>・機器等の廃棄時や整備時にはフロン類の充填や回収を適正に行う。</li> </ul>

➤ 吸収源対策の実施

取組項目	具体的な取組
緑地の整備・保全や緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の緑地を保全し、環境に配慮した緑化や緑地の整備に努める。</li> <li>・公園等の適切な整備・維持管理を進める。</li> <li>・公共施設の緑化を推進する。</li> </ul>
公共施設への県産材の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、福祉施設、医療施設などの公共施設において、循環型社会の構築と地球温暖化の防止等を目的として、県産木材を利用に努める。</li> </ul>
カーボンオフセットの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他自治体との連携による森林整備と二酸化炭素排出量の実質削減を同時に実現するカーボンオフセット事業を行う。</li> </ul>

## 第7章 八潮市気候変動適応計画

### 1 適応に関する基本的な考え方

#### (1) 国や県の影響評価結果

国の「気候変動適応計画」では、「農業・林業・水産業」「水環境・水資源」「自然生態系」「自然災害・沿岸域」「健康」「産業・経済活動」「国民生活・都市生活」の7つの分野について、現状と将来の気候変動に基づく影響と適応の基本的な施策が示されています。

このため、環境省は「気候変動適応計画」の見直しに向けて、おおむね5年ごとに国全体の「気候変動影響評価」（気候変動適応法第10条による）を行っています。

この「気候変動影響評価」では、全7分野71項目を対象として、既存の文献や気候変動及びその予測結果などを活用して、「重大性」「緊急性」「確信度」の観点から評価を行っています。

埼玉県では、国の「気候変動影響評価報告書」や気候変動に関するモニタリング結果等を踏まえた「地球温暖化対策（適応策）の方向性」を示すとともに、「埼玉県気候変動適応センター」を設置し、適応策の計画及び実施のため、県内の気象データや影響情報など、適応策に役立つ情報を収集・整理するとともに、様々な手段を通じ、これらの情報提供をしています。

八潮市気候変動適応計画においても、これらとの整合性を担保しつつ、策定を行いました。



◆国の気候変動影響評価7分野

出典：環境省「気候変動適応情報プラットフォームポータルサイト」

## (2) 本市における気候変動影響評価

本市の地域特性を考慮して気候変動への適応を進めていくにあたり、国の気候変動影響評価手法を踏襲しつつ、以下2つの観点から、本市が今後重点的に取り組む分野・項目を選定しました。

### 【項目の選定理由】

- ①国の「気候変動影響評価報告書」において、「重大性」、「緊急性」、「確信度」が特に大きい、あるいは高いと評価されている、本市に存在する分野・項目。
- ②本市において、気候変動によると考えられる影響が既に生じている、あるいは本市の地域特性を踏まえて重要と考えられる分野・項目。

選定結果は次のとおりとなります。

### ■本市で対策を行うべき分野の整理

【重大性】●:特に重大な影響が認められる	◆:影響が認められる
-:現状では評価できない	
【緊急性】●:高い	▲:中程度
■:低い	-:現状では評価できない
【確信度】●:高い	▲:中程度
■:低い	-:現状では評価できない



## 農業・林業・水産業

大項目	小項目	国の影響評価 2020			選定理由
		重大性	緊急性	確信度	
農業	水稲	●	●	●	①及び②
	野菜等	◆	●	▲	②
	果樹	●	●	●	①及び②
	病害虫・雑草等	●	●	●	①及び②
	農業生産基盤	●	●	●	①及び②



## 水環境・水資源

大項目	小項目	国の影響評価 2020			選定理由
		重大性	緊急性	確信度	
水環境	河川	◆	▲	■	②
水資源	水供給（地表水）	●	●	●	①及び②
		●			
水資源	水供給（地下水）	●	▲	▲	②



## 自然生態系

大項目	小項目	国の影響評価 2020			選定理由
		重大性	緊急性	確信度	
陸域生態系	里地・里山生態系	◆	●	■	②
淡水生態系	河川	●	▲	■	②
その他	生物季節	◆	●	●	②
	分布・個体群の変動 (在来種)	●	●	●	①及び②
	分布・個体群の変動 (外来種)	●	●	▲	②



## 自然災害

大項目	小項目	国の影響評価 2020			選定理由
		重大性	緊急性	確信度	
河川	洪水	●	●	●	①及び②
	内水	●	●	●	①及び②
その他	強風	●	●	▲	②



## 健康

大項目	小項目	国の影響評価 2020			選定理由
		重大性	緊急性	確信度	
暑熱	死亡リスク等	●	●	●	①
	熱中症等	●	●	●	①及び②
感染症	節足動物媒介感染症	●	●	▲	②



## 市民生活・都市生活

大項目	小項目	国の影響評価 2020			選定理由
		重大性	緊急性	確信度	
都市インフラ・ライフライン等	水道、交通等	●	●	●	①及び②
その他	暑熱による生活への影響等	●	●	●	①及び②

## 2 気候変動による影響とその適応策

ここでは「1」で選定した分野・項目について、項目ごとにこれまでに生じている影響及び将来予測される影響を示します。



### (1) 農業

#### ①水稲

##### ➤ 気候変動による影響

平成 22 年に水稲で高温障害による白未熟粒が多発しており、特に埼玉県が育成した品種である「彩のかがやき」の品質低下が著しく、経済的な損害も発生しました。この年の極端な高温障害は、特別な出来事だと思われませんが、夏季の気温と一等米比率との間には負の相関があり、温暖化の進行は米の生産にマイナスの影響を与えと考えられます。

将来的には、高温障害による品質低下の発生頻度が高くなることや、等級下落による価格低下により生産者の経営に対する影響が大きくなると懸念されます。

- 読売新聞(H22.10.13)  
「猛暑で不作 農家悲鳴 県産米彩のかがやき規格外続出 加須市長ら知事に支援訴え」
- 東京新聞(H24.9.26)  
「猛暑で県産ブランド米 彩のかがやきまた白濁」

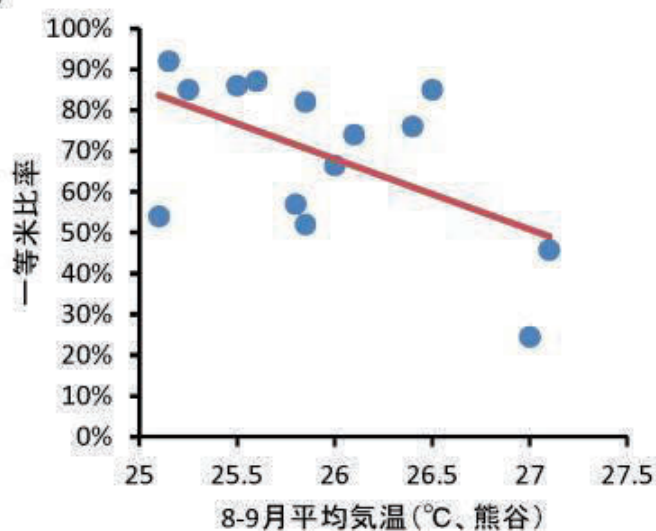


正常粒



白未熟粒

埼玉県における8-9月の平均気温と一等米比率との関係(8-9月平均気温が25℃以上の年)



◆平成 22 年、平成 24 年の「彩のかがやき」の高温障害

出典：埼玉県環境科学国際センター

##### ➤ 影響に対する適応策

- 温暖化に対応した品種、高温耐性優良品種について、栽培技術や最新の動向等について情報提供等による普及啓発を行います。

## ②野菜等

### ➤ 気候変動による影響

埼玉県野菜生産は、農業産出額の約5割を占め、主な作目となっており、その中でも生産量が全国2位のホウレンソウでは、高温によって病害や抽だい（花茎が伸張・分枝する現象）が増加しています。

また、高温が成長にも影響し、気温が3℃上昇すると成長量は12～18%程度減少するとの予測もあります。今後、温暖化が進行すると生産量の減少が予想されるため、野菜生産への悪影響が懸念されます。

その他の野菜では、ナスやトマトの高温による着花・着果不良などの生育不良も懸念されています。

### ➤ 影響に対する適応策

- 温暖化に対応した品種、高温耐性優良品種について、栽培技術や最新の動向等について情報提供等による普及啓発を行います。

## ③果樹

### ➤ 気候変動による影響

埼玉県では、ブドウが高温によって果皮の着色が遅くなったり、阻害されたりすることが生じており、埼玉県で生産量の多い品種「巨峰」は、気温が30℃以上になると着色不良が発生しやすく、特に夜の温度が高いと発生しやすくなります。果樹は、多年生作物なので、一度植えると数十年に渡って生産を続けます。

本市においては、温州ミカンや柿などの果樹が栽培されていますが、影響が出始めていると想定されます。

しかしながら、温暖化の影響により栽培適地が変化することが予測されており、例えば、温州ミカンの栽培適地は、現在は九州や四国などの西南暖地の沿岸地域ですが、温暖化が進行すると、令和22年（2040年）以降には関東地方や北陸の一部も栽培適地になるとの予測もあります。よって温暖化が進行すると、埼玉県は温州ミカンの生産適地となる可能性があります。

果樹への気候変動による影響は確実に発生・進行している状況であり、将来的に長期的な影響が生じるものと懸念されます。

### ➤ 影響に対する適応策

- 気候変動による農作物への影響について情報収集を行うとともに、農業従事者に対して情報提供及び普及啓発を行います。

## ④病害虫・雑草等

### ➤ 気候変動による影響

本市では未確認であるものの、埼玉県内では、イネカメムシが稲を吸汁することによる不稔被害が近年多発していることから、広域的な防除が必要となる可能性があります。

また、発生した病害虫は既存の登録薬剤で防除が可能であり、これらの病害虫による経済的損害は発生していない状況ですが、様々な学術的知見を踏まえると、今後、大きな被害をもたらすような病害虫等が新たに発生する可能性があります。

### ➤ 影響に対する適応策

- 気候変動の影響による病害虫の生息・生育範囲拡大や移動に関する情報の収集及び提供を行います。
- 防虫ネット、防蛾灯、紫外線除去フィルム等の早期・長期利用を図ります。
- 生産環境の変化に対応した園芸作物病害虫防除技術などの情報提供による普及啓発を図ります。

## ⑤農業生産基盤

### ➤ 気候変動による影響

気候変動影響評価報告書では、既に降水は短期間にまとめて強く降る傾向が増加しており、一方、ため池などでは少雨の頻度が増加したことで、貯水量が十分に回復せず、用水不足などの問題が全国的に生じていることが示されています。

渇水や洪水が頻発することにより、ため池等の用水管理労力の増大や農地・農業用施設災害の激甚化が懸念されているほか、渇水リスク、洪水リスクの二極化の進行については確信度が高いと評価されており、長期的な影響は大きいと懸念されます。

### ➤ 影響に対する適応策

- 排水路等の整備による農地・農業用施設の被害の防止や、既存施設の機能強化・長寿命化等を進めます。
- ICT を活用した水管理状況のモニタリングなどの技術動向について情報提供による普及啓発を図ります。



## (2) 水環境・水資源

### ①河川

#### ➤ 気候変動による影響

気候変動影響評価報告書によると、全国の河川における 3,121 観測点のうち、夏季では 73%、冬季では 77%における水温の上昇が確認されています。また、降水量の変化幅が大きくなることから、異常洪水や異常渇水の発生や、河川の増水に伴う濁水も予想されます。埼玉県では、大場川において平成 22 年に淡水赤潮が発生し、魚の斃死などの被害が生じています。

将来的に、水温の上昇による DO (溶存酸素量) の低下、DO の消費を伴った微生物による有機物分解反応や硝化反応の促進、植物プランクトンの増加による異臭味の増加等が予測されています。

#### ➤ 影響に対する適応策

- 気候変動の影響により、河川に生息・生育する水生動植物等の生態系や水質など河川環境に影響が生じる懸念があるため、河川環境に関するモニタリングを実施し、知見の蓄積を図ります。

### ②水供給（地表水、地下水）

#### ➤ 気候変動による影響

降雨状況が変化しており、無降雨・少雨が続くことなどにより、日本各地で渇水が発生しています。

埼玉県の水需要は減少傾向となっていますが、温暖化の影響により暑熱による水需要の増加と、渇水による水不足が重なった場合は給水の不足が懸念されます。

また、地下水については、表流水を主水源としており、灌漑用水としても河川水利用が多いことから、影響はさほど大きくはないと想定されます。

#### ➤ 影響に対する適応策

- 水の有効利用を促進するため、水の重要性や大切さについて住民の関心や理解を深めるための教育、普及啓発活動等を行います。
- 関係者間で、渇水時における水融通・応援給水体制をあらかじめ検討するほか、渇水対策の検討を支援するガイドラインを活用して、関係者が連携し、徐々に深刻化していく渇水の被害を軽減するための対策等の促進を図ります。
- 関係機関や報道機関と連携し、通常時及び渇水のおそれのある早い段階からの情報発信と節水の呼びかけの促進を図ります。



### (3) 自然生態系

#### ①里地・里山生態系、河川、生物季節、分布・個体群の変動

##### ➤ 気候変動による影響

近年、埼玉県内に生息していなかった南方系の生物が侵入・定着する事例が増えており、代表的な生物としてチョウ類のムラサキツバメとツマグロヒョウモンが挙げられます。また、平成12年以降、ムラサキツバメとツマグロヒョウモンが急増しており、ツマグロヒョウモンについては最も普通に見られるチョウとなってしまっています。

生物季節に関しては、埼玉県内で既に影響は出ており、さくらの開花は50年あたり約6日早まっているほか、イロハカエデの紅葉は有意に遅くなる傾向がみられています。

将来的に生態系において分布域の変化やライフサイクル等の変化が生じ、これまでいかなかった外来生物の定着や生態系への被害のリスク増加等が懸念されます。



#### ◆南方系昆虫の侵入定着

出典：埼玉県気候変動適応センター

##### ➤ 影響に対する適応策

- 個体数の減少が危惧され、なおかつ地域にとって重要な機能を持つ種に対して、生息・生育する野生動植物種の保護対策を実施します。
- 気候変動の影響による侵略的外来種について、生態系等に係る被害を及ぼすリスクが増加した種について適切な対応を行います。



## (4) 自然災害

### ①洪水、内水

#### ➤ 気候変動による影響

埼玉県内では、時間 50mm を超える降雨が過去の 10 年間（平成 3 年～平成 12 年）の 24 回に対し、直近の 10 年間（平成 23 年～令和 2 年）は 36 回と約 1.5 倍になっています。また、発生頻度では平成 7 年～平成 27 年の間で約 2 倍に増加しており、既に影響が顕在化しています。

地域適応コンソーシアム事業関東地域「降水量の増加と社会状況の変化を考慮した都市圏の内水氾濫リスク評価」の解析モデルによる将来予想の結果、内水浸水範囲が拡大する可能性が示されています。また、線状降水帯等の強雨は、今世紀後半に向けて増加していくと予想されています。

#### ➤ 影響に対する適応策

- 浸水想定区域図に加えて、緊急時の避難場所を示したハザードマップの公表により、住民・事業者に対して防災情報の提供を行います。
- 一定規模の降雨により発生する洪水に対する浸水被害防止のため、下水道施設や透水性舗装等により、排水機能向上のための整備を進めます。

### ②強風

#### ➤ 気候変動による影響

埼玉県では過去の 10 年間（平成 13 年～平成 22 年）の突風等の発生回数は 14 件であり、直近の 10 年間（平成 23 年～令和 2 年）では 25 件に増加しています。

気候変動影響評価報告書では、気候変動に伴い強風や強い台風の増加が予測されているほか、竜巻発生条件の出現頻度が高まることも予測されています。

#### ➤ 影響に対する適応策

- 強風等について災害情報を収集する体制の整備を進めます。



## (5) 健康

### ①暑熱（死亡リスク・熱中症等）

#### ➤ 気候変動による影響

暑熱環境の悪化による健康影響も顕在化しており、埼玉県における熱中症による搬送者数は、平成 22 年以降特に増加し 3000 名前後の高いレベルで推移していましたが、平成 30 年には、初めて 6000 名を超えています。

また、熱中症搬送者数と気温との関係は明らかで、日最高気温が 30℃を超えると搬送者数は増加し、35℃を超えると急増しています。

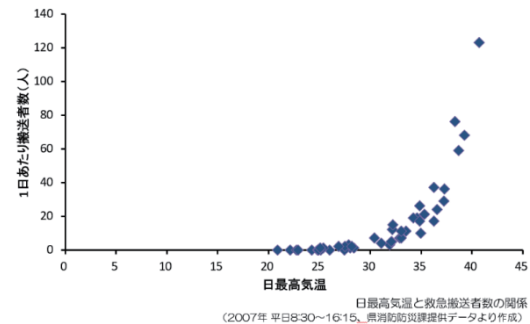
気温上昇の影響として、特に人々が感じる熱ストレスの増大が指摘され、熱中症リスクの増大に加え、発熱・嘔吐・脱力感による救急搬送人員の増加、睡眠の質の低下による睡眠障害有症率の上昇が報告されています。

埼玉県における更なる気温の上昇により、熱ストレスによる死亡リスクが高まることや、熱中症等による救急搬送者数や死亡数等が増加することが懸念されます。

埼玉県における熱中症搬送者数と搬送後の死亡者数の推移



熱中症搬送者数と気温との関係



#### ◆熱中症搬送者数の増加

出典：埼玉県気候変動適応センター

#### ➤ 影響に対する適応策

- クールビズやエアコンの適正利用など、温暖化に適応したライフスタイルの推進に向けて、熱中症予防の注意喚起と対処法の普及啓発を実施します。
- 熱中症による健康被害を防ぐため、暑さ指数（WBGT）や警戒アラートなどの情報をリアルタイムで提供し、予防行動を促進します。
- 公民館や図書館など冷房設備のある施設をクールオアシスやクーリングシェルターとして設置し、暑さをしのげる場の確保を推進します。
- 児童生徒等の熱中症対策や学習環境の改善を図るため、教室だけでなく体育館等へ冷房設備を整備します。
- 熱中症対策の推進に係る関係機関等との連携協力体制の整備を行います。

## ②感染症

### ➤ 気候変動による影響

埼玉県における更なる気温の上昇は、感染症を媒介する蚊やダニが増加することが想定されます。また、蚊媒介感染症のほとんどは海外からの輸入例ですが、今後気温の上昇により感染症を媒介する動物との接触が増えることで、国内感染例が増加することが懸念されることから、長期的な影響は大きいと考えられます。

### ➤ 影響に対する適応策

- 蚊やダニが媒介する感染症に関して、正しい知識の普及を図ります。



## (6) 市民生活・都市生活

### ①水道、交通等

#### ➤ 気候変動による影響

全国的に大雨による交通網の寸断や電気・ガス・水道のライフラインの寸断が報告されています。

吉見浄水場を対象とし、2081～2100年の月平均降水量を用いて各月の河川流量を予測した研究では、洪水による水道施設被害や高濁度化のリスクが増加することが想定されており、過去と比較して洪水リスク発生の閾値が増加する傾向が見られます。

将来的には、交通インフラに関して道路のメンテナンス、改修、復旧に必要な費用が増加することや、洪水氾濫が大規模に生じた場合には広域にわたり都市ガスの深刻な供給停止が発生することなどが予測されています。

堤防決壊による洪水等の影響を受けると埼玉県営浄水場からの給水が行えなくなるため、断水のリスクが増加することから影響が大きいと懸念されます。

#### ➤ 影響に対する適応策

- 適正な道路の維持管理を行うため、道路パトロールや定期点検等を行い、より耐久性・耐水性の高い舗装を導入するなど、気象条件の厳しい環境下でも道路の健全性を維持します。
- 水、食料、携帯トイレ、電池、カセットコンロなどの備蓄や自家発電機の整備など、各家庭、企業における防災知識の普及・啓発を図ります。
- 各ライフライン関係企業との連携による情報伝達体制の強化を図り、より迅速で正確な災害対応状況の周知を図ります。
- 通行可能な道路や道路冠水、洪水などの情報を踏まえ、指定避難所や避難路について住民への周知徹底に努め、円滑な避難行動等を支援します。
- 停電による県民生活への影響を最小限に抑えるため、報道機関等を通じ電力施設の被害状況及び復旧予定等を迅速かつ適切に周知を行います。また、病院等災害拠点施設や公共機関、水道、通信などの重要インフラ施設の強化を図ります。

## ②暑熱による生活への影響等

### ➤ 気候変動による影響

近年は大都市だけでなく、中小都市でもヒートアイランド現象が確認されており、その影響により都市部では短期的な降水量が増加する一方、周辺地域では降水量が短期的に減少する可能性があることが報告されています。

埼玉県におけるさらなる気温の上昇は、熱中症リスクや快適性の観点に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

### ➤ 影響に対する適応策

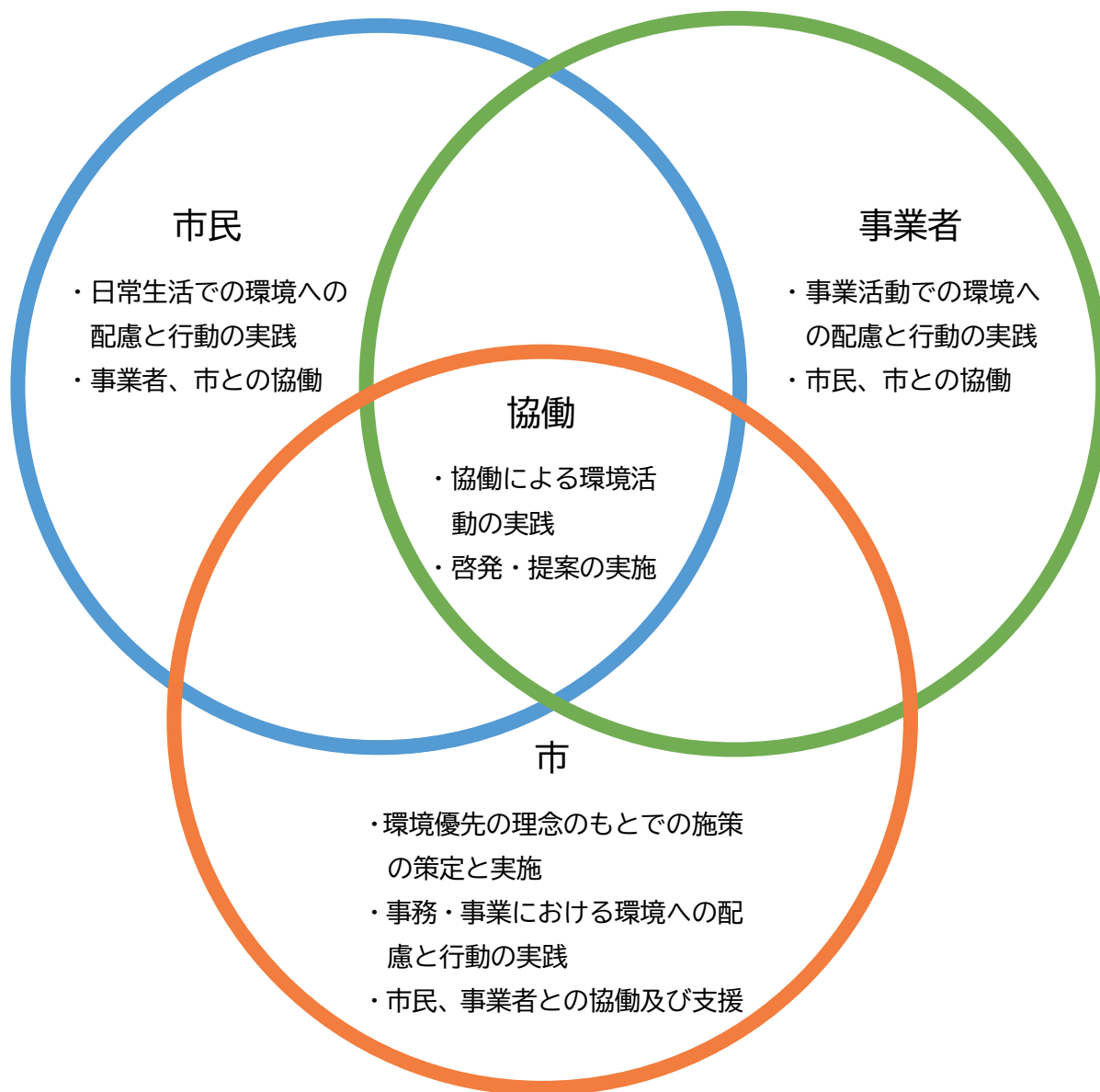
- 打ち水の普及啓発や緑のカーテン等による日陰・クールスポットの創出を行う等、暑熱環境に適応したライフスタイルの構築を推進します。
- 市民などができるヒートアイランド対策について周知啓発を進めます。

## 第8章 計画の推進

### 1 各主体の役割と協働

望ましい環境像と環境目標の実現に向けて、市、市民、事業者の各主体による、日常生活や事業活動にあたっての環境への配慮や行動の実践が不可欠です。

また、それぞれの立場に応じた役割分担のもと、互いに連携して環境活動を実践するとともに、啓発や提案を行うなど、協働による取組が重要です。



## 2 推進体制

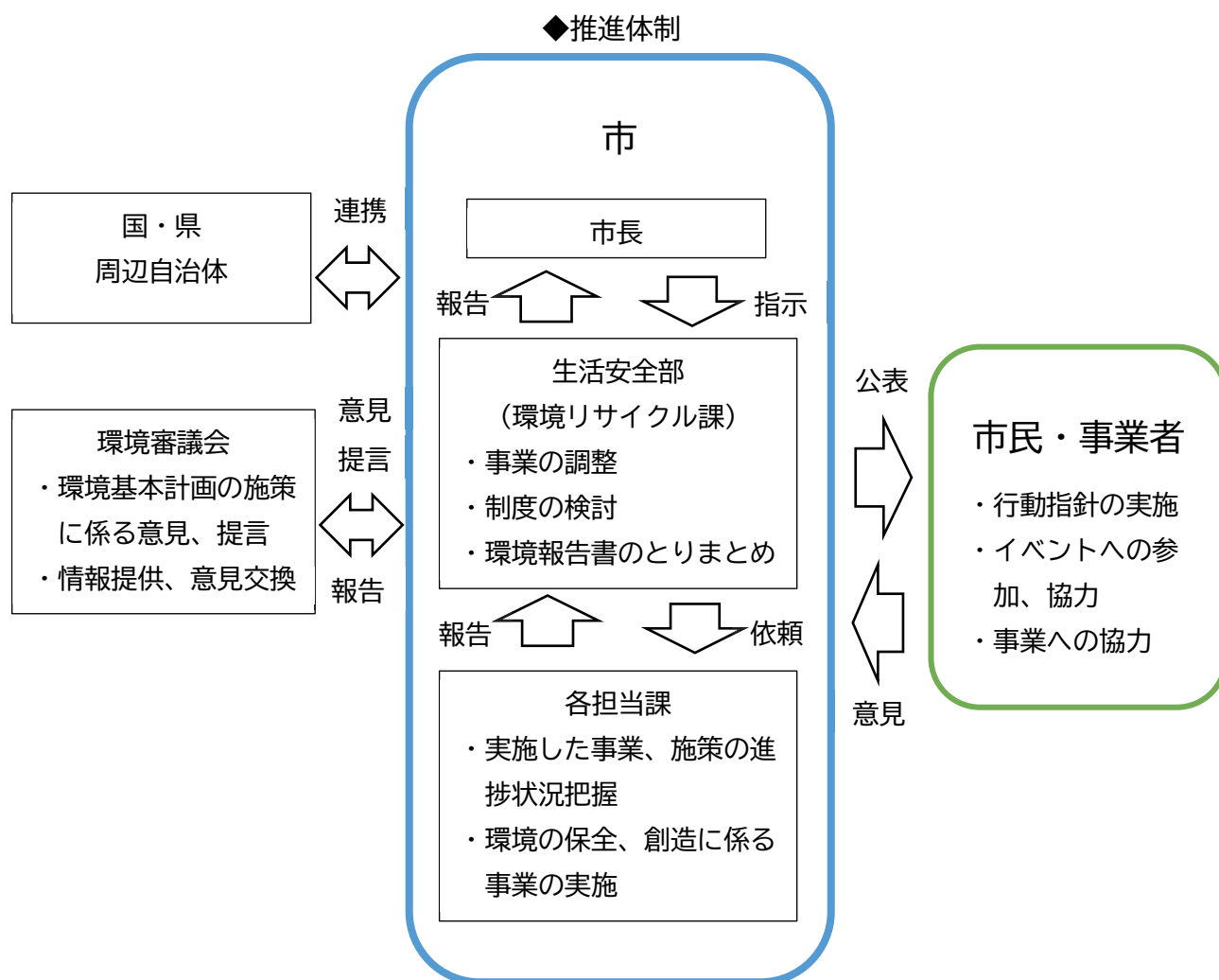
環境基本計画の着実かつ計画的な推進を図っていくために、市、市民、事業者の三者の協働による体制づくりを行います。

市は、市長をはじめ、環境施策の総合的な調整と推進を図る役割を担う生活安全部（環境リサイクル課）を中心として、各担当課を含む体制を整えます。

また、環境審議会は、環境の保全等に関する基本的事項を調査審議を行います。

市民、事業者は、互いに連携・協力しながら、日常生活や事業活動において環境への配慮や環境保全行動を実践するとともに、市の施策への協力、意見や提案を行うことが期待されます。

さらに、市、市民、事業者の三者協働により、環境活動を実践するとともに、啓発や提案をしていくための、推進組織の設置を検討します。

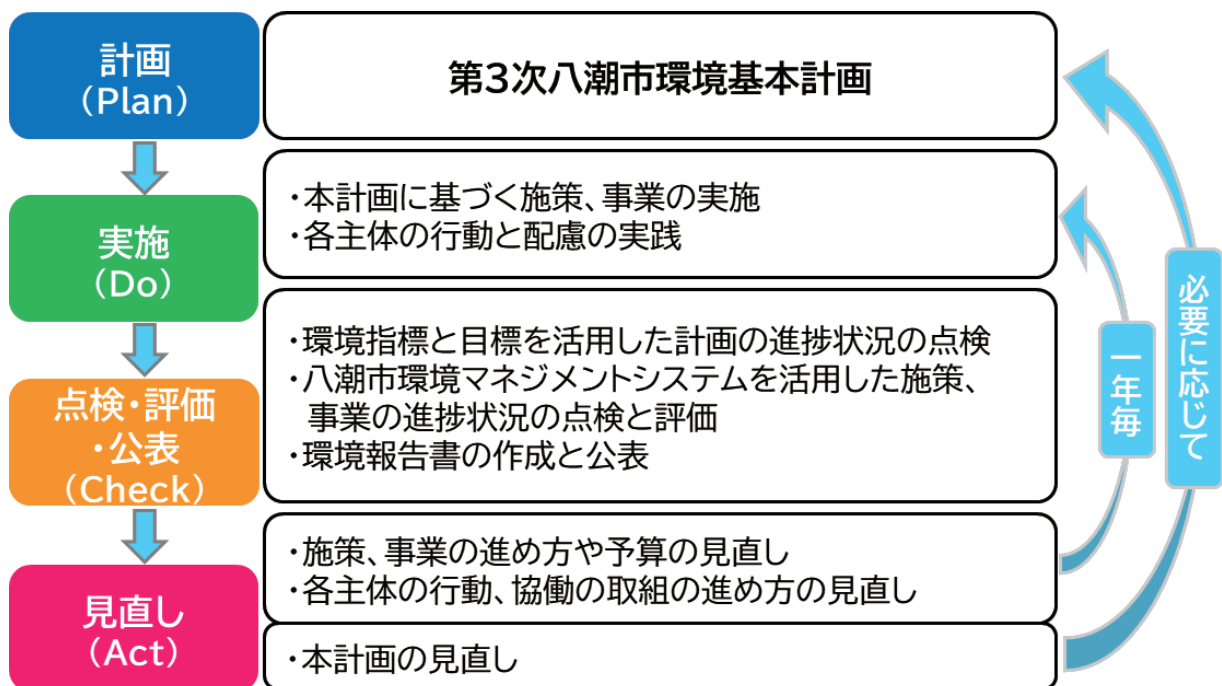


### 3 進行管理

環境基本計画の着実かつ計画的な推進にあたっては、市、市民、事業者の三者の協働により、環境保全の取組や、計画の内容の継続的な改善を図ることが重要です。

そこで、環境基本計画では、計画（Plan）→実施（Do）→点検・評価・公表（Check）→見直し（Act）といったPDCAサイクルに沿って進行管理を行い、計画内容や計画に基づく施策・事業の継続的な改善を図ります。

また、進行管理にあたっては、八潮市環境基本条例第10条に基づき、報告書の作成による結果の公表によって行うこととします。



#### 【進行管理のポイント】

##### <環境マネジメントシステムの活用>

市は、本計画に基づく施策・事業の実施にあたり、本市独自の環境マネジメントシステム（EMS）を活用して、毎年度、目的や目標及び実施計画を策定し、進捗状況の点検と評価を行います。

##### <環境指標・目標の活用>

本計画は、環境指標と目標の進捗状況や達成状況などにより、進捗状況を点検します。なお、環境指標と目標は、計画の推進段階においても必要に応じて見直しを行います。

##### <環境報告書等による公表、評価>

市は、毎年度、計画の進捗状況の点検結果などについて、環境審議会に報告するとともに、環境報告書や広報、市のホームページなどを通じて、市民等に公表します。

寄せられた市民等の意見等は、施策・事業や計画の見直しに反映させていきます。

# 資料編

資料1：八潮市環境基本条例	-----	1
資料2：環境関連条例	-----	7
資料3：第3次八潮市環境基本計画策定の経緯	-----	8
資料4：用語解説索引	-----	15

# 資料1 八潮市環境基本条例

(平成19年12月19日 条例第29号)

八潮市環境基本条例

## 目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 環境の保全等に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に当たっての環境優先の理念(第7条)

第2節 環境基本計画(第8条・第9条)

第3節 市が講ずる環境の保全等の施策等(第10条—第20条)

第4節 国及び他の地方公共団体との協力等(第21条・第22条)

第5節 地球環境保全及び国際協力(第23条)

第3章 環境審議会(第24条—第29条)

## 附則

私たちのまち八潮は、中川、綾瀬川など三方を川に囲まれ、川を通じて自然とふれあい、水とともに暮らしてきた。

かつては、米や野菜の生産を中心とする純農村地帯であったが、首都圏における人口と産業の集中の影響を強く受け、急速な都市化に伴い、人口の急増、工場の進出、交通量の増大等による水質汚濁、大気汚染、廃棄物の増大、悪臭など様々な公害問題が発生するなかで、緑は減少し、川は濁り、空気も汚れて豊かな環境が失われつつある。

私たちの社会経済活動は、便利さや物質的な豊かさを求めて様々な資源やエネルギーを大量に消費し、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、その結果、地球温暖化等すべての生物の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

もとより健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受する権利は、すべての市民が共有する権利である。また、かけがえのない限りある環境を将来の世代に引き継ぐべきことは、すべての市民の責務である。

地球環境は、資源・エネルギーの循環と動植物などをはじめとする生態系の微妙な均衡の上に成り立っているものであり、すべての生命を育む源である。

このため、私たちは、自らが環境に負荷を与えていることを深く認識し、地球環境を保全するため、市民、事業者、行政が協力して、生活様式や社会経済システムを見直し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指していかなければならない。

このような認識の下、私たちは、共に力を合わせて、人と自然とが共生できる良好な環境を保全及び創造し、環境への負荷の削減を推進し「水と緑にふれあえる、環境にやさしいまち八潮」を創りあげていくためにこの条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全等について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民の健康で快適かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全等 環境の保全及び創造(良好な自然環境が回復する条件の創出及び良好な生活環境等の創出)をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 循環型社会 廃棄物等の発生を抑制し、排出されたものをできるだけ資源として循環的に利用し、及び循環的に利用できないものを適正に処分することを徹底することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会をいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう。
- (5) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。

### (基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民が健康で快適かつ文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に推進されなければならない。

- 2 環境の保全等は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の環境の保全等に関する行動を自主的かつ積極的に行うことにより、資源やエネルギーを有効に活用する持続可能な循環型社会が構築されるように推進されなければならない。
- 3 環境の保全等は、人と自然とが共生し、及び環境への負荷の少ない社会が構築されるよう、すべての者の公平な役割分担の下に推進されなければならない。
- 4 環境の保全等は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることを考慮し、すべての者が自らの問題としてとらえ、それぞれの日常生活及び事業活動において推進されなければならない。

### (市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、基本理念にのっとり、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 第2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に当たっての環境優先の理念

(環境優先の理念)

第7条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全等について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、八潮市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、環境の保全等に関する次の事項を定めるものとする。

(1) 長期的な目標及び施策の方針

(2) 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ八潮市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

第3節 市が講ずる環境の保全等の施策等

(報告書の作成)

第10条 市長は、環境の状況及び環境の保全等に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(環境配慮の推進)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が当該事業を実施するに際し、その事業が環境に配慮されたものとなるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制措置)

第12条 市は、公害の原因となる行為及び環境の保全上の支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制措置を講ずるものとする。

(助成措置)

第13条 市は、市民又は事業者が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長するため、助成措置を講ずるように努めるものとする。

(資源等の循環的な利用等)

第14条 市は、市民及び事業者に対し、資源の循環的な利用、エネルギーの有効的な利用及び廃棄物減量化に努めるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効的な利用及び廃棄物減量化に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進等)

第15条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全等に関する活動が促進されるように、環境の保全等に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(民間団体等の環境の保全等に関する活動の促進)

第16条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全等に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、第15条の教育及び学習の推進並びに前条の民間団体等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第18条 市は、環境の保全等の施策に市民の意見を反映できるように、必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査等の体制の整備に努めるものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第20条 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

第4節 国及び他の地方公共団体との協力等

(国及び他の地方公共団体との協力)

第21条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全等の施策の策定及び実施に当たっては、国及び埼玉県その他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(民間団体との連携)

第22条 市は、環境の保全等に関する施策が民間団体等の積極的な参加と協働により効果的に推進されるよう連携に努めるものとする。

第5節 地球環境保全及び国際協力

(地球環境保全及び国際協力)

第23条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策の推進に努めるものとする。

2 市は、国及び埼玉県その他の関係機関と連携して、地球環境保全に関し、情報の提供等により、国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会

(環境審議会の設置)

第24条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全等に関して基本的事項を調査審議するため、八潮市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第25条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境の保全等に関すること。
- (2) 環境基本計画に関すること。
- (3) 日常生活に伴う環境への負荷の低減に関すること。
- (4) 事業活動に伴って生ずる公害の防止に関すること。
- (5) 自然環境の適正な保全に関すること。
- (6) 地球環境保全思想の普及に関すること。

(組織)

第26条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体が推薦する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第27条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 28 条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第 29 条 第 24 条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(八潮市環境審議会条例の廃止)

2 八潮市環境審議会条例(平成 6 年条例第 18 号)は、廃止する。

(八潮市環境審議会条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の八潮市環境審議会条例第 3 条第 2 項の規定により委嘱されている委員は、その任期が満了するまでの間、第 26 条第 2 項の規定により委嘱された委員とみなす。

## 資料2 環境関連条例

- 八潮市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成5年6月17日 条例第22号）
- 八潮市空き缶等のポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例（平成16年9月28日 条例第26号）
- あき地等に繁茂した雑草類の除去に関する条例（昭和45年3月14日 条例第14号）
- 八潮市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成18年3月22日 条例第6号）
- 八潮市ペット霊園の設置等に関する条例（平成14年9月25日 条例第28号）
- 八潮市環境基本条例（平成19年12月19日 条例第29号）
- 八潮市公害防止条例（昭和49年12月24日 条例第51号）
- 八潮市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成7年3月24日 条例第2号）
- 八潮市自転車駐車場設置及び管理条例（昭和58年12月26日 条例第17号）
- 八潮市自転車等の放置防止に関する条例（平成17年3月28日 条例第2号）
- 八潮市防犯のまちづくり推進条例（平成17年12月19日 条例第39号）
- 八潮市リサイクルプラザ設置及び管理条例（平成7年3月24日 条例第3号）
- 八潮市市民農園条例（平成16年6月24日 条例第18号）
- 八潮市産業経済振興条例（平成17年12月19日 条例第38号）
- 八潮市下水道条例（昭和57年12月27日 条例第28号）
- 草加都市計画事業鶴ヶ曾根・二丁目土地区画整理事業施行に関する条例（昭和57年10月18日 条例第25号）
- 草加都市計画事業稲荷伊草第二土地区画整理事業施行に関する条例（昭和58年6月23日 条例第10号）
- 草加都市計画事業大瀬古新田土地区画整理事業施行に関する条例（昭和59年12月24日 条例第15号）
- 草加都市計画事業八潮南部東一体型特定土地区画整理事業施行に関する条例（平成8年12月26日 条例第24号）
- 草加都市計画事業西袋上馬場土地区画整理事業施行に関する条例（平成8年12月26日 条例第25号）
- 八潮市都市公園設置及び管理条例（昭和49年6月24日 条例第35号）
- 八潮市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例（平成12年3月29日 条例第5号）
- 八潮市屋外広告物条例（平成19年3月23日 条例第3号）
- 八潮市上水道事業の設置等に関する条例（昭和42年3月20日 条例第4号）
- 八潮市路上喫煙防止条例（平成21年8月12日 条例第34号）
- 八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例（平成23年6月21日 条例第9号）

## 資料3 第3次八潮市環境基本計画策定の経緯

### (1) 第3次八潮市環境基本計画策定経過

○：庁内 □：審議会 ■：市民参加

	事 項	内 容	
令和5年度	6月2日	○庁議において、第3次八潮市環境基本計画の策定について報告	
	8月14日	第3次八潮市環境基本計画策定業務委託の締結	工又エス環境株式会社東京支社
	11月7日～ 11月24日	■環境に関する（市民・事業者）アンケート調査の実施	市民 1,000人 事業者 1,500事業所
	11月21日	○庁内関係各課へ省エネ診断に係るエネルギー利用設備調査の実施	
	11月29日	□第1回八潮市環境審議会 第3次八潮市環境基本計画の策定について	
	1月12日	○庁内関係各課へ八潮市環境基本計画関連指標、施策調査について依頼	
	2月27日	□第2回八潮市環境審議会 第3次八潮市環境基本計画の策定に伴う、環境に関する（市民・事業者）アンケート調査報告書について	
令和6年度	5月31日	□第1回八潮市環境審議会 ・第3次八潮市環境基本計画について諮問 (1) 第3次八潮市環境基本計画策定に伴う基礎調査報告書について (2) 第3次八潮市環境基本計画（骨子案）について審議	
	6月4日	○庁議において、第3次八潮市環境基本計画（骨子案）について報告	
	8月7日	□庁内関係各課へ第3次八潮市環境基本計画関連指標、目標値調査について依頼	
	8月28日	□第2回八潮市環境審議会 第3次八潮市環境基本計画（素案）について審議	
	11月29日	□第3回八潮市環境審議会 第3次八潮市環境基本計画（素案）について審議	

令和7年度	6月3日	□庁内関係各課へ第3次八潮市環境基本計画における実測値等調査について依頼	
	7月31日	□第1回八潮市環境審議会 第3次八潮市環境基本計画(素案)について審議	
	9月18日～ 9月25日	○庁内関係各課へ第3次八潮市環境基本計画(素案)に対する意見等について確認	
	10月7日	○庁議において、第3次八潮市環境基本計画(素案)について報告	
	11月10日～ 12月10日	○第3次八潮市環境基本計画(素案)のパブリックコメント	
	2月6日	□第2回八潮市環境審議会 (1) 第3次八潮市環境基本計画(案)について審議 (2) 第3次八潮市環境基本計画(案)について(答申)	
	2月19日	○庁議において、第3次八潮市環境基本計画(案)について報告	
	3月3日	○庁議付議	

## (2) 諮問

八潮環第94号

令和6年5月31日

八潮市環境審議会

会長 高橋 金作 様

八潮市長 大山 忍

### 第3次八潮市環境基本計画について（諮問）

標記計画の策定にあたり、八潮市環境基本条例第25条第2号の規定により、貴審議会の意見を求めます。

### (3) 答申

八潮環審第2号

令和8年2月6日

八潮市長 大山 忍 様

八潮市環境審議会

会長 高橋 金作

#### 第3次八潮市環境基本計画（案）について（答申）

令和6年5月31日付け、八潮環第94号で諮問のありました標記の件について、当審議会は慎重に審議を重ねて結論に至ったため、別添のとおり答申いたします。

なお、計画の推進に当たっては、下記の事項に留意されるよう申し添えます。

#### 記

- 1 本計画が目指す望ましい環境像である「水と緑にふれあえる、環境にやさしいまち八潮」の実現に向けて、各施策を着実に実施すること。
- 2 本計画は、八潮市地球温暖化対策実行計画・事務事業編及び区域施策編、八潮市気候変動適応計画を内包する計画であることから、市が率先して各取組を総合的に推進すること。
- 3 地球温暖化対策を重要な柱として位置づけ、脱炭素社会及び循環型社会の実現に向け、市民、事業者との協働により、各施策を総合的に推進すること。

## (4) パブリックコメント実施結果

### 1 意見募集期間

令和7年11月10日（月）から令和7年12月10日（水）まで（30日間）

### 2 提出された意見

提出された意見なし

## (5) 八潮市環境審議会委員名簿

任期：令和3年10月1日から令和5年9月30日

（敬称略 ◎会長、○副会長）

区 分	氏 名	推薦団体等
条例第26条第2項第1号 学識経験を有する者	石川 麗子	学識経験者（弁護士） 任期：R3.10.1～R5.1.31
	久能 由莉子	学識経験者（弁護士） 任期：R5.2.1～R5.9.30
条例第26条第2項第2号 関係団体が推薦する者	稲村 健太郎	（社）草加八潮医師会
	竹本 美恵子	八潮市商工会
	柳川 勝美	草加八潮工業会
	○ 木内 武彦	NPO 法人埼玉環境カウンセラー協会
	種家 宗利	（一社）八潮青年会議所
条例第26条第2項第2号 関係行政機関の職員	斉藤 龍司	埼玉県越谷環境管理事務所 任期：R3.10.1～R5.3.31
	福田 真道	埼玉県越谷環境管理事務所 任期：R3.4.1～R5.9.30
条例第26条第2項第4号 その他市長が必要と認める者	◎ 高橋 金作	市民代表
	岸 美枝	市民代表

任期：令和5年10月1日から令和7年9月30日

(敬称略 ◎会長、○副会長)

区 分	氏 名	推薦団体等
条例第26条第2項第1号 学識経験を有する者	久能 由莉子	学識経験者（弁護士）
条例第26条第2項第2号 関係団体が推薦する者	稲村 健太郎	（社）草加八潮医師会
	竹本 美恵子	八潮市商工会
	柳川 勝美	草加八潮工業会
	○ 木内 武彦	NPO 法人埼玉環境カウンセラー協会
	大森 繁幸	（一社）八潮青年会議所
条例第26条第2項第2号 関係行政機関の職員	福田 真道	埼玉県越谷環境管理事務所
条例第26条第2項第4号 その他市長が必要と認める者	◎ 高橋 金作	市民代表
	岸 美枝	市民代表

任期：令和8年2月6日から令和10年2月5日

(敬称略 ◎会長、○副会長)

区 分	氏 名	推薦団体等
条例第26条第2項第1号 学識経験を有する者	久能 由莉子	学識経験者（弁護士）
条例第26条第2項第2号 関係団体が推薦する者	稲村 健太郎	（社）草加八潮医師会
	田中 恵子	八潮市商工会
	柳川 勝美	草加八潮工業会
	○ 木内 武彦	NPO 法人埼玉環境カウンセラー協会
	大場 悠貴	（一社）八潮青年会議所
条例第26条第2項第2号 関係行政機関の職員	福田 真道	埼玉県越谷環境管理事務所
条例第26条第2項第4号 その他市長が必要と認める者	◎ 高橋 金作	市民代表
	岸 美枝	市民代表

## (6) 事務局

### 令和5年度

No	所 属	職 名	氏 名
1	生活安全部	部長	荒浪 淳
2	生活安全部 環境リサイクル課	副部長兼課長	向 忠義
3	生活安全部 環境リサイクル課 環境保全係	係長	佐藤 安茂
4	生活安全部 環境リサイクル課 環境保全係	主任	稲田 邦彦

### 令和6年度

No	所 属	職 名	氏 名
1	生活安全部	部長	荒浪 淳
2	生活安全部 環境リサイクル課	副部長兼課長	向 忠義
3	生活安全部 環境リサイクル課 環境保全係	係長	佐藤 安茂
4	生活安全部 環境リサイクル課 環境保全係	主事	渡邊 凱彦

### 令和7年度

No	所 属	職 名	氏 名
1	生活安全部	部長	向 忠義
2	生活安全部 環境リサイクル課	副部長兼課長	内海 光章
3	生活安全部 環境リサイクル課 環境保全係	係長	佐藤 安茂
4	生活安全部 環境リサイクル課 環境保全係	主事	渡邊 凱彦

## 資料4 用語解説索引

用語	用語解説	初出頁	掲載頁
英数字			
3R (スリー・アール)	循環型社会を構築するための取組。発生抑制 (リデュース Reduce)、再使用 (リユース Reuse)、再生利用 (リサイクル Recycle) の3つの頭文字。	14	14, 29, 32, 35, 37, 38, 64
HEMS	「Home Energy Management System」の略称で、家庭内のエネルギー (主に電気) の使い方を見える化して、効率よく管理・制御するためのシステムのこと。	92	92
3R+Renewable	3RにRenewable (リニューアブル) という「再生可能な資源に切り替える」考え方が加わったもの。	11	11, 37
ISO14001	環境管理に関する国際的な規格。事業者がそれぞれの活動の中で環境問題との関わりを考え、環境負荷低減に向け、事業行動の改善を継続的に実施するシステムを自ら構築し、そのシステムの構築と運用を公正な第三者 (審査登録機関) が評価を行う。	70	70
NPO	Non Profit Organization の略で、民間の非営利団体のこと。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を配分することを目的としない団体の総称。	70	70
PCB (ポリ塩化ビフェニル)	PCB は昭和4年に初めて工業製品化されて以来、その安全性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、様々な用途に用いられてきたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、昭和49年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止された。PCB 廃棄物については、処理施設の整備が進まなかったことなどから事業者が長期間保管し続けてきたが、その確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年にPCB 廃棄物処理特別措置法が施行され、平成24年の政令改正で平成39年3月31日までに処理を終えることが規定された。	48	48
V2H	「Vehicle to Home」の略称で、電気自動車 (EV) に貯めた電気を家庭で使えるようにする仕組みのこと。	26	26
ZEB	「Net Zero Energy Building」の略称で、建物で使うエネルギーを省エネや創エネ等により限りなくゼロに近づけること。	112	112
あ行			
アイドリング・ストップ	自動車の駐停車時にエンジンを止めること。埼玉県生活環境保全条例により信号待ちや交通混雑により停止する場合等を除き、運転者に義務付けられている。また、一定規模以上の駐車場の設置者や管理者には、利用者に向けた周知看板の掲出等が義務付けられている。	56	56, 58, 99
アスベスト (石綿)	天然に存在する繊維状の鉱物。軟らかく、耐熱、耐摩耗性に優れているため、ボイラー配管の被覆、自動車のブレーキ、建築材などに広く利用された。しかし、繊維が肺に突き刺さったりすると肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、使用制限または禁止されるようになった。	26	26, 48, 50
一般廃棄物	家庭から排出される廃棄物と、事業所から排出される廃棄物のうち産業廃棄物に該当しないもの。	2	2, 14, 67, 87, 89, 98

エコアクション 21	広範な中小企業、学校、公共機関などを対象とした「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための環境省が策定したガイドラインに基づく認証・登録制度。	70	70
エコツアー	自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方として、エコツーリズムが注目されている。エコツーリズムの考え型に基づくエコツアーが、近年、数多く企画・実施されている。平成 20 年 4 月には、エコツーリズム推進法が施行された。	71	71
エコドライブ	環境にやさしい自動車の運転方法のこと。「駐停車時のアイドリング・ストップ」、「高速道路などにおける適正速度での走行」、「タイヤの空気圧の適正化」など自動車運転者一人ひとりの心がけが大气汚染物質や燃料消費量の削減につながる。	48	48, 50, 51, 56, 85, 99
エコマーク	私たちのまわりにあるさまざまな商品の中で、製造、使用、廃棄などによる環境への負荷が他の同様の商品と比較して相対的に少ないなど、その商品を利用することにより環境保全に役立つと認められる商品に付けられるマーク。(財)日本環境協会が認定を行っており、代表的な商品としては、リターナブルびん(回収の上再利用されるびん)、古紙を原料にした印刷用紙、無漂白のコーヒーフィルターなどがある。	68	68
エコライフ DAY	埼玉県が実施している、県民へのエコライフの普及を図る事業。簡単なチェックシートを利用して、広く県民にエコライフを経験していただくもの。参加者は、チェックシートを見ながら1日、省エネ・省資源など環境に配慮した生活を体験する。事業所、団体、学校などと連携し、参加者を募るキャンペーンを展開している。	58	58
温室効果ガス	太陽放射により暖められた熱が宇宙に逃げるとき、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質を持つ気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の7種類が温室効果ガスとして定義されている。通常それぞれのガスの温室効果を二酸化炭素に換算してその量を表す。	1	1, 2, 8, 10, 13, 22, 26, 58, 75, 77, 79, 80, 81, 82, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 100, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109
か行			
外来生物	国外や国内の他地域から人為的(意図的又は非意図的)に持ち込まれることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育する生物。	18	18, 19, 21, 35, 40, 44, 120
街区公園	およそ 250 メートル以内の近隣の住民を対象として、児童の遊び、スポーツ、レクリエーションに供する公園。	19	19
開発事業	一定規模の土地において行う、開発行為または建築行為をいう。「八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例」においては、自動車駐車場の設置、資材置場、廃棄物処理施設、廃棄物保管場、自動車洗車場または自動車販売店の設置を行う行為も開発事業として位置付けている。	30	30, 31, 42, 53
環境アドバイザー	地域における自主的な環境保全活動を支援するために、埼玉県が設けた制度。原則として 30 人以上の参加が見込まれる環境問題に関する講演会・研修会などに、主催者からの申請に基づいて、県があらかじめ委嘱した講師(環境アドバイザー)を派遣する。派遣に要する費用は県が負担する。	70	70, 73

環境コミュニケーション	化学物質による環境リスク（人の健康や動植物の生息または生育に悪い影響を及ぼす可能性）について、市、市民、事業者が情報を共有し、意見交換などを通じて意思疎通と相互理解を図ること。	68	68, 70, 73
環境負荷	人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるもの。工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷のことを指す。	36	36, 58, 68, 96, 97, 110, 111
環境マネジメントシステム	組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」（EMS - Environmental Management System）という。環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション 21 や、国際規格の ISO14001 がある。他にも地方自治体、NPO や中間法人等が策定した環境マネジメントシステムがあり、全国規模のものにはエコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードがある。	58	58, 70, 127
環境学習応援隊	企業から学校に人材を派遣したり、学習プログラムを提供したりすることで、学校における環境学習の取組の支援を行う埼玉県制度。事業の趣旨に賛同する企業等を環境学習応援隊として登録している。	70	70
環境活動	日常生活や事業活動において、環境に配慮した生活や事業を営むことや、環境保全などのために、身近なところから始める行動のこと。また、環境の保全上直接の効果はなくても、環境について調べ学び、活動の仲間をつくることなども含まれる。	3	3, 24, 32, 35, 37, 38, 39, 68, 69, 70, 71, 101, 125, 126
環境基準	環境基本法により、国が定める「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」基準。ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法で定められている。	20	20, 21, 36
環境基本法	環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めた基本法。環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている。	1	1, 2
環境教育アシスタント	学校や子どもエコクラブ等における環境教育の支援を図ることを目的に、環境に関する豊かな知識や経験を有する人（環境教育アシスタント）を派遣する埼玉県制度。派遣に要する費用は県が負担する。	70	70
環境保全型農業	農業が有する物質循環型産業としての特質を最大限に活用し、農業がもつ環境保全機能を一層向上させるとともに、環境への負荷をできるだけ減らしていくことをめざすタイプの農業。具体的には、化学肥料や農業に大きく依存しない、家畜ふんなどの農業関係排出物等をリサイクル利用するなどの取組。	19	19, 30, 39, 40, 46, 47, 67
カーボンオフセット	CO <sub>2</sub> などの温室効果ガスの排出量を、他の場所での削減や吸収活動で埋め合わせるという仕組みのこと。	72	72, 95, 101, 108, 112

基準年度	計画の達成度を評価するために基準とした年度。本計画では平成 25 年度における各施策の指標ごとの実績値に基づき、施策の目標値を設定した（ただし、一部はデータの関係で平成 26 年度の実績値を使用）。	79	79, 80, 89, 93, 102, 103, 105, 106, 107
希少野生動植物	野生生物のうち、その種の存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は、著しく減少しつつあることなどにより、その種の存続に支障を来す事情があるもの。	44	44
気候変動枠組条約	地球温暖化対策に関する取組を国際的に協調して行うため平成 4 年（1992 年）5 月に採択され、平成 6 年（1994 年）3 月に発効した条約。気候系に対して危険な人為的影響を及ぼすことにならない水準において、大気中の温室効果ガス濃度を安定化させることを究極的な目的としている。	4	4
キッズエコ	子ども向けの環境教育の一環で、地球温暖化、ごみの分別、リサイクル、自然保護などについて、遊びながら学べるように工夫されたプログラム等のこと。	73	73
協働	本計画においては、市、市民、事業者が対等の立場に立ち、共通の課題においてパートナーシップに基づいて協力してまちづくりを進めること。	3	3, 15, 19, 21, 23, 24, 37, 39, 41, 42, 43, 49, 69, 70, 71, 72, 95, 125, 126, 127
グリーンコンシューマー	商品の購入時において、本当にその商品を購入する必要があるかを考え、また、価格だけでなく、環境への影響の少ない商品やサービスを優先的に購入するなど、環境にやさしい製品やサービスを選んで買い物をする消費者のこと。	65	65
グリーンマーク	古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収と利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として財団法人古紙再生促進センターが 1981 年（昭和 56 年）5 月に制定した。グリーンマークを表示することができる製品の要件は、古紙を原則として 40%以上原料に利用した製品であること。ただし、トイレットペーパーとちり紙は、古紙を原則として 100%原料に利用したもの、コピー用紙と新聞用紙は、古紙を原則として 50%以上原料に利用したもの。	68	68
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性ももっている。	67	67, 68, 108, 111
下水道の普及率	その地域に住んでいる人のうち、どれくらいの人が下水道を利用できる環境になっているかを示す指標。	26	26
建設副産物	建設工事に伴い副次的に得られる物品を総称して建設副産物という。①中間処理を必要とせず、そのまま原材料として利用されるもの（建設発生土や予め分別されたガラスくず、金属くず、廃木材、紙くず等の再生源[他人に有償で売却できる有価物]）、②廃棄物のうち、中間処理を行うことにより、原材料として有効利用の可能性があるもの（アスファルトコンクリート塊、コンクリート塊、建設汚泥、建設発生木材、建設混合棄物など）がある。	65	65

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請	「エネルギー消費性能の向上等のための建築物の新築等」（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第1項）の計画を規模等により所管行政庁（県または市）に認定申請するもの。	58	58
公害	環境基本法によると「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」をいう。この「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産、動植物とその生息・生育環境が含まれる。	3	3, 20, 36, 39, 48, 49, 50, 51, 73
光化学オキシダント	太陽光線（紫外線）によって複雑な光化学反応を起こして作られるオゾンなどの酸化性物質の総称。その影響は、眼や気道の粘膜刺激などの健康被害のほか、植物の葉の組織破壊など広範囲にわたる。また、光化学オキシダントのсмоッグを「光化学смоッグ」と呼称し、一般に同義に用いられる。	20	20
洪水ハザードマップ	八潮市では、周辺の自治体である春日部市、越谷市、三郷市、吉川市、松伏町と、埼玉県南東部広域洪水ハザードマップ作成協議会を設置し、周囲を流下している河川（利根川、江戸川、荒川、中川、綾瀬川、元荒川）がはん濫した場合を想定した洪水ハザードマップを作成した。 この洪水ハザードマップは、洪水はん濫による浸水危険区域とその程度、並びに、避難場所、避難路等の災害時の対応に必要な情報を住民の方々に事前に知らせることにより、住民の方々が洪水に対する危険性の認識を深め、その対応について事前に準備して頂くことにより、災害時の被害を最小限に止めることを目的としている。	63	63
コージェネレーションシステム	熱電供給システムのこと。発電と同時に発生した排熱も利用して、給湯・暖房などを行うエネルギー供給システム（タービン、ガスエンジン、燃料電池、家庭用燃料電池（エネファーム）など）。	97	97, 111
こどもエコクラブ	幼児（3歳）から高校生まで誰でも参加できる環境活動のクラブ。子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としている。	72	72, 73
<b>さ行</b>			
再生可能エネルギー	太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、生物由来のエネルギーや資源であるバイオマスなど、持続的に利用することができるエネルギーの総称。	21	21, 22, 34, 36, 39, 55, 56, 57, 93, 94, 95, 96, 97, 108, 110, 111
資源化率	資源化率（リサイクルプラザ）：リサイクルプラザで分別し、再利用できるごみと熱回収されたごみ 資源化率（燃えるごみを含む）：収集及び回収された後、再資源化及び再利用するごみ。	27	27, 66
次世代自動車	窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。具体的には、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、燃費目標基準値クリア（低燃費）かつ低排出ガス認定自動車などがある。	50	50, 51, 56, 92, 99

シックハウス症候群	新築やリフォームした住宅に入居した人の、目がチカチカする、喉が痛い、めまいや吐き気、頭痛がするなどの「シックハウス症候群」が問題になっている。その原因の一部は、建材や家具、日用品などから発散するホルムアルデヒドやVOC（トルエン、キシレンその他）などの揮発性の有機化合物と考えられている。「シックハウス症候群」については、まだ解明されていない部分もあるが、化学物質の濃度の高い空間に長期間暮らしていると健康に有害な様々な影響が出るおそれがある。	26	26, 50
循環型社会	これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」のスタイルを改め、地球環境を保全しつつ、限りある天然資源を大切に、持続的な発展を遂げていくために、資源・エネルギーの大量消費や廃棄物の発生を抑制するとともに、リサイクルなどの有効利用を進めて環境への負荷をできる限り低減しようとする社会。	11	11, 13, 14, 15, 33, 35, 37, 38, 55, 64, 112
循環資源	廃棄物等のうち有用なもの。（循環型社会形成推進基本法第2条第3項） 循環資源の処分の量を減らすことにより環境への負荷を低減する必要があることから、できる限り循環的な利用が行われなければならない。また、循環資源の循環的な利用及び処分に当たっては、環境の保全上の支障が生じないように適正に行われなければならない。（同法第6条第1項・第2項）	65	65, 66
省エネルギー診断	工場や事務所、店舗などの施設に専門家が訪問し、エネルギーの使い方をチェックし、ムダを減らすためのアドバイスをしてくれる制度のこと。	92	92, 96, 108, 110
食品ロス	食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。日本では、年間約1,700万トン（平成22年度推計）の食品廃棄物が出されています。このうち、食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は年間約500～800万トン（平成22年度推計）。これは、米の年間収穫量（約813万トン。平成23年水稻の主食向け）に匹敵する数量です。また、家庭における一人当たりの食品ロスは、1年間で約15kg試算されています。これは、ご飯1食を250gとすると、60食分にもなります。	11	11, 14, 23, 37, 64, 66, 67, 73
親水化	人が安全に河川や水路などの水に近づけるようにすることで、水に対する親しみを深めること。	25	25
水洗化率	下水道を利用できる地域に住んでいる人のうち、どれくらいの人が実際に下水道に接続し、水洗化しているかを示す指標。	20	20, 26, 51
生産緑地	生産緑地法により規定される、都市計画法上の地域地区の一つ。市街化区域内にある農地で、公害・災害の防止、都市環境の保全などに役立つ、500平方メートル以上の規模の区域で、市が指定したもの。	19	19, 46
生態系	植物、動物などの生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機質な環境を総合した系（システム）。生態系は動物・植物の再生産や、水や大気を循環させる仕組みを持っており、人間は食料や水、木材、燃料、医薬品など様々な恩恵を受けている。	6	6, 12, 14, 36, 39, 40, 42, 44, 61, 62, 75, 119, 120
生物化学的酸素要求量（BOD）	河川水や工場排水、下水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水質汚濁に関する代表的な指標。一定条件のもとで、微生物により有機物が酸化される際に消費される酸素の量をいう。数値が大きいほど汚濁の程度が高い。	20	20

生物多様性	生物多様性とは、「生きものたちの豊かな個性とつながりのこと」を言う。地球上の生きものは40億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生きものが生まれた。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きている。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。	3	3, 5, 6, 11, 12, 14, 19, 21, 35, 38, 40, 42, 44
<b>た行</b>			
ダイオキシン類	水素、炭素、酸素、塩素からなる化合物であるポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)の総称。多くの異性体があり、毒性が異なる。ダイオキシン類の量は最も毒性の強い異性体に換算した値(毒性等量=TEQ)で表す。	20	20, 48
地下鉄8号線	東京メトロ有楽町線のこと。「東京8号線」、「高速鉄道東京8号線」ともいう。	59	59
地球温暖化	人の活動によって発生する二酸化炭素、フロン、メタン等の温室効果ガスが、地球から宇宙に放出される熱を吸収し、地球の温度が上昇する現象のこと。	1	1, 2, 3, 7, 8, 13, 36, 37, 38, 48, 55, 58, 59, 61, 72, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 90, 91, 92, 93, 100, 101, 102, 103, 104, 107, 108, 112, 113
地球温暖化対策の推進に関する法律	京都議定書目標達成計画の策定や、地域協議会の設置等の国民の取組を強化するための措置、温室効果ガスの多量排出者に温室効果ガスの排出量を算定して国に報告することを義務付け、国が報告されたデータを集計・公表する「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」等について定めている。	2	2, 7, 103, 104
地球環境問題	人類の将来にとっての大きな脅威となってきた地球規模における環境問題。地球環境問題として現在認識され、かつ、取組がなされているのは、次のようなものがある。 ①地球温暖化、②オゾン層の破壊、③熱帯雨林の減少、④酸性雨、⑤砂漠化、⑥野生生物種の減少、⑦海洋汚染、⑧有害廃棄物の越境移動。それぞれの問題は、因果関係が相互に複雑に絡み合っている。	36	36, 73
地産地消	地域で生産されたものを地域で消費すること。また、地域で必要とするのを地域で生産すること。	19	19, 32, 39, 40, 46, 47
長期優良住宅	長期優良住宅とは、長期にわたり良好な状態で使用するために、大きく分けて以下のような措置が講じられている住宅を指す。 ①長期に使用するための構造及び設備を有していること ②居住環境等への配慮を行っていること ③一定面積以上の住戸面積を有していること ④維持保全の期間、方法を定めていること 上記の全ての措置を講じ、所管行政庁(県または市)に認定申請を行えば、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、長期優良住宅としての認定を受け、減税措置が受けられる。	58	58, 59

低炭素建築物	低炭素建築物とは、二酸化炭素の排出の抑制に資する建築物で、「都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）」に基づき、所管行政庁（県または市）が認定を行うもの。認定の対象は市街化区域等内における以下であることが定められている。 ①建築物の低炭素化に資する建築物の新築 ②低炭素化のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替え ③低炭素化のための建築物への空気調和設備、その他の政令で定める建築設備の設置 ④建築物に設けた空気調和設備等の改修 認定を受けると税制の優遇措置や、住宅ローンでの優遇が受けられる。	58	58
適応策	地球温暖化防止に向けた対策は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減して地球温暖化の進行を食い止め、大気中の温室効果ガス濃度を安定させる「緩和策」と、気候の変動やそれに伴う気温・海水面の上昇などに対して人や社会、経済のシステムを調節することで影響を軽減しようという「適応策」とに分類することができる。「適応策」は対処療法的な取組で、具体例としては、沿岸防護のための堤防や防波堤の構築、水利用の高効率化、土壌の栄養素の改善、伝染病の予防などが挙げられる。	1	1, 2, 8, 9, 13, 38, 39, 55, 61, 62, 63, 113, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124
都市生活型公害	近年、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式が定着し、人口や社会経済活動の都市への集中が一層進んだ中で、大都市地域の窒素酸化物等による大気汚染、生活排水等による水質汚濁など公害が進んだ。いわゆる都市生活型公害という。	73	73
都市農地	平成3年度の生産緑地法の改正により、市街化区域内農地は、宅地化できる農地と農業以外はできない保全する農地（生産緑地）に分けられた。宅地化できる農地をいわゆる都市農地という。	46	46
な行			
内水（浸水）ハザードマップ	水路やポンプ場などの排水施設の能力を上回る大量の降雨が生じた場合に、河川などに雨水を排水できないことにより発生する浸水を対象とし、過去に浸水が発生した区域の情報、避難場所などの情報を記載したもので、浸水被害に対して円滑な避難行動や防災意識の向上を目的としている。	63	63
二酸化炭素排出係数	単位活動量当たりのCO2排出量をいう。例えば、電力の排出係数は、1kWhの発電の際に排出されるCO2排出量をいう。	82	82, 83, 84, 85, 86, 111
二酸化窒素（NO <sub>2</sub> ）	主として物が燃焼することにより発生し、呼吸器に対して悪影響を与える。窒素酸化物（NOx）の1つで、発生源は自動車や工場・事業場など。	20	20
認定農業者	平成5年に制定された農業経営基盤強化促進法により、今後農業を担う農業者を認定する制度である。認定農業者は、この制度に基づき、経営の改善点について目標を立てて取り組むための「農業経営改善計画」を作成し、市町村長の認定を受けた農業者のこと。認定農業者に対しては、低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業等の各種施策が実施される。	25	25, 46, 47
は行			
ハッピーこまちゃん	八潮市は、有数の小松菜の産地であることから、地場野菜の小松菜をモチーフとし、健康増進及び食育推進を目的として当市のマスコットキャラクターとして誕生した。現在では、地域振興を含め広く活用され、市民に親しまれている。	46	46

バリアフリー	高齢者や障がいのある方等の社会的弱者が障壁なく設備やシステムを利用できる状態のこと。	58	58
ヒートアイランド	都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象。	35	35, 36, 40, 55, 58, 60, 62, 101, 124
PPA モデル	「Power Purchase Agreement（電力購入契約）」の略称で、企業や自治体などの需要家が太陽光発電設備を自分で購入せず、第三者（PPA 事業者）に設置してもらい、その電気を使う契約のこと。	97	97
ビオトープ	生物を意味する「Bio」と場所を意味する「Tope」を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。ビオトープには、森林や草地、河川や河原、池や湖沼など様々なタイプがある。ビオトープのタイプが異なれば、そこに生息したり利用したりする生きものの種類が異なる。そのため、生物多様性の保全には、多種多様なビオトープが必要となる。	18	18, 24, 25, 40, 41, 42, 44, 45
微小粒子状物質 (PM2.5)	大気中に浮遊する粒子のうち、粒径 2.5 $\mu$ m(マイクロメートル： $\mu$ m=100 万分の 1m) 以下の小さな粒子。肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。	20	20
浮遊粒子状物質 (SPM)	大気中に浮遊する粒径が 10 $\mu$ m(マイクロメートル： $\mu$ m=100 万分の 1m)以下の粒子状物質で、呼吸器に対して悪影響を与える。発生源としては、土壌・海塩粒子など自然起源のもの、工場、自動車などから発生する人為起源によるものや大気中でガス状物質が反応して二次的に生成されるものなどがある。	20	20
ポジティブリスト	食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度というのは、一定量以上の農薬等が残留する食品の販売等を禁止する制度のことである。平成 15 年に制定された食品衛生法第 11 条第 3 項及び厚生労働省の関係告示により規定され、平成 18 年 5 月に施行された。	46	46
保水性舗装	空隙の多い舗装に水を吸い込み保持する保水材を詰めた構造で、降雨によってしみこんだ水が蒸発する時の気化熱を利用して、路面温度の上昇を抑制するもの。	62	62
保存樹木等奨励金制度	八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例に基づき指定した保存樹木、保存樹林、保存生垣の所有者に対し、奨励金を交付する制度。保存樹木等の指定を受けた所有者は、適正に保存し、周辺の環境を良好に保つように努めなければならない。また、市民等は、保存樹木等が大切に保存されるよう協力しなければならない。	41	41
ま行			
水と緑のネットワーク	河川沿いの緑、公園や道路などの公共施設の緑、民有地の緑などをつなぎ、鳥や昆虫などの生き物の通り道や生息空間を確保すること。	41	41
や行			
やしお家づくりデザインマナーブック	この冊子は、街並みを構成し市民の暮らしに身近な「住宅」に着目した八潮らしい家づくりのための指針となるもので、本市の魅力紹介のほか、家を建てる前に知って得するお役立ち情報を掲載している。	53	53
有機 JAS マーク	有機 JAS マークは、農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないで、自然界の力で生産された食品を表しており、農産物、加工食品、飼料及び畜産物に付けられている。	47	47

優良建築物	地域の特性を活かした街並みを実現するための建築物等のこと。	26	26
優良農地	市内の市街化調整区域内の生産性の高い集団的な農地。 (八條地域の水田地帯、潮止地域の中川堤外畑作地帯)	20	20, 46
ら行			
リサイクル	廃棄物の再生利用により、省資源、省エネルギーを図る手法。	3	3, 23, 27, 39, 64, 65, 66, 67, 70, 98, 110
リバースオークション	通常のオークションとは逆で、買い手が価格や条件を提示し、それに対して売り手が競って価格を下げていく方式のこと。	97	97, 108, 110
緑道	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として設けられる植樹帯、歩行者路、自転車路を主体とする緑地で、公園、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。	25	25, 30, 31, 32, 42



## 第3次八潮市環境基本計画

令和8年3月

発行：八潮市

編集：八潮市生活安全部環境リサイクル課

〒340-8588 埼玉県八潮市中央1-2-1

TEL：048-996-2111

FAX：048-995-7367

電子メール：kankyo@city.yashio.lg.jp



この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

